

平成 28 年度

包括外部監査の結果報告書

及び報告に添えて提出する意見

鹿児島県の産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

鹿児島県包括外部監査人

目 次

I. 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した監査テーマ	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 監査テーマの選定理由	1
(1) 鹿児島県の状況	1
(2) 鹿児島県の対応	1
(3) 選定した理由	2
4. 監査の方法	2
(1) 監査の目的	2
(2) 監査範囲	3
(3) 監査要点	3
(4) 監査手続	7
(5) 鹿児島県的主要な事務手続	7
5. 監査実施期間	12
6. 監査担当者	12
7. 利害関係	12
II. 鹿児島県の産業・雇用の状況	13
1. 県内総生産	13
2. 一人あたり県民所得	14
3. 有効求人倍率	15
4. 県の人口構成	16
5. 産業別構成（従業者数）	17
6. 新規高卒者の県外就職率の推移	18
7. 企業立地協定数	18
8. 新規雇用者数	19
III. 監査対象の事業とかごしま将来ビジョンの関係	20
1. かごしま将来ビジョンと7つの施策との関係	20
2. かごしま将来ビジョンと監査対象とした事業の概要	21
IV. 選定した事業における監査結果と監査意見	22

1. 企業誘致促進事業(No.1)	24
(1) 事業の概要	24
(2) 事業費の概要.....	24
(3) 監査結果及び意見	26
2. 企業誘致ネットワーク事業(No.2)	30
(1) 事業の概要	30
(2) 事業費の概要.....	30
(3) 監査結果及び意見	31
3. 企業立地促進補助事業(No.3)	36
(1) 事業の概要	36
(2) 事業費の概要.....	37
(3) 監査結果及び意見	39
4. 内陸・臨海工業用地企業立地促進事業(No.4)	60
(1) 事業の概要	60
(2) 事業費の概要.....	60
(3) 監査結果及び意見	62
5. 発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金造成事業(No.5)	71
(1) 事業の概要	71
(2) 事業費の概要.....	71
(3) 監査結果及び意見	74
6. 鹿児島臨海環境整備基金造成事業(No.6)	77
(1) 事業の概要	77
(2) 事業費の概要.....	77
(3) 監査結果及び意見	78
7. 重点業種企業力向上支援事業 (No.8)	82
(1) 事業の概要	82
(2) 事業費の概要.....	82
(3) 監査結果及び意見	83
8. 工業技術センター試験研究事業 (No.10)	85
(1) 事業の概要	85
(2) 事業費の概要.....	86
(3) 監査結果及び意見	88
9. トライアル発注・販路開拓支援事業 (No.12)	102
(1) 事業の概要	102
(2) 事業費の概要.....	102
(3) 監査結果及び意見	103

10. 「知的財産推進戦略」推進事業 (No.15)	106
(1) 事業の概要	106
(2) 事業費の概要	106
(3) 監査結果及び意見	107
11. 発明奨励事業 (No.16)	110
(1) 事業の概要	110
(2) 事業費の概要	110
(3) 監査結果及び意見	111
12. 高齢者就業機会確保事業(No.20)	115
(1) 事業の概要	115
(2) 事業費の概要	115
(3) 監査結果及び意見	116
13. 認定職業訓練振興事業(No.21)	127
(1) 事業の概要	127
(2) 事業費の概要	127
(3) 監査結果及び意見	129
V. 外部監査人の所感	133
1. 鹿児島県の産業・雇用に関する課題	133
2. 産業・雇用に関する事業への提言	133
(1) 事業の見直しを含めた検証の必要性	133
(2) 事業範囲の拡大を含めた見直しの必要性	134
(3) 県の保有する財産の有効活用の必要性	134
3. 最後に	135
VI. 巻末資料～その他の監査対象事業の概要	136
1. 発電用施設周辺地域振興基金造成事業(No.7)	136
(1) 事業の概要	136
(2) 事業費の概要	137
2. 重点業種広域連携事業 (No.9)	138
(1) 事業の概要	138
(2) 事業費の概要	138
3. 下請企業振興事業 (No.11)	139
(1) 事業の概要	139
(2) 事業費の内訳	139
4. 県内中小企業人材育成支援事業 (No.13)	140

(1) 事業の概要	140
(2) 事業費の概要.....	140
5. 鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業 (No.14)	141
(1) 事業の概要	141
(2) 事業費の概要.....	141
6. 若年者就業促進対策事業(No.17)	142
(1) 事業の概要	142
(2) 事業費の概要.....	143
7. ふるさと人材確保事業(No.18).....	145
(1) 事業の概要	145
(2) 事業費の概要.....	145
8. 障害者雇用促進事業(No.19)	146
(1) 事業の概要	146
(2) 事業費の概要.....	146
9. 技能向上促進事業(No.22).....	148
(1) 事業の概要	148
(2) 事業費の概要.....	148
10. 職業能力開発校施設整備事業(No.23).....	149
(1) 事業の概要	149
(2) 事業費の概要.....	149
11. 職業能力開発校設備整備事業(No.24).....	150
(1) 事業の概要	150
(2) 事業費の概要.....	151

I. 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した監査テーマ

(1) 監査対象

鹿児島県の産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要な範囲で他の年度についても実施した。

3. 監査テーマの選定理由

(1) 鹿児島県の状況

鹿児島県内では近年相次いで電機関連企業の工場撤退や縮小等が続いており、地域経済及び雇用に深刻な影響を与えている。農林水産業においては、後継者不足・国際的な競争激化などの課題を抱えている。観光においても平成 28 年 4 月の熊本地震の影響により観光客減が懸念される場所である。そして、平成 25 年度の一人あたり県民所得は 2,399 千円であり、全国平均 3,065 千円との格差が大きい。

雇用面でも、平成 28 年平均の県の有効求人倍率 1.02 倍は全国平均 1.36 倍との格差が大きい。また、新規高卒者の県外就職率が約 50%と高く、若年層の県外流出が顕著である。

(2) 鹿児島県の対応

平成 20 年 3 月に策定された「かごしま将来ビジョン」においては、概ね 10 年後を見据えて県が目指す将来の社会像を明らかにするとともに、中長期的な観点から、継続的に又は新たに取り組むべき課題と解決策等を盛り込み、県のあるべき姿や県政の基本的な方向性を示している。

その中で「新時代に対応した戦略的な産業おこし」「誰もがいきいきと活躍できる

雇用環境づくり」を掲げており、産業・雇用施策は重要な課題と認識している。

(3) 選定した理由

県の産業の活性化・雇用環境の向上が現在及び将来の県民生活に重要な影響を与えるため、その施策については県民の関心も高いと思われる。

そのため産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について、合规性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討することは有意義であると判断し監査テーマとして選定した。

4. 監査の方法

(1) 監査の目的

1) 合规性に関する検討

事業の事務執行手続が、法令、条例、規則、要綱等に準拠して行われているかの検討。

2) 合理性に関する検討

事業の事務執行手続が、3E の観点（※）から効果的、効率的、経済的に行われているかの検討。

なお、合规性に関する検討結果は「監査結果」として記載し、合理性に関する検討結果は「監査意見」として記載した。

※3E の観点とは、監査対象について、目的にかなっているかの有効性（Effectiveness）、よりよい成果が上がる方法で行っているかどうかの効率性（Efficiency）、無駄な経費を使っていないかどうかの経済性（Economy）に注目して検討することである。

(2) 監査範囲

1) 対象事業

実施した監査範囲は下記のとおりである。

- ・「かごしま将来ビジョン」の「新時代に対応した戦略的な産業おこし」のうち「新産業の戦略」に関連する事業と「誰もがいきいきと活躍できる雇用環境づくり」のうち「ふるさとでいきいきと働ける環境づくり」に関連する事業のうち、事業費 1,000 千円以上かつ県の財源比率 50%以上のもの。ただし、平成 27 年度終了事業は除いた。なお、対象とした事業の詳細は「Ⅲ.2. かごしま将来ビジョンと監査対象とした事業の概要」に記載している。

2) 対象科目

県の予算・決算は、「款」「項」「目」「節」に分類され、「節」が最も小さな単位である。原則として事業費のうち、金額的重要性を考慮し、「負担金補助及び交付金」「委託料」を対象としたが、必要に応じてその他の節（「備品購入費」「積立金」等）も対象科目に加えた。

(3) 監査要点

対象科目の監査要点は、以下のとおりである。

1) 「負担金補助及び交付金」の監査要点

- ① 申請手続き等の法令等への準拠性
申請、決定、交付等の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。
- ② 金額算定等の適正性
金額の算定、交付方法、交付時期、交付手続は適正に行われているか。
- ③ 実績報告等の適正性
実績報告が適正に行われているか。
実績報告の内容、使途は適正か。
交付団体等への指導・監督は適切に行われているか。
補助事業の効果測定及びフィードバックは適切か。

④ 補助金等対象の適切性

補助金等の対象は適切であり公益上の必要はあるか。

公益性のない事業又は団体に交付されていないか。

補助金等対象事業と交付先団体の独自の事業との区別は明確になっているか。

⑤ 産業雇用施策等との整合性

・事業費が施策の目的に沿ったものとなっているか。

2) 「委託料」の監査要点

① 契約手続き等の法令等への準拠性

委託契約の契約事務は法令規則に沿って適切に行われているか。

② 金額算定等の適正性

委託契約にかかる予定価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか。

また、金額は契約の内容に対し適正な水準か。

③ 契約相手の選定方法の適正性

契約相手の選定方法は公正性かつ透明性をもって行われているか。

④ 契約内容の適切性

委託契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか。

⑤ 契約履行状況管理の適切性

委託契約については、コストの管理は適切に行われているか。

契約締結以降、契約の履行状況確認は、適切に実施されているか。

⑥ 産業雇用施策等との整合性

事業費が施策の目的に沿ったものとなっているか。

3) 「備品購入費」の監査要点

① 備品購入契約の法令等への準拠性

備品購入契約の事務は法令規則に沿って適切に行われているか。

② 金額算定等の適正性

備品購入価格は根拠資料に基づき適切に算定されているか。また、金額は購入品の内容に対し適正な水準か。

③ 契約相手の選定方法の適正性

契約相手の選定方法は公正性かつ透明性をもって行われているか。

④ 契約内容の適切性

契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか。

⑤ 契約履行状況管理の適切性

契約締結以降、契約の履行状況確認は、適切に実施されているか。

⑥ 産業雇用施策等との整合性

事業費が施策の目的に沿ったものとなっているか。

4) 「積立金」の監査要点

① 積立金対象基金の法令等への準拠性

- ・ 条例や諸規則等に従って、設置目的に沿った運営・管理を適切に行っているか。
- ・ 基金の積立てに関して、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていないか。積立て方針は適切に整備・運用されているか。
- ・ 基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか。取崩し方針は適切に整備・運用されているか。
- ・ 基金の運用に関して、確実性、効率性は確保されているか。運用方針は適切に整備・運用されているか。

② 積立金対象基金の繰替運用等の効率性

県全体の資金繰りに照らして、繰替運用・一時借入金の借入れ等が効率的に実施されているか。

③ 積立金対象基金運用の適切性

- ・ 行財政改革の観点から、適切な基金制度の運用がなされているか。
- ・ 出資法人が有する基本財産及び特定資産に、実質的な県の基金といえるものがないか。

5) 「その他」の監査要点

① 法令等への準拠性

手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

② 金額算定等の適正性

根拠資料に基づき適切に算定されているか。

また、金額は事業の内容に対し適正な水準か。

③ 産業雇用施策等との整合性

事業費が施策の目的に沿ったものとなっているか。

(4) 監査手続

監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

1) 会計データの入手と分析

平成 27 年度決算の一般会計の会計データを入手し、分析を行った。

2) 関係書類の閲覧、検証

対象とした科目について、その用途を証する関係書類を閲覧し検証した。

3) 関係部署への質問

関係書類の検証の過程において関係部署に質問を行った。

4) その他の監査手続

上記以外で必要と認めた手続を実施した。

(5) 鹿児島県の主な事務手続

当監査報告書で取り上げた県の主な事務手続の概要・流れを記載する。

1) 支出負担行為

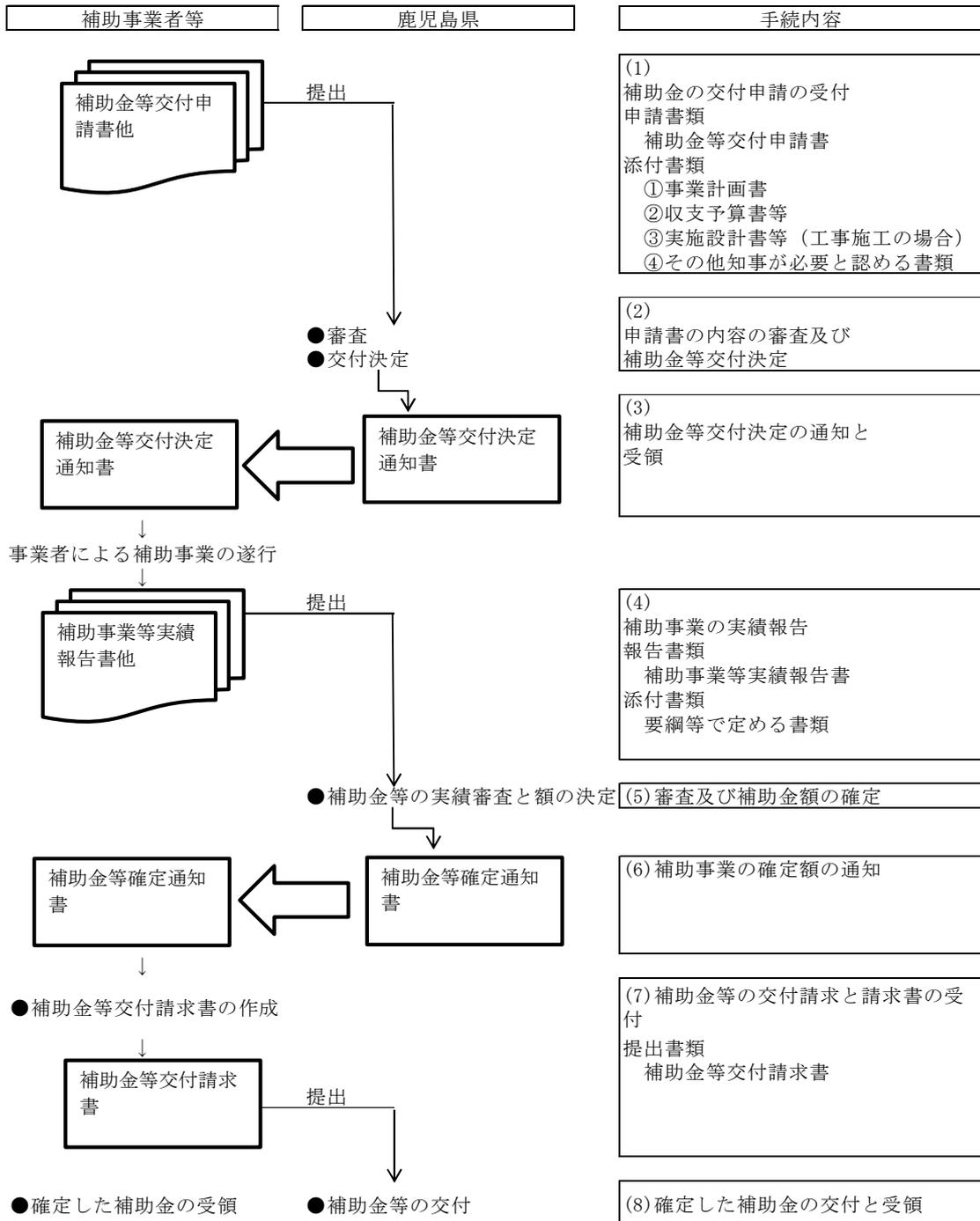
鹿児島県会計規則別表第 5 によると、今回の監査で対象とした「負担金補助及び交付金」、「委託料」の支出負担行為に必要な書類は以下のとおりである。

節	内容		支出負担行為に必要な書類
負担金 補助及 び交付 金	負担金	1 件の金額が 100 万円未満の もの	請求書 執行伺 交付申請書 議事録又は収支予算書 会議等開催通知文の写し 通知文
		1 件の金額が 100 万円以上の もの	執行伺 交付申請書 議事録又は収支予算書 通知文 契約書 課税事業者届出書又は免税事業者届 出書

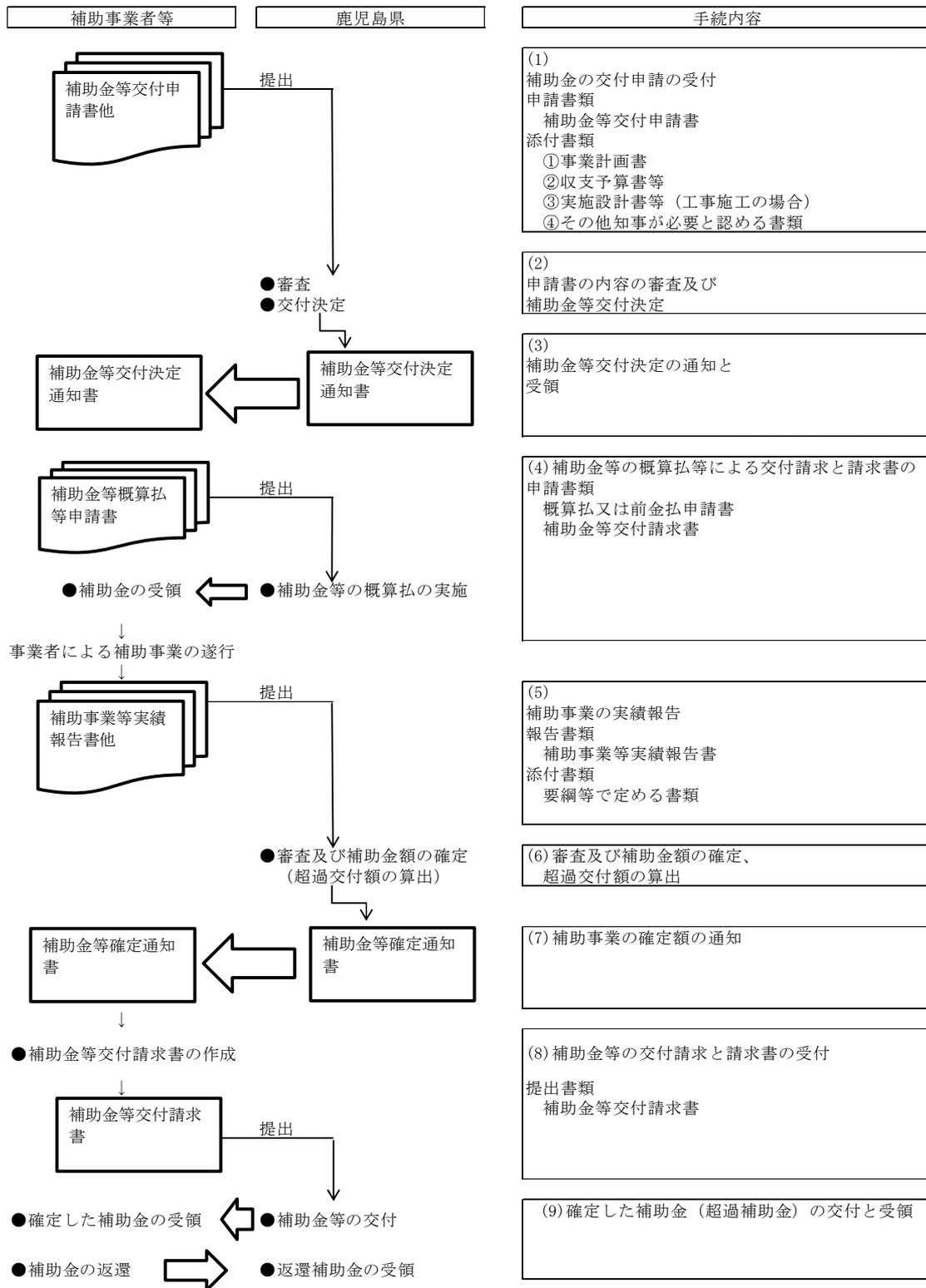
節	内容		支出負担行為に必要な書類
	補助金	実績に基づき交付決定するもの	請求書 執行伺 実績報告書又は交付申請書 事業実績書 収支決算書 契約書の写し
		その他	執行伺 交付申請書 事業計画書 収支予算書
	交付金	実績に基づき交付決定するもの	請求書 内訳書 執行伺 実績報告書又は交付申請書 事業実績書 収支決算書 契約書の写し
		その他	内訳書 執行伺 交付申請書 事業計画書 収支予算書
委託料	—		執行伺 一般競争入札の公告文又は指名競争入札の公示文 資格者推薦委員会会議録又は入札参加指名推薦決定通知書 指名競争入札参加指名通知の伺 予定価格調書 入札書又は見積書 委任状 入札執行調書又は見積執行調書 契約書 課税事業者届出書又は免税事業者届出書

2) 補助金

交付規則で定める基本的フローを図示すると次のようになる。
①通常のケース



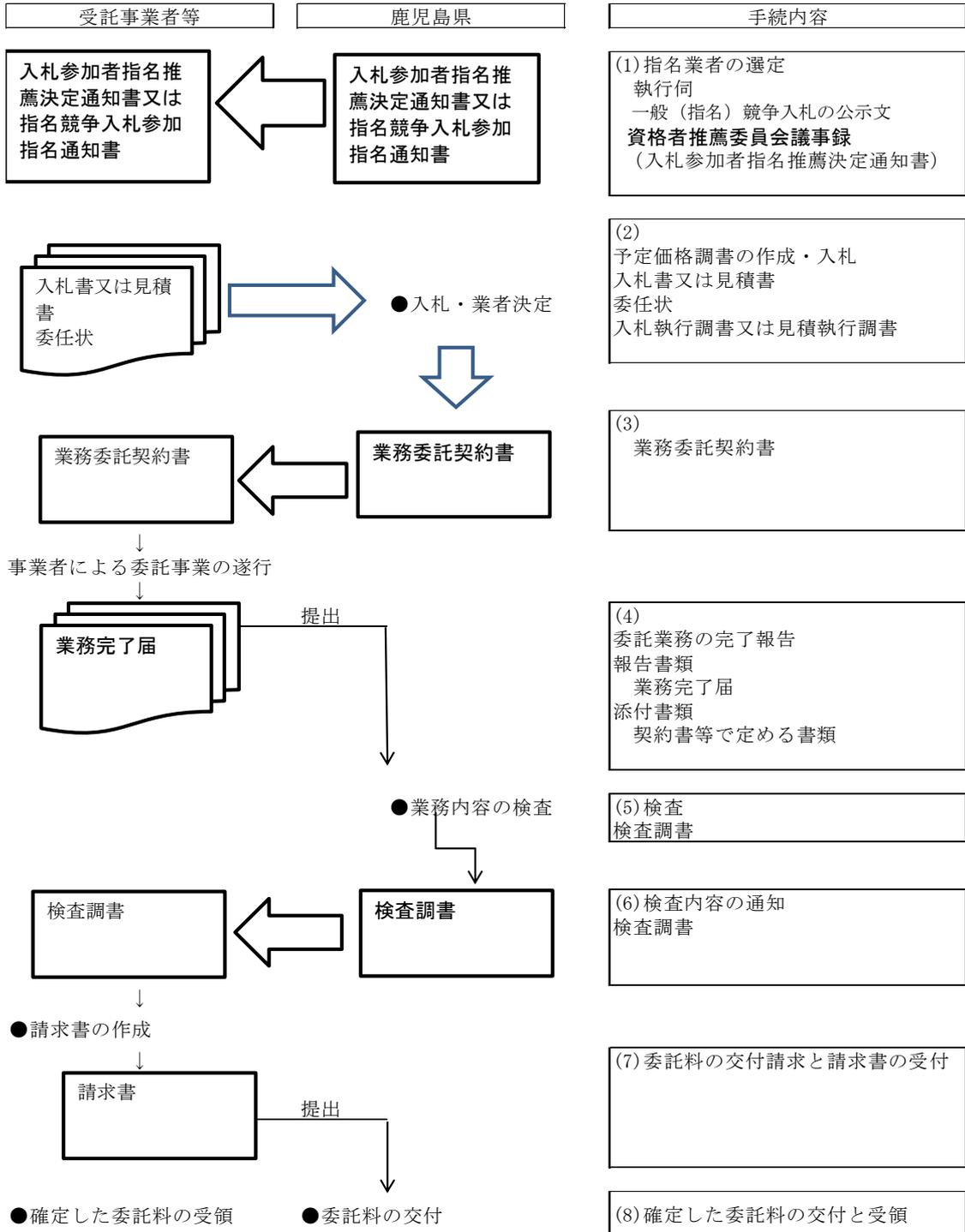
交付規則で定める基本的フローを図示すると次のようになる。
 ②概算払又は前金払（以下、概算払等とする）のケース



3) 委託料

契約規則等で定める基本的フローを図示すると次のようになる。

①1件の金額が100万円以上かつ前払金がない入札のケース



5. 監査実施期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 18 日まで

6. 監査担当者

包括外部監査人	公認会計士	西 洋 一
外部監査人補助者	公認会計士	田 畑 恒 春
	公認会計士	本 田 親 文
	公認会計士	森 毅 憲
	公認会計士	野 木 村 崇 久

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、鹿児島県と包括外部監査人及び外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

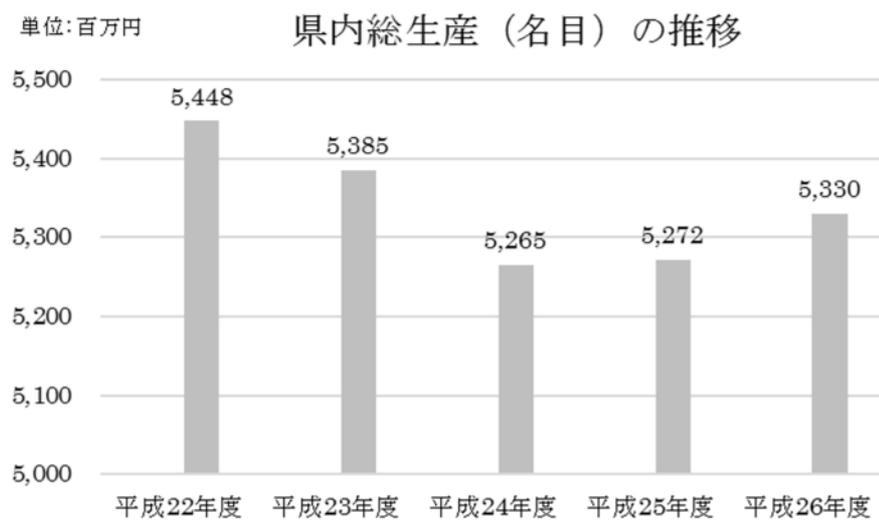
なお、この報告書においては、千円未満もしくは百万円未満を切り捨て表示している。また、特に単位を記載していない表は千円単位で表示している。

II. 鹿児島県の産業・雇用の状況

鹿児島県における産業・雇用の状況を統計データでみると以下のとおりである。

1. 県内総生産

県内総生産（名目）は、2年連続で増加しており、緩やかな回復基調にあると考えられる。



（出所）平成 25 年度県民経済計算・経済活動別県内総生産（名目）（内閣府）、平成 26 年度県民経済計算結果の概要（鹿児島県）

2. 一人あたり県民所得

一人あたり県民所得の全国平均は、ここ数年間毎年増加しているが、鹿児島県は横ばいとなっており、全国との差が広がる傾向にある。



(出所) 平成 25 年度県民経済計算 (内閣府)

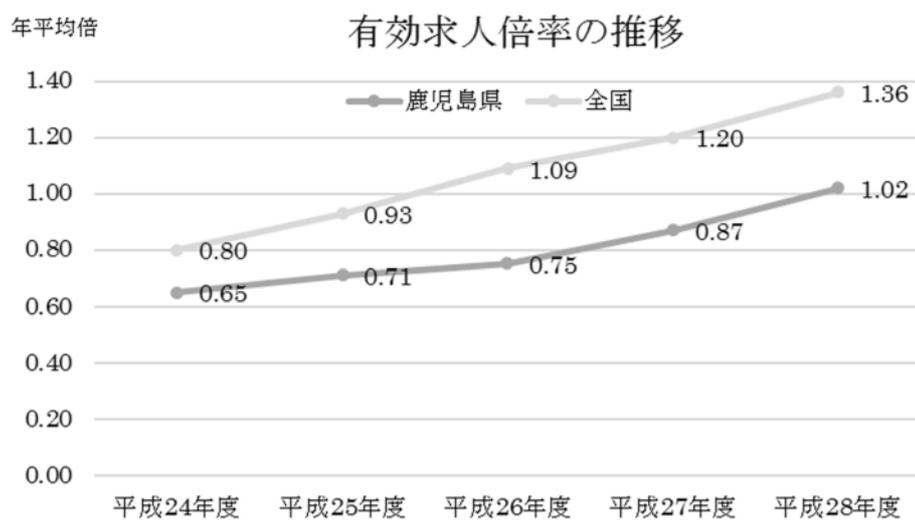
鹿児島県は、平成 21 年度は全国 36 位だったが、近年下降気味で平成 25 年度は全国 45 位だった。

1人あたりの県民所得の全国都道府県上位・下位比較

	順位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
上位5都道府県	1	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
	2	愛知県	滋賀県	愛知県	愛知県	愛知県
	3	滋賀県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
	4	静岡県	愛知県	滋賀県	滋賀県	滋賀県
	5	大阪府	富山県	富山県	茨城県	栃木県
下位15都道府県	33	佐賀県	大分県	佐賀県	山形県	大分県
	34	愛媛県	北海道	奈良県	北海道	北海道
	35	大分県	宮城県	山形県	愛媛県	愛媛県
	36	鹿児島県	鹿児島県	熊本県	熊本県	奈良県
	37	長崎県	山形県	鹿児島県	佐賀県	佐賀県
	38	青森県	長崎県	島根県	青森県	秋田県
	39	鳥取県	熊本県	岩手県	秋田県	高知県
	40	山形県	青森県	長崎県	奈良県	青森県
	41	岩手県	岩手県	青森県	長崎県	島根県
	42	島根県	島根県	秋田県	島根県	熊本県
	43	熊本県	秋田県	福島県	鹿児島県	長崎県
	44	秋田県	高知県	高知県	高知県	宮崎県
	45	高知県	鳥取県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県
	46	宮崎県	宮崎県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
47	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	

3. 有効求人倍率

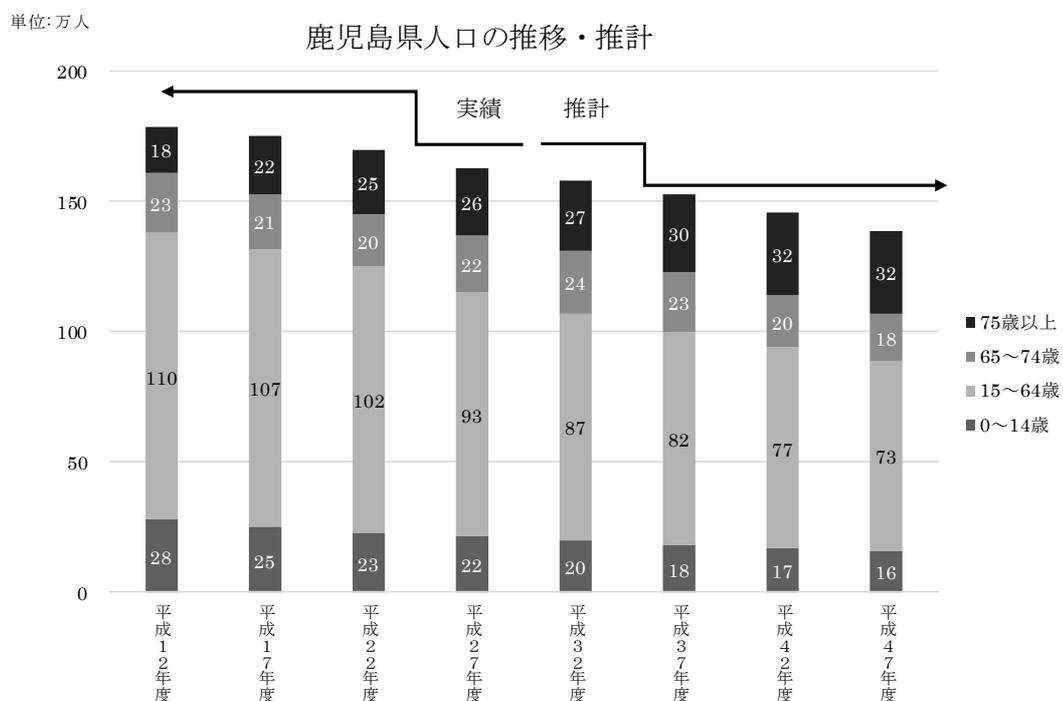
鹿児島県の有効求人倍率は全国平均を下回っている。過去5年間の推移をみると全国平均との差が広がっている。



(出所) 一般職業紹介状況（平成28年12月分及び平成28年分）（厚生労働省）

4. 県の人口構成

県の人口構成は、平成 27 年度までの実績としては 65 歳以上の割合が高まっていて高齢化の傾向が認められる。平成 32 年度以降では 75 歳以上の割合が高まり、さらに高齢化が進むと推計されている。



(出所) 鹿児島県の人口推移 (鹿児島県企画部統計課)。2015 年までは国勢調査 (総務省)、2020 年以降は日本の将来推計人口・平成 25 年 3 月推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

5. 産業別構成(従業者数)

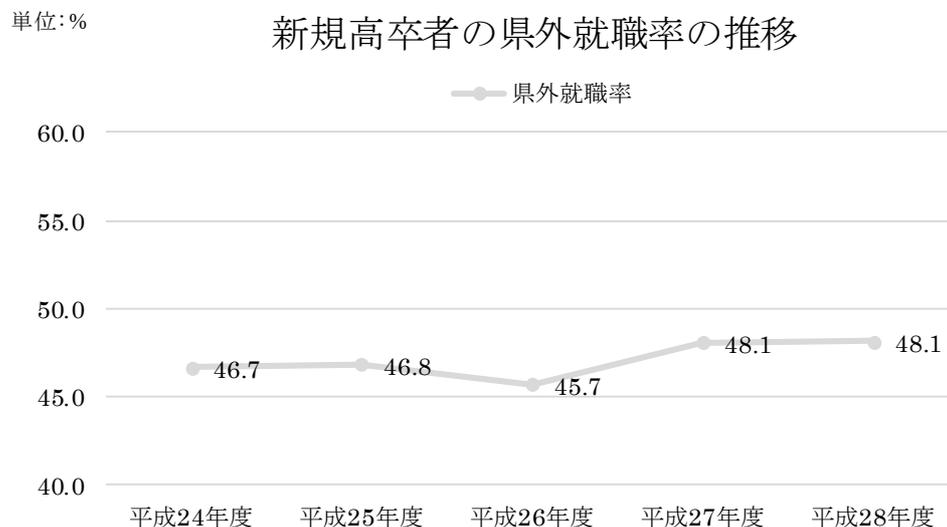
従業者の産業別構成を鹿児島県の平成21年度と平成26年を比較すると、医療・福祉の割合が15.0%から18.3%に上昇している。また、平成26年度全国平均と比較すると製造業が全国14.9%に対し11.5%と低く、医療・福祉が全国12.8%に対し、18.3%と高い割合となっている。

産業大分類	平成21年度				平成26年度			
	全国		鹿児島県		全国		鹿児島県	
	従業者数	全産業に占める割合(%)	従業者数	全産業に占める割合(%)	従業者数	全産業に占める割合(%)	従業者数	全産業に占める割合(%)
A～S 全産業	62,860,514	100.0	756,625	100.0	61,788,853	100.0	747,966	100.0
A～B 農林漁業	387,662	0.6	16,993	2.2	363,981	0.6	14,874	2.0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	30,710	0.0	829	0.1	19,916	0.0	440	0.1
D 建設業	4,320,444	6.9	59,673	7.9	3,791,607	6.1	52,331	7.0
E 製造業	9,827,416	15.6	82,741	10.9	9,188,932	14.9	85,684	11.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	302,327	0.5	3,728	0.5	279,215	0.5	3,867	0.5
G 情報通信業	1,724,978	2.7	6,586	0.9	1,631,128	2.6	5,719	0.8
H 運輸業, 郵便業	3,611,602	5.7	40,327	5.3	3,284,028	5.3	34,138	4.6
I 卸売業, 小売業	12,696,990	20.2	162,120	21.4	12,032,863	19.5	152,589	20.4
J 金融業, 保険業	1,588,681	2.5	16,191	2.1	1,513,397	2.4	14,638	2.0
K 不動産業, 物品賃貸業	1,551,345	2.5	12,107	1.6	1,496,139	2.4	11,617	1.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,897,680	3.0	18,267	2.4	1,891,364	3.1	17,853	2.4
M 宿泊業, 飲食サービス業	5,736,967	9.1	69,400	9.2	5,520,648	8.9	65,430	8.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	2,750,705	4.4	31,741	4.2	2,540,029	4.1	30,179	4.0
O 教育, 学習支援業	3,086,902	4.9	40,910	5.4	3,142,070	5.1	40,858	5.5
P 医療, 福祉	6,386,056	10.2	113,385	15.0	7,932,400	12.8	136,775	18.3
Q 複合サービス事業	406,970	0.6	9,687	1.3	518,812	0.8	11,578	1.5
R サービス業(他に分類されないもの)	4,684,389	7.5	39,744	5.3	4,745,745	7.7	37,507	5.0
S 公務(他に分類されるものを除く)	1,868,690	3.0	32,196	4.3	1,896,579	3.1	31,889	4.3

(出所) 経済センサス-基礎調査(総務省統計局)

6. 新規高卒者の県外就職率の推移

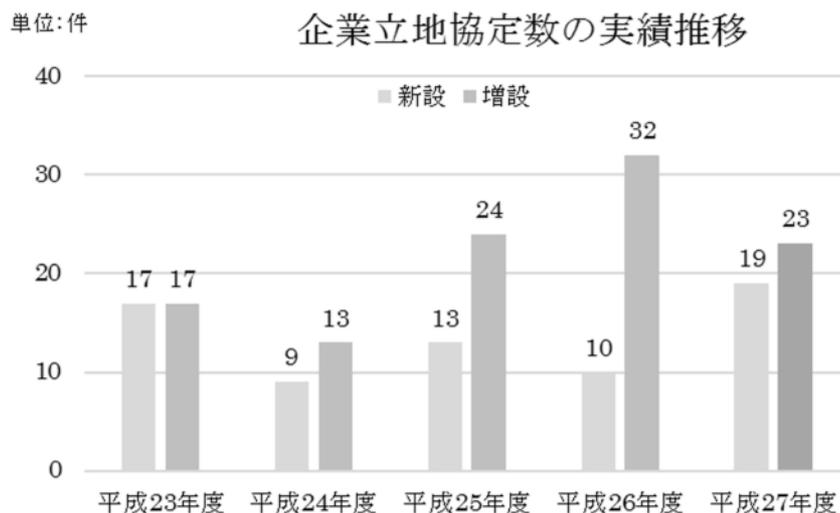
新規高卒者の県外就職率はここ2年間若干増加し50%弱となっている。平成28年度においてはほぼ2人に1人は県外に就職している。



(出所) 新規高等学校卒業生職業紹介状況 (鹿児島労働局)

7. 企業立地協定数

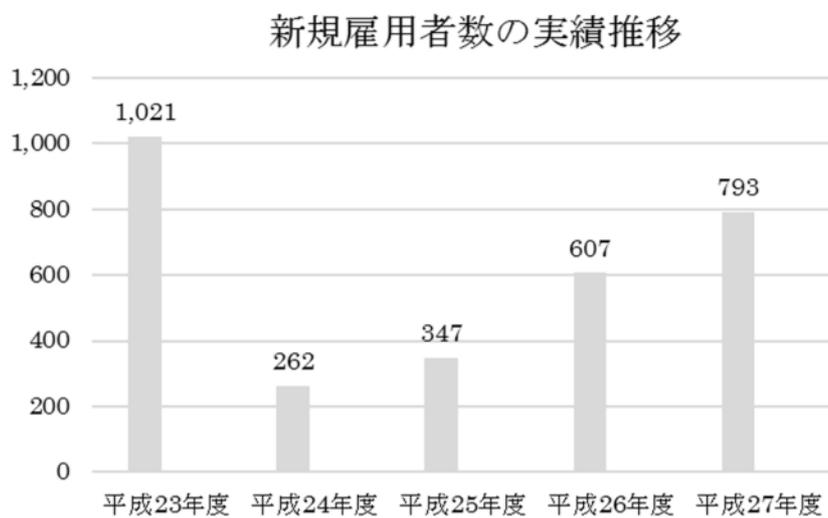
企業立地協定数は、ここ4年間増加している。増設に比べ新設の比率が低くなっている。



(出所) 鹿児島県商工労働水産部産業立地課

8. 新規雇用者数

鹿児島県の新規雇用者数はここ数年増加しているが、5年間累計は3,030名で県の目標の3,500名には達していない。



(出所) 鹿児島県商工労働水産部産業立地課

III. 監査対象の事業とかごしま将来ビジョンの関係

1. かがしま将来ビジョンと7つの施策との関係

平成20年3月に策定された「かがしま将来ビジョン」においては、概ね10年後を見据えて県が目指す将来の社会像を明らかにするとともに、中長期的な観点から、継続的に又は新たに取り組んでいくべき課題やそうした課題を解決するための取組の方向性等を盛り込み、県のあるべき姿や県政の基本的な方向性を示している。その5番目の挑戦として「新時代に対応した戦略的な産業おこし」を掲げ、6番目の挑戦として「誰もがいきいきと活躍できる雇用環境づくり」を掲げており、県の産業及び雇用施策はこれに寄与するものである。

将来ビジョンの挑戦	基本目標	施策
1 持続可能な行財政構造の構築		
2 生涯を通じて安心して暮らせる社会づくり		
3 安心・安全な社会の形成と県土づくり		
4 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり		
5 新時代に対応した戦略的な産業おこし	1 新産業戦略の展開	施策1. 重点業種に対する企業誘致活動の推進 施策2. 重点業種の振興 施策3. 地域特性を生かした新たな産業の創出 施策4. 知的財産の創造・保護・活用の推進
	2 経営基盤の充実と経営革新等	
	3 新時代に対応した農林水産業の振興と「安心・安全・新食料供給基地の形成」	
	4 戦略的なPRの展開	
6 誰もがいきいきと活躍できる雇用環境づくり	1 ふるさとでいきいきと働ける環境づくり	施策1. 産業おこしの推進等による新規雇用の創出 施策2. 多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保 施策3. 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実
	2 仕事と生活の調和がとれた社会づくり	
7 快適で活力ある生活空間の形成		
8 農山漁村の活性化と奄美・離島の振興		
9 共生・協働による温もりのある地域社会づくり		
10 教育の再生と文化・スポーツの振興		

今回監査の対象とした分野は、上記の「挑戦 5.新時代に対応した戦略的な産業おこし」の中から「基本目標 1.新産業戦略の展開」の4 施策及び「挑戦 6. 誰もがいきいきと活躍できる雇用環境づくり」の「基本目標 1. ふるさとでいきいきと働ける環境づくり」の3 施策である。

2. かがしま将来ビジョンと監査対象とした事業の概要

「I.5. (2) 1) 対象事業」で監査対象としたのは以下の 24 事業である。この 24 事業と「かがしま将来ビジョン」との関連性を示すと下表のとおりである。

所管課	挑戦	基本目標	施策	事業	平成27年度決算	節明細				
						負担金補助及び交付金	委託料	備品購入費	積立金	その他
産業立地課	5 新時代に対応した産業おこし	1 新産業戦略の展開	施策1. 重点業種に対する企業誘致活動の推進	1 企業誘致促進事業	20,042	1,630	6,811	0	0	11,600
				2 企業誘致ネットワーク整備事業	19,753	0	15,552	0	0	4,201
				3 企業立地促進補助事業	734,796	734,796	0	0	0	0
				4 内陸・臨海工業用地企業立地促進事業	61,754	48,440	12,401	0	0	912
				5 発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金造成事業	2,829	0	0	0	2,829	0
				6 鹿児島臨海環境整備基金造成事業	12,024	0	0	0	12,024	0
				7 発電用施設周辺地域振興基金造成事業	491,195	0	0	0	491,195	0
			施策2. 重点業種の振興	8 重点業種企業力向上支援事業	2,079	0	0	0	0	2,079
				9 重点業種広域連携事業	1,671	722	0	0	0	949
				10 工業技術センター試験研究事業	202,145	330	8,160	125,151	0	68,503
			施策3.地域特性を生かした新たな産業の創出	11 下請企業振興事業	32,675	32,675	0	0	0	0
				12 トライアル発注・販路開拓支援事業	5,213	227	0	3,807	0	1,178
				13 県内中小企業人材育成支援事業	1,680	0	1,598	0	0	82
				14 鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業	1,563	0	1,283	0	0	280
			施策4. 知的財産の創造・保護・活用の推進	15 「知的財産推進戦略」推進事業	3,331	0	0	0	0	3,331
				16 発明奨励事業	1,485	0	0	0	0	1,485
雇用労政課	6 誰もがいきいき働ける環境づくり	施策2. 多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保	17 若年者就業促進対策事業	12,150	722	1,367	0	0	10,061	
			18 ふるさと人材確保事業	5,659	0	0	0	0	5,659	
			19 障害者雇用促進事業	11,683	27	4,223	0	0	7,432	
			20 高齢者就業機会確保事業	9,118	8,950	0	0	0	168	
		施策3. 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実	21 認定職業訓練振興事業	25,995	25,914	0	0	0	81	
			22 技能向上促進事業	33,306	33,004	100	0	0	202	
			23 職業能力開発校施設整備事業	18,655	0	286	0	0	18,369	
			24 職業能力開発校設備整備事業	9,598	0	0	5,322	0	4,276	
合計					1,720,409	887,439	51,785	134,280	506,048	140,855
比率					100%	51.6%	3.0%	7.8%	29.4%	8.2%

IV. 選定した事業における監査結果と監査意見

選定した事業における項目、内容及び監査結果・監査意見の区分は以下のとおりである。

事業	項目	内容	結果・意見 の区分		記載 箇所
			結果	意見	
企業誘致促進事業	電子関連産業の企業誘致促進に係る情報収集業務	情報収集業務の成果検証の必要性		●	1.(3) 1)①
企業誘致ネットワーク事業	企業誘致活動業務委託	企業誘致専門員制度の見直し		●	2.(3) 1)①
	鹿児島県産業創生アドバイザー業務	鹿児島県産業創生アドバイザー制度の有効活用		●	2.(3) 2)①
企業立地促進補助事業	企業立地促進補助金及び生産設備投資促進補助金	雇用の増大及び維持と補助金支給との関連性		●	3.(3) 1)①
		設備増設と雇用増加の関連性		●	3.(3) 1)②
		補助金の対象とすべきでない設備投資額	●	●	3.(3) 1)③
		固定資産の取得方法と補助の取扱い		●	3.(3) 1)④
		個々の設備投資額の下限の設定の必要		●	3.(3) 1)⑤
		ソフトウェアに対する補助の取扱い		●	3.(3) 1)⑥
		親会社と子会社が一体となって設備投資する事例		●	3.(3) 1)⑦
	BCP 緊急対策補助金	補助対象経費に係る消費税の取扱	●		3.(3) 2)①
		補助対象とすべき修復工事の範囲		●	3.(3) 2)②
内陸・臨海工業用地企業立地促進事業	事業全般	工業団地の有効利用		●	4.(3) 1)①
	「平成27年度「しごと」創生～巡る。かごしまの工業団地ツアー事業」業務委託	事業費内容の検証の必要性		●	4.(3) 2)①
		参加者募集方法ごとの効果検証の必要性		●	4.(3) 2)②
		ツアーの有効性・経済性の検証		●	4.(3) 2)③
発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金造成事業	鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金運用益の同基金への積立	貸付基金の利用状況の低迷		●	5.(3) 1)①
鹿児島県臨海環境整備基金造成事業	鹿児島県臨海環境整備基金運用益の同基金への積立	鹿児島県臨海環境整備基金の有効活用		●	6.(3) 1)①
重点業種企業力向上支援事業	報償費	モノづくり企業の経営改善活動支援のセミナーの管理方法		●	7.(3) 1)①

事業	項目	内容	結果・意見 の区分		記載 箇所
			結果	意見	
工業技術センター 試験研究事業	F Eー S E M装置保守 点検業務委託及び電子 線プローブアナライザ 保守点検業務委託	委託業務契約書業務仕様書 への記載の必要性		●	8.(3) 1)①
		検査調書の記載誤り	●		8.(3) 1)②
	リース契約	入札者指名推薦の選定基準 と入札方法		●	8.(3) 2)①
	重要物品の管理	管理台帳の記載内容の見直 し		●	8.(3) 3)①
		機械設備の現物把握	●		8.(3) 3)②
		使用不可の機械設備の財務 諸表への今後の対応		●	8.(3) 3)③
トライアル発注・ 販路開拓支援事業	トライアル発注制度	トライアル発注制度の普及		●	9.(3) 1)①
「知的財産推進戦 略」推進事業	知的財産活用推進員	知的財産活用推進員の活動 状況		●	10.(3) 1)①
発明奨励事業	事業費に関連する項目	特許使用料申請書記載事項 の確認		●	11.(3) 1)①
高年齢者就業機会 確保事業	高年齢者就業機会確保 事業費等補助金	決算書等の適正性の検証の 必要性		●	12.(3) 1)①
		計算書類における全体と補 助金部分の不整合ほか		●	12.(3) 1)②
		概算払の必要性		●	12.(3) 1)③
		補助金の必要性		●	12.(3) 1)④
認定職業訓練振興 事業	認定訓練助成事業費補 助金	鹿児島観光技能訓練協会に 対する補助金の必要性		●	13.(3) 1)①

1. 企業誘致促進事業(No.1)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 60 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5(1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	本県産業構造の高度化と雇用機会の増大を図るため、優良企業の立地を促進する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			28,092	20,678	20,969
	決算			25,023	19,678	20,042
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	3,000	17,042	20,042	
	節内訳	負担金補助 及び交付金	委託料	その他	合計	
		1,630	6,811	11,600	20,042	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
鹿児島県企業誘致推進協議会負担金	鹿児島県及び県内 36 市町村により組織された鹿児島県企業誘致推進協議会への負担金	鹿児島県企業誘致推進協議会	648
その他			982
計			1,630

2) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額(千円)
企業誘致ターゲット調査 業務委託	新たな拠点整備の計画も しくは可能性がある企業 の抽出	T社	1,038
電子関連産業の企業誘致 促進に係る情報収集業務	電子関連企業等の最新の 設備投資情報及び業界動 向等について調査する	S社	2,045
その他			3,728
計			6,811

3) その他

節	名称	内容	支出先	支出額(千円)
報酬	進出企業アドバイザー報酬	企業訪問による企業立 地関係情報の収集等	進出企業アド バイザー1名	1,857
その他				9,742
	計			11,600

(3) 監査結果及び意見

1) 電子関連産業の企業誘致促進に係る情報収集業務

① 情報収集業務の成果検証の必要性（意見）

a. 現状

電子関連産業等の企業誘致促進に係る情報収集業務を一者随意契約としている。その理由は、「S社は、エレクトロニクス分野や環境・エネルギー産業等、幅広い業界に精通しているSA社が、企業誘致コンサルタント業務等を行うために設立した企業であり、このような幅広い分野における個別企業の具体的な動向に関する情報収集システムを有し、それに基づいて地方自治体に対するコンサルティングを行う企業は他にない。」ということである。

以下のように5年以上継続している。

単位：千円

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績額	1,988	1,988	1,988	2,045	2,045
受託業者	全年度、S社に一者随意契約で委託している。				

業務委託契約書の業務仕様書に記載されている業務内容は以下のとおりである。

業務	業務の内容
月例報告	電子関連企業の最新の設備投資情報及び業界動向等について調査し、鹿児島県に立地可能性が高い個別企業についてレポートを提出する。
随時報告	立地可能性の極めて高い設備投資状況がある場合は、随時に情報提供を行う。
期末調査報告①	調査結果総括レポートとして、電子関連産業等について業界の最新情報を総括する。
期末調査報告②	鹿児島県の特徴や優位性を踏まえ、鹿児島県への進出に適した業種、個別企業などを分析し、最適な誘致戦略について提案する。
企業立地担当者との勉強会の実施	企業立地担当者との電子関連産業等の企業誘致促進に係る勉強会（講演）を実施する。なお、会場の準備等は委託者が行う。
その他	鹿児島県への企業誘致促進に必要な助言等を行う。

ここ3年間、月例報告書でとりあげている「鹿児島県に立地可能性が高い個別企業」、期末調査報告であげている「鹿児島県への進出に適した業種・個別企業」は以下のとおりである。

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
鹿児島県に立地可能性が高い個別企業	98 社	98 社	96 社
鹿児島県への進出に適した業種	電子デバイス(①リチウムイオン二次電池(lib)②電気二重層キャパシタ(EDLC))	電機電子機器受託サービス業(EMS)	電子部品メーカー
鹿児島県への進出に適した個別企業	3 社	15 社	35 社

ここ3年間に注目企業として報告書に掲載された企業について、企業立地協定まで至っている新規進出企業はない。

また、平成 27 年度に「鹿児島県に立地可能性が高い個別企業」として月例報告書において業種別に取り上げた企業の分布は以下のとおりである。

業種	輸送用機器	電気機器・精密機器	食料品	医薬品	エネルギー	その他	計
企業数	16	27	10	3	1	39	96

b. 問題点

■ 同一企業への継続依頼

一者随意契約の理由として「幅広い分野における個別企業の具体的な動向に関する情報収集システムを有し、それに基づいて地方自治体に対するコンサルティングを行う企業は他にない。」と記載されているが、個別企業の設備情報や自治体に企業立地の情報を提供できる委託先が1社しかないとは考えられない。

例えば、以下の法人はホームページ上、企業立地に関する事業若しくは業界・市場調査を実施すると記載されている。

法人名	業務内容
N社	企業立地の相談・調査 企業誘致サポート事業
T1社	業界・市場調査 コンサルティング・サービス
T2社	企業信用調査・市場調査

なお、平成27年度の企業誘致ターゲット調査業務委託については上表中の1社に委託している。

同じ企業との長年の契約は馴れ合いや業務の質の低下を招くおそれがあるため、一者随意契約は望ましくない。

■ 事業目的の成果

業務仕様書では、「鹿児島県に立地可能性が高い個別企業についてレポートする」、「鹿児島県への進出に適した業種、個別企業などを分析し、最適な誘致戦略について提案する」と記載されているが、このレポートの結果を利用して鹿児島県内に企業立地協定まで至っている実績は3年間ない。

鹿児島県への企業誘致活動の一環として、報告書でとりあげられた企業へ職員が訪問を実施する上で参考にしており、また、業界の動向の情報収集に役立っていると思われる。しかしながら、この事業の最終的な目的が企業誘致であるならば、仕様書で求める「最適な誘致戦略」に基づき委託先が提案した個別企業を鹿児島県へ誘致できなければ事業成果があるとは言えない。

■ 事業の継続性

「鹿児島県に立地可能性が高い個別企業についてレポートする」情報収集業務を毎年継続的に委託しているが、この事業の成果として企業誘致につながっていない現状では、同様の手法で毎年行う意義があるか検討の余地がある。

c. 改善案

■ 同一企業への継続依頼

「本県産業構造の高度化と雇用機会の増大を図るため、優良企業の立地を促進する。」という事業目的に立ち返り、現委託先が今後鹿児島への立地性が高い企業を提案できるかどうかを再確認し、もし難しいならば一者随意契約ではなく、複数企業に入札等で委託すべきである。

■ 事業目的の成果

この事業の費用対効果の検証については業務仕様書の求める「最適な誘致戦略」が実際の企業立地につながったかを検証し、経済性の観点から費用に見合う成果を明確にすべきである。

■ 事業の継続性

上記の費用対効果の検証の結果、事業成果が十分でない場合、事業の有効性の観点から本事業の継続について検討をすべきである。

鹿児島県に立地検討中の企業を個別・具体的に抽出する企業誘致ターゲット調査など同様の事業と整理統合を行い、この事業の継続性について検討すべきである。

2. 企業誘致ネットワーク事業(No.2)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 18 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	産業構造などに対する幅広い知識と豊富な人脈等を有する民間企業出身者等を活用し、企業誘致活動をより一層強化する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			20,720	20,203	20,173
	決算			20,261	19,438	19,753
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		8,000	0	11,753	19,753	
	節内訳	負担金補助 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	15,552	4,201	19,753	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
企業誘致活動業務委託	鹿児島県への企業誘致を積極的に推進するために企業等の訪問を行う	鹿児島県企業誘致専門員 4 名	15,552
計			15,552

2) その他

節	名称	内容	支出先	支出額 (千円)
報償費	鹿児島県産業創生アドバイザー業務	助言等に対する謝金	鹿児島県産業創生アドバイザー 3 名	3,000
その他				1,201
	計			4,201

(3) 監査結果及び意見

1) 企業誘致活動業務委託

① 企業誘致専門員制度の見直し（意見）

a. 現状

企業誘致専門員制度の設置目的は、自らの人脈を活かして誘致の可能性が見込まれる企業を訪問し、誘致活動を行うことにある。企業誘致専門員は公募により募集され、その後選定委員会が開催され、応募者の中から企業誘致について十分な識見を有すると認める者が選定される。「鹿児島県企業誘致専門員選定委員会設置要領」によると、選定委員会のメンバーは以下のとおり県職員で構成されている。

委員	
東京	東京事務所長 東京事務所 次長（産業振興担当） 東京事務所 企業誘致課長 産業立地課長
大阪	大阪事務所長 大阪事務所 次長（産業振興担当） 大阪事務所 企業誘致課長 産業立地課長

この制度は平成 18 年度から始まり、当初企業誘致専門員は 3 名、その後、平成 21 年度途中から 4 名となっている。報酬は当初、月額 315,000 円の委託料だったが、平成 26 年度から月額 324,000 円となっている。

平成 23 年度～27 年度の実績は以下のとおりである。なお、平成 27 年度のメンバーの継続年数は 2 年～10 年である。

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 人あたり月額	315 千円	315 千円	315 千円	324 千円	324 千円
人数	4 名	4 名	4 名	4 名	4 名
年間委託料合計	14,805 千円	14,805 千円	15,120 千円	14,256 千円	15,552 千円
訪問件数	748 件	671 件	655 件	581 件	630 件

なお、平成 18 年度から平成 27 年まで累計するとこの事業に対し約 1 億 3 千万円の委託料を支払っていることになる。

この事業の成果としては、企業誘致専門員のネットワークで企業立地協定に至った企業数が上げられるが、以下の 1 件のみである。

企業名	立地場所	事業内容	立地協定日	雇用
I 社	始良市 (旧蒲生町)	自動車関連部 品開発製造	平成 21 年 11 月 20 日	20 名

b. 問題点

企業誘致専門員の制度がスタートしてから 11 年間で約 1 億 3 千万円の委託料を支払った成果が 1 件の立地企業では、費用に対する効果が少なすぎるものと考えられ、有効性・効率性・経済性の観点からも疑問が生じる。

選定委員会で選定した人材が結果を出していないことを考えると、選定委員会自体のメンバーが県職員だけで構成されており専門家がないこと、また 10 年以上継続して選定している者もいることなど選定方法の妥当性に疑問が生じる。

c. 改善案

個人の人脈を頼った企業誘致専門員の訪問という方法が企業立地につながっていない現状では事業の有効性・効率性・経済性の観点からも制度の見直しを検討する時期に来ているものとする。現在の企業誘致専門員制度にこだわらず、企業立地の成功報酬制度の導入や企業立地仲介会社などの利用等、広く新たな制度の導入を検討すべきである。

2) 鹿児島県産業創生アドバイザー業務

① 鹿児島県産業創生アドバイザー制度の有効活用（意見）

a. 現状

産業創生アドバイザーは、企業の産業構造や立地動向、21世紀のアジア経済における鹿児島の位置付けなどを踏まえた、本県の産業施策のあり方や企業誘致に関する総合的な意見や助言をすることになっている。幅広い知識を有する大手企業の役員等で本県出身者など本県にゆかりのある方を中心に委嘱している。

産業創生アドバイザーの活用結果として書面で確認出来るものとしては、アドバイザーが出席した会議についての議事録、県職員がアドバイザーを訪問し意見を聴取した内容についてまとめられた企業訪問等報告書がある。

平成 27 年度の活用状況は以下のとおりである。

氏名	就任	報償費 (1人あたり1,000千円)	会議	訪問等 (意見聴取)	合計
アドバイザーA	9年目	5名中2名は辞退	1回	1回	2回
アドバイザーB	8年目		1回	4回	5回
アドバイザーC	7年目		1回	5回	6回
アドバイザーD	7年目		2回	2回	4回
アドバイザーE	6年目		1回	3回	4回

全アドバイザーが参加した平成 27 年 10 月 21 日に開催された「知事と産業創生アドバイザーとの意見交換会」の概要としてまとめられているそれぞれの意見は以下のとおりである

氏名	主な意見
アドバイザーA	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県が昨年 8 月、宮崎県工業会と連携し、自動車産業への参入を主目的としてサテライト事務所を福岡県豊前市（大分県中津市に隣接し、トヨタ九州、日産九州とも近い）に設置した。宮崎県内の自動車関係部品メーカー 3 社が非常駐で参画している。 ・鹿児島県の県内企業がサプライチェーンへ食い込んでいけるよう、行政のきっかけ作りとしての宮崎県の取り組みをぜひ鹿児島県にも提案したい。 その他 2 意見
アドバイザーB	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の高い高性能部品に着目し、カーメーカーの動きに追随できるようにすればどうか。 ・県内企業の中には高い技術力を有する企業がある。その技術力を引き出す場を鹿児島県を始めとして作ってほしい。 その他 1 意見
アドバイザーC	<ul style="list-style-type: none"> ・M 社の 2014 年度決算による連結純利益は、海外にある連結会社からもたらされたものであり、国内大手の商社のほとんどが同じような状況である。 ・2014 年度連結決算寄与度でみると、国別では、マレーシア、タイ、オーストラリアの収益が大きい。これらは、エネルギーによるものである。 その他 3 意見
アドバイザーD	<ul style="list-style-type: none"> ・水素エネルギーは水素と空気中の酸素が反応してエネルギーが得られ、排出物は水のみで二酸化炭素は発生しないことから地球温暖化対策の切り札である。 ・多発する国際紛争の主要因の一つは国・地域間の貧富の差であり、その貧富差の要因の一つはエネルギー産出・非産出の違いである。水の電気分解から得られる水素エネルギーは太陽と水があれば実現するので全世界平等であり、貧富差の解消、ひいては世界平和に寄与するものがある。 その他 3 意見
アドバイザーE	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や農業など様々な分野でロボット開発の研究がなされている。会議において残念ながら鹿児島の話は全く出てこなかった。鹿児島大学と産業界が連携してロボット開発研究にぜひ取り組んでもらいたい。 ・鹿児島焼酎を始めとして特徴的な特産品が多い。 その他 2 意見

また、企業訪問等報告書の一部（アドバイザーの発言部分・3回分）を抜粋したものは以下のとおりである。

対応年月日	産業創生アドバイザー	内容
H27.4.14	アドバイザーC	<ul style="list-style-type: none"> ポルトガルのポルトの国立博物館に屏風があり、屏風の中から古紙 3000 枚が発見された。法務大臣室へ行ったときに、その修復を相談された。修復は 1 枚当たり 5000 円程度かかるが、日本への輸送に保険等の費用を含め 2 億円かかる。また、解説・修復時間も相当かかる。同様の修復事例で、石川県の松任谷文書 256 枚がある。内容は鉄砲の輸送記録であったり、寺の記録だったり、時代の背景が分かる貴重な資料であった。ちなみに、ポルトガルは M1 社、スペインは M2 社が強い。 県民所得を伸ばすため、観光は手っ取り早く効果的。今は円安だから外国人観光客を取り込むべき。JR 九州のななつ星はその好例。甕島の電柱をなくして再生可能エネルギーを使い、観光だけでなく、エネルギーの学習などができるような取組をすればよいと思う。宿泊施設などのインフラ整備も必要。観光は大規模開発である。県内に「来て良かった。」という核になる施設が必要。熊本には熊本城しかない。離島、半島は武器になる。 <p>その他 3 意見</p>
H27.11.12	アドバイザーA	<p>（企業訪問等報告書を作成していないため、出張復命書の内容を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業概要（進出した経緯等） 現在の業況 工場や専用港等の見学
H27.4.14	アドバイザーE	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島は発明が少ない。弁理士も少ない。 4 月に「未来の科学の夢絵画展」を行った。子どもたちが抱く夢・自由な発想を絵によって表現することで科学への関心を深めるイベントである。 <p>その他 3 意見</p>

その他上記以外にも、電話・メールによるアドバイスや企業紹介活動も実施しているとのことであるが、それらのすべての活動を網羅的にまとめた書類は作成されていない。

b. 問題点

■ アドバイザーの有効活用

「産業施策のあり方」「企業誘致」に関する大所高所からのアドバイス・助言を口頭で聴取し、県職員が記録する形式での意見聴取回数はそれぞれ年に 2～6 回であり、現在の方法では時間的制約や回数の少なさから、アドバイザーの意見・助言を十分に受けているとは言えず、有効性の観点から問題がある。

■ アドバイザーの活動内容の把握

電話・メールによるアドバイザーの活動を網羅的に確認できる資料がないために、費用対効果の面からその活動に見合った報償費の当否が判断できないことになる。書面で活動内容を把握できなければ県の担当課で情報共有及び有効活用につながらない可能性がある。

c. 改善案

■ アドバイザーの有効活用

アドバイザー制度の有用性を高めるためには、現在の口頭での聴取方式ではなく、より具体的な提言書や意見書という文書で助言・アドバイスを受領する方法も有用性の観点から検討すべきである。また、アドバイザーの任期を短くする、アドバイザーの人数を増やすなど、より広い専門家から県の産業施策・企業誘致のあり方の意見を集約することも検討すべきである。

■ アドバイザーの活動内容の把握

また、現在文書で残していないアドバイス・助言等の情報については、有効性の観点から様式、仕組み等を整備・構築し、課内で情報共有するかたちで活かすべきである。

3. 企業立地促進補助事業(No.3)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 60 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	県内への企業の立地を促進し、本県産業の振興と雇用の増大を図るため、事業所の新・増設を行った者に対し、その設置費等の一部を補助するとともに、県内における進出企業の設備投資を促進し、本県産業の高度化と雇用の維持を図るため、工場の増設等を行った者に対し、その増設費等の一部を補助する。 また、鹿児島臨空団地に事業所を設置する者に対し、土地購入費の一部を補助する。					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県企業立地促進補助金交付要綱 ・ 県生産設備投資促進補助金交付要綱 ・ 鹿児島臨空団地企業立地促進補助金交付要綱 ・ 県発電用施設周辺地域振興基金条例 ・ 県発電用施設周辺地域生産設備投資支援利子補給補助金交付要綱 ・ 県発電用施設周辺地域立地企業 BCP 緊急対策補助金交付要綱 					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			286,067	469,048	752,539
	決算			283,948	465,405	734,796
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定財源		一般財源	合計
			0	110,763	624,033	734,796
	節内訳	負担金補助金及び交付金	委託料		その他	合計
			734,796	0	0	734,796

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

名称	内容	支出先	支出額(千円)
企業立地促進補助金	設備投資額と新規雇用者を要件に、設備投資額の2%又は6%等を補助。	14社	453,182
生産設備投資促進補助金	設備投資額等を要件に、設備投資額の2%と移転経費の1/2を補助。	5社	154,629
発電用施設周辺地域立地企業BCP緊急対策補助金	防災対策関連事業に要する工事費等の1/2を補助	2社	28,145
その他			98,840
計			734,796

2) 補助制度の概要

① 主な補助制度の概要

従来型の企業立地促進補助金制度に加えて平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間は生産設備投資促進補助金が制度として導入されている。また、平成 27 年度からは発電用施設周辺地域立地企業 BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画) 緊急対策補助金も導入されている。これらの概要をまとめると次のとおりである。

名称	企業立地促進補助金	生産設備投資促進補助金	発電用施設周辺地域立地企業 BCP 緊急対策補助金
目的	産業の振興 雇用の創出、増大	産業の高度化 雇用の維持	防災対策に係る設備投資の促進と雇用機会の確保
対象	新設、増設	増設、更新	防災対策に係る施設及び設備の整備
主な要件	新規雇用者数 11 人以上	新規雇用者数の要件なし 設備投資額 2 億円以上 雇用維持・生産性向上	BCP に基づく防災対策に係る施設及び設備の整備
補助率限度額	①設備投資額 10 億円未満又は雇用 30 人未満 補助率：2% + 新規雇用者数 × 300 千円 ②設備投資額 10 億円以上かつ雇用 30 人以上 補助率：6% 限度額：10 億円	補助率：設備投資額 × 2% + 移転経費 × 50% 限度額：10 億円	補助対象経費の 2 分の 1 以内 限度額：1 千万円
補助対象	設備投資額	設備投資額、移転経費（更新は既存機械設備装置の価格を差し引く）	防災対策関連事業に要する測量設計費、工事費、備品購入費及び附帯工事費
返済規定	あり（10 年間の操業義務）	あり（10 年間の操業義務）	あり（3 年以内に事業の廃止・休止の場合）
分割払	1 年当たりの限度額 2 億円	1 年当たりの限度額 2 億円	概算払いの規定有り
適用期間	—	平成 25 年度～平成 29 年度（5 年間）	平成 27 年度～

(3) 監査結果及び意見

1) 企業立地促進補助金及び生産設備投資促進補助金

① 雇用の増大及び維持と補助金支給との関連性（意見）

a. 現状

企業立地促進補助金は補助金交付要件として新規雇用者数 11 人以上との要件がある。新規雇用者の増加は正社員として採用することまでは求めておらず、常用の雇用者であれば足りる。

また、設備の増設時期と雇用の開始時期との関係などについては「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱」（以下「要綱」という）及び「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱運用基準」（以下「運用基準」という）に定められている。

要綱	運用基準
（定義） 第2条 （6）新規雇用者数 設置された事業所の操業開始後1年以内に雇用を開始され、この補助金の交付申請時に4ヶ月以上継続して雇用されている常用の雇用者の数から当該事業所の設置に伴い県内の他の事業所（当該事業所を設置する法人等に50%以上出資している法人等の事業所を含む。）において配置転換、解雇等によって減員となった常用の雇用者の数を控除した数をいう。	※「雇用を開始」とは新規に雇用されること及び県外他工場からの配置転換（当該工場内で給与等を支給しない場合を除く。）又は県内他工場からの配置転換に伴い、県内他工場においてその補充がなされることをいう。なお、増設の場合、既存事業所からの配置替えについては、配置転換に準じて取り扱うものとする。 ※「操業開始後1年以内に雇用を開始され」た者とは、操業開始日から1年の間に雇用を開始された者、及び事業所の設置に伴い雇用された者で、研修・訓練等のため、操業開始前に雇用された者をいう。 ※「常用の雇用者」とは、雇用期間の定めのない者で雇用保険法の被保険者となっている者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）をいう。 ※「配置転換、解雇等によって減員となった常用の雇用者」には、事業所の設置に伴わない減員者（定年退職者、自己都合による退職者等）は含まない。

雇用の増大の要件を要約すると以下の2つである。

- ・ 県内の実質的な雇用者数が増加すること（県内での配置転換等は含まれない）。
- ・ 操業開始日から1年以内に雇用を開始すること（研修・訓練等のための操業開始前からの雇用を含む）

b. 問題点

雇用の始期については操業開始日から1年内とのルールがあるものの、研修・訓練等のため操業開始前からの雇用者も含まれるとされている。

操業開始前からの雇用者については明確な定義付けができないため、工場の増設との関連性を明確にすべき以下の事例があった。

・ F 社

	平成25年12月	平成26年												新規雇用者数	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
立地協定															
工場着工と完成															
操業開始															
新規雇用者数	1			9	2	2	1	4		3					22

立地協定の前年雇用されていた者が雇用者の増加に算入されていた。

・ M 社

	平成25年中	平成26年												平成27年												新規雇用者数
		1月	...	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	...	12月								
立地協定																										
工場設計開始と完成																										
操業開始																										
新規雇用者数	2				1	2	1		6	1				1				1		15						

立地協定や工事着工の1年近く前から雇用関係にある2名が雇用者の増加に算入されていた。

・M社

	平成 26 年												平成 27 年				新規雇 用者数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
立地協定																	
工場着工 と完成																	
操業開始																	
新規雇用 者数	7				1				1				7	16			

立地協定日の前に雇用保険被保険者の資格を取得した者が8名含まれている。

・D社

	平成 27 年												新規雇 用者数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
立地協定													
工場着工 と完成													
操業開始													
新規雇用 者数	57	2	1		1				1		1		63

新規雇用のほとんどが立地協定前に行われた事業買収に伴う転籍者である。

c. 改善案

企業立地促進補助金制度の趣旨は対象企業の設備投資により鹿児島県内の雇用が増大することを目的としている。

つまり、設備の新設や増設に対して補助を行うが、設備投資の結果で鹿児島県内の雇用が目に見えて増大しなければ補助を実施する意味がないともいえる。つまり、そのことを明確に確認できる制度の運用を図るべきである。

本補助金制度では市町村との立地協定の締結が要件の一つとされており、通常は立地協定の締結後に事業所設置に着手すると考えられることから、立地協定日以後に雇用された者を要件とすることが妥当と考えられる。

そのうえで設備投資の特質によっては研修や訓練も必要であり工事着工前の雇用もあり得ることを想定し、申請者側にそのことを立証してもらったうえで（新設増設施設との新規雇用との関連、新規採用者に対する研修スケジュールなど）、設備投資と新規雇用との関連性の検証を行い、補助交付を行うとする制度運用の仕組みを構築する必要がある。

また、設備の新設や増設と雇用の増大との明確な関連性を設定することが不可能と判断するのであるならば、効率的な事務執行のために「工事着工前〇〇月以内の雇用を補助の対象」とするというような明確な線引きを行ったルール適用も検討すべきである。

② 設備増設と雇用増加の関連性（意見）

a. 現状

前述のように生産設備投資促進補助金には雇用増大は要件ではなく設備投資額 2 億円以上が要件としてある。

例えば、F 社の平成 27 年 4 月に完成操業した設備投資額 572 百万円に対する補助を平成 27 年 10 月に 11 百万円行っている。なお、事業所台帳異動状況照会によれば F 社の人員の推移は以下のとおりであり、雇用の維持が図られている。

F 社の人員推移	平成 24 年 1 月		平成 25 年 11 月		平成 26 年 3 月	※1	平成 27 年 9 月
人員数	55	→	50	→	46	→	46
増減			△5 人		△4 人		—

※1 設備投資の実施（平成 27 年 4 月）

b. 問題点

しかしながら、生産設備の生産性の向上は雇用の減少につながる可能性もある。例えば上述の F 社の平成 28 年 3 月期の有価証券報告書の対処すべき課題には、「生産部門においては自動化・省人化を図り作業生産性を向上させる」旨の記載がある。

c. 改善案

企業立地促進補助事業の一環として平成 25 年から生産設備投資促進補助金が制度運用されている。

雇用の維持という制度目的のとらえかた如何によっては、例えば設備の増設や更新が雇用の削減の防止につながると解釈することも可能である。

そう解釈できるのであるならば、補助対象となる進出企業（県外に本社又は親会社がある企業）の実施する県内での一定規模以上の設備投資額はこの制度の適用対象となりうる（つまり、鹿児島県内に設備投資を行ったのならば、企業は設備投資額を回収するため撤退はあり得ず少なくとも小人数でも雇用は確保できるとの解釈）。

しかし、設備投資の内容によっては生産性の向上が雇用の減少につながることもありえる。

鹿児島県内進出企業に対して雇用の維持を要件として、設備の増設、更新に対して補助を行うというのであるならば基準とする日を設定し被雇用者の減少が継続して生じていないことなどを要件として加えることを検討すべきである。

また、県内の有効求人倍率が 1 倍を超えている現状において、平成 29 年度までの時限はあるものの生産設備投資促進補助金が雇用維持施策として継続して適用すべき有効な施策といえるかの検討も必要である。

③ 補助金の対象とすべきでない設備投資額（結果・意見）

a. 現状

補助の対象となる設備投資額は、「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱」で次のように定められている。

第2条

(5) 設備投資額

事業所並びに事業の用に供する機械装置及び附属施設のうち、地方税法第341条に規定する固定資産に該当するものの取得価格（ただし、用地取得費を除く）並びにこれらに類する経費として知事が必要と認める経費の合計額をいう。

このように、補助の対象となる固定資産は、償却資産税を含む固定資産税が課せられる固定資産で土地を除くものとされている。

さらに、要綱の「知事が必要と認める経費」は、「運用基準」で次のように定められている。

* 「知事が必要と認める経費」とは、次のものをいう。

①事業所を新增設する場合で、建物等を賃借する場合の敷金・礼金。

②流通関連業（貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）の施設の設置に伴う県内で登録された車両の取得に要する経費。

b. 問題点

以下のように、補助の対象とすべきでない支出があった。

■ 補助対象としている除却コスト（結果）

F社	建設会社への支払額 4,580 千円のうち、795 千円は既存生産ラインの解体工事費であるにもかかわらず、支払総額 4,580 千円が補助金の対象となっている。
----	--

申請書に添付された支払額確定表の金額で補助金額を確定しているため、既存設備の撤去費用についても補助金の対象としている事例である。撤去費用は「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱」第2条に該当しないため、補助の対象とすべき設備投資額ではなく、合規性の観点から問題がある。

■ 補助対象としている建設工事着手年月日より前に取得した固定資産（意見）

N社	建設工事に着手した平成26年2月20日以前に取得された固定資産 3,876 千円が補助金の対象となっている。
----	--

生産設備投資促進補助金交付対象事業所指定申請書によれば、「建設工事着手年月日」は平成26年2月20日とされているが、「建設工事着手年月日」より前に取

得された固定資産 3,876 千円が補助金の対象となっている。

いつからの設備投資が対象となるかが要綱上明らかになっていないが、産業立地課によれば、補助金交付対象事業所指定申請書の「建設工事着手年月日」以後の設備投資が補助金の対象となるとのことである。したがって、本件の固定資産は産業立地課による運用上の取扱いとは異なる扱いであり、合規性の観点から疑義がある。

■ 補助対象としている「操業開始の日から 1 年を経過する日」後に取得した固定資産（意見）

H 社	操業開始の日（平成 26 年 12 月 8 日）から 1 年以上経過後設置した設備のうち 2 件 93,625 千円が補助の対象となっている。これらはいずれも取得日前の平成 27 年 11 月末までに支払が完了している。
-----	--

要綱上、いつまでに取得した固定資産が補助金の対象となるかが明らかでないが、産業立地課によれば、要綱第 6 条第 2 項「交付申請は、（中略）操業開始の日から 1 年を経過する日までの経費について行う」という経費の取扱いを準用しているとのことである。さらにこの場合、1 年を経過する日までに行うのは、「取得」か「支出」かが明らかでないが、本件では「支出」で判断されている。

このように、要綱等で具体的な取扱いが定められていないにもかかわらず補助の対象とされており、合規性の観点から疑義がある。

なお、「支出」日で判断すれば、設備の取得前に事業者が意図的に支払を前倒しすることで、補助金を受けられるなどの不公平な結果をもたらすおそれがあるという問題がある。

■ 補助対象としている事務所と駐車場の敷金（意見）

W 社	事業拡大のために事務所を移転し、新事務所へ入居する際に支払った敷金 3,564 千円と駐車場敷金 60 千円が補助金の対象に含まれている。
-----	---

「運用基準」に基づいて敷金を補助対象としており、合規性の点では問題ないが、敷金を補助対象とすることについては次のような問題点が挙げられる。

まず、国土交通省住宅局の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版 平成 23 年 8 月）」によれば、敷金とは次のように説明されている。

賃料が滞納されたり、賃借人の不注意等によって損害を受けた場合に、賃借人がその損害等を支払わないことがないように、担保として賃貸借契約に付随して賃貸人が賃借人から預かるのが敷金です。このような性質を有する金銭は、名目の如何を問わず、一例えば保証金という名目であっても敷金です。

したがって、賃借物の明け渡しまでに、未払賃料や損害賠償金債務等、賃貸人に対する賃借人の債務が生じていなければ、敷金は賃借人に対してその全額が返還されることとなります。賃借人の故意や不注意、通常でない使用方法等により賃借物に損傷・汚損等を生じさせていてその損害を賃借人が賃貸人に対して支払っていない場合には、賃貸人はその損害額を敷金から差し引いた残額を賃借人に返還することとなります。

このように、敷金は賃借物の明け渡し時に、損害額（原状回復費用等）を差し引いて返還されるため、将来返還される可能性のある敷金に補助金が交付されれば、事業者は、無償で補助金を受け取る可能性が出てくる。

したがって、返還可能性のある敷金への補助は、事業者の負担を軽減するという補助金の目的に合致せず、有効性の観点から問題がある。

c. 改善案

■ 補助対象としている撤去費用

撤去費用は要綱に照らせば補助の対象とならないため、補助金の返還を検討する必要がある。

■ 補助対象としている建設工事着手年月日より前に取得した固定資産と「操業開始の日から1年を経過する日」後に取得した固定資産

これらは、要綱等で具体的な取扱いが定められていないため、要綱等で具体的な取扱いを定める必要がある。その際、補助の対象とする固定資産は、実際になされた設備投資を補助の対象とすべきであるため、「支出」日ではなく「取得」日で判断すべきである。

■ 補助対象としている事務所と駐車場の敷金

前述のように、敷金は賃借物の明け渡し時に、損害額（原状回復費用等）を差し引いて返還されることになるため、補助金の対象として適切でない。したがって、敷金を補助金の対象から除外するよう運用基準を見直すべきである。

④ 固定資産の取得方法と補助の取扱い（意見）

a. 現状

■ 固定資産の取得方法と補助の取扱い

企業が設備投資を行うにあたっては、自己の資金繰りの状況等を鑑み、以下の方法のいずれを選択するかを意思決定を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・自己資金で購入・第三者からの借入により購入・リース契約あるいは割賦契約の利用 |
|---|

一方、県の補助金の対象は購入先への支払完了が要件となっており、リース契約や割賦による固定資産の取得は想定していない。

下記のように、割賦購入資産またはリース資産については支払が完了している部分のみが補助の対象とされている。

F社	リース会社への既支払済額 7,130 千円（消費税は除かれているが利子込の金額）が補助金の対象となっている。
N社	リース会社との間で機械装置の割賦購入を行い、既支払済額 6,243 千円（消費税は除かれているが利子込の金額）が補助金の対象となっている。

b. 問題点

■ 企業の設備投資手法の多様化と県の補助金算定方法

固定資産の取得方法も多様化しており、雇用増大や維持に資する設備投資の範囲を代金決済の完了したものに限定する必要はない。つまり、設備投資という実態に照らして判断すべきであり、補助の目的からしてその取得方法により差を設ける必要はない。

■ リース契約や割賦購入による設備投資額の取扱い

現状ではリース契約や割賦購入による設備投資に対しては既支払分について補助対象としているが、申請の時期で補助金額に相違が生じ不公平となりうる可能性がある。

例えば、同一価額・同一条件のリース契約が存在すると仮定する。

補助金申請は操業開始後 1 年 6 ヶ月以内（操業開始後 1 年を経過する日までの経費が対象）に実施することが要件であり、割賦で購入直後に申請を行った者は支払額が少ないために補助金額が少なくなり、申請をぎりぎりまで伸ばした者は支払額が多額になるために補助金額が大きくなるという結果となる。

例示（同一の補助申請内容の2社が存在することを想定） 補助対象となるリース料総額6億円（利子込）の設備投資を実施 リース期間は平成28年1月1日から平成32年12月31日（5年間で毎月均等額10百万円を利子込で支払） 平成28年7月1日に操業開始（A社は平成28年12月31日に申請、B社は平成29年12月31日に申請）		
	A社	B社
補助金額	1,200千円	2,400千円
リース債務既支払額	60,000千円（半年間の既支払額が対象）	120,000千円（1年間の既支払額が対象）
補助率	×2%	×2%

■ リース契約や割賦購入での支払利息相当額の留意点

リース契約や割賦による固定資産取得の全額を認めるとする場合、リース料総額（リース債務）や割賦未払金総額に金融取引である支払利息相当額が含まれており第三者からの資金調達（借入）による購入の場合と取得価額に相違が生じ、何らかの対策を講じなければ不公平となるケースがありうる。

例えば、同一価額の固定資産を取得した場合、資金調達方法ごとの補助金の対象は次のようになる。

資金調達方法	利息相当額の会計処理	補助金の対象
自己資金	該当なし	固定資産の取得価額のみ
金融機関からの借入	支払利息で計上され、固定資産の取得価額に含まれない。	固定資産の取得価額のみ
リース契約・割賦契約	会計処理によって利息相当額が取得価額に含まれる場合がある。	会計処理によって、固定資産の取得価額に利息相当額が含まれる場合がある。

c. 改善案

■ 企業設備投資方法に対応できる補助の実施

問題点で指摘した以下の事項を改善するためには企業の設備投資方法に対応できる補助を実施する必要がある。

- ・ 企業の設備投資手法の多様化と県の補助金算定方法
- ・ リース契約や割賦購入による設備投資額の取扱い
- ・ リース契約や割賦購入での支払利息相当額の留意点

企業が行った雇用拡大につながる設備投資額であれば、自己資金や金融機関から借り入れる場合と同様に、リース契約や割賦購入額も利息額を除いたその総額を

補助の対象とすべきである。

リース契約や割賦購入は原則解約できず、解約等を行った場合は企業に残債相当額を含む損害金が発生し、よほどの特殊事情でもない限り継続して利用するものと想定できる。補助は設備投資を行った時点で完結するのではなく設置された事業所の操業開始の日から 10 年以上、当該事業所の操業を継続することが条件となる（要綱第 3 条）。操業の継続や補助を受けた固定設備の継続利用を含めて企業の特異事情（リース契約や割賦購入の存在他）を毎年観察し、報告を受ける仕組みも検討課題とすべきである。

⑤ 個々の設備投資額の下限の設定の必要（意見）

a. 現状

前述のように補助金の対象となる設備投資額は、「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱」で地方税法第 341 条に規定する固定資産であり償却資産税を含む固定資産税が課される固定資産で土地を除くものとされている。

なお、一般的な会計のルールでは、固定資産は税法の規定に従い、一定の取得価額以上（200 千円以上あるいは 100 千円以上）のものを計上する。

今回、一般的な会計のルールからすると固定資産には該当すると思われるものを補助の対象としている以下の事例がみられた。

N1 社	100 千円未満の少額な支出（中古資産）についてその合計 1,689 千円が固定資産台帳に計上され、支払の証憑もあることから補助金の対象となっている。
N2 社	38 千円の少額な支出について、固定資産台帳に計上され、支払の証憑もあることから補助金の対象となっている。

b. 問題点

■ 固定資産計上ルールの継続性の必要

固定資産の計上基準は各企業の固定資産の計上ルールであり、継続的に適用されてこそルールとして成り立つ。今回 100 千円未満の金額での申請がある 2 社についても自社の固定資産計上のルールに基づいて固定資産の計上がなされ補助金申請がなされているのであるならば問題ない。

しかしながら、補助金を多く申請するがために補助金申請時のみ自社のルールを曲げてあえて固定資産計上を行っているなどとしたならば問題がある。また、ルールが継続的に適用されていることを確認できる仕組みは鹿児島県にはない。

■ 事務処理の効率性

設備投資として申請のあった設備投資額について、鹿児島県は固定資産台帳等で

詳細を確認するとともに現地調査を行い現物との照会を行っている。補助の対象を確定するためには必要なことではあるが、あまりに少額な支出についてまで現物照会を行うことは鹿児島県が実施すべき事務処理としては効率的ではない。

c. 改善案

■ 補助対象となる設備投資額の1件当たりの基準額の設定

問題点で指摘した以下の事項を改善するためには補助対象となる設備投資額1件当たりの基準額を設定することを検討する必要がある。

- ・ 固定資産計上ルールの継続性の必要
- ・ 事務処理の効率性

固定資産は1件当たり100千円あるいは200千円以上の計上が金額的な基準としては一般的である。また、100千円以上200千円未満の設備投資や300千円未満の設備投資については税制上の政策的な配慮から固定資産計上のルールが様々ある。

これらの取扱いは個々の企業のルールに基づき決定されるが、鹿児島県がこのルールの継続適用を検証することは不可能と考えられる。

事務処理上の効率性も考慮にいった場合、金額的な基準（1件当たり200千円以上の設備投資で固定資産計上）を設定した上で、該当する投資額を補助の対象とし、必要となる確認作業を実施するようなルールの変更を検討すべきである。

⑥ ソフトウェアに対する補助の取扱い（意見）

a. 現状

現状の規則では無形固定資産に計上されたソフトウェアは、地方税法上で規定する固定資産ではないため補助金の対象とはならない。

■ ソフトウェアと工場設備との関連性

多くの工場設備はソフトウェアで制御されている。

工場設備は目に見える有形固定資産であるがソフトウェアは内部に組み込まれた制御プログラムであるため、一体として購入し利用するようなケースでは、以下のように固定資産の計上方法が異なる場合がある。

計上方法	説明
設備本体とソフトウェアを区分計上	各々を有形固定資産の各勘定（例えば「機械及び装置」と無形固定資産の「ソフトウェア」勘定で計上
設備本体に合算	主体となる部分がどこであるかに着目し有形固定資産の各勘定（例えば「機械及び装置」）で計上

研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（公認会計士協会 会計制度委員会報告第 12 号 最終改正平成 23 年 3 月 29 日）第 41 項に以下のような記述がある。

パソコンのように、ソフトウェア対応に互換性がある場合には、ソフトウェアと機器は区分すべきである。しかし、ファームウェアのように機器組込みとしてセットで購入しているものは、次のような理由からソフトウェアを区分することなく機械等として処理することになる。したがって、機器組込みソフトウェアは機械及び装置などの有形固定資産の減価償却を通じて費用化される。

(1) 機器とソフトウェアは相互に有機的一体として機能すること。両者は別個では何ら機能せず、両者は一体としてはじめて機能する。

(i) 機能一体であることから機器とソフトウェアの対価は区分されていないのが通例である。

(ii) 機器、ソフトウェアの技術革新を考えると、一方だけが長く機能するとは考えにくい。

(2) 経済的耐用年数も両者に相互関連性が高い。

しかしながら、ソフトウェアの交換（バージョンアップ）が予定されている場合で、バージョンアップによる機能向上が革新的であるようなときは、機器とは別個にソフトウェアとして処理することが適切なこともある。

また、機械等の購入時にソフトウェア交換が、契約により予定され、新・旧ソフトウェアの購入価格が明確な場合には、ソフトウェア部分を区分して処理することも考えられる。

現状の規則では無形固定資産に計上されたソフトウェアは、地方税法上で規定する固定資産ではないため補助金の対象とはならない。

b. 問題点

有形固定資産と無形固定資産に区分する会計処理方法によっては補助金の対象となり得る場合もあり、公平とはいえない。

確認した事例においても以下のように補助金の対象となっているソフトウェア関連支出が存在した。

会社名	内容
T 社	工場内タンク工事等のソフトウェア分合計 11,740 千円が補助金の対象に含まれている。
F 社	検査装置計上調整作業及びソフトウェア更新工事合計 570 千円を機械装置勘定で計上し、補助金の対象に含まれている。
H 社	「自動倉庫検索システムカスタマイズ ソフトサービス」900 千円が補助金の対象に含まれている。
M 社	受発注管理ソフト 3,000 千円と発注書・納品書作成ソフト 800 千円が補助金の対象に含まれている。

c. 改善案

コンピュータ制御される機械設備の実態を考慮した場合、設備投資額としてソフトウェア分の価値を無視することはできない。補助対象となる設備投資額を地方税法第 341 条に規定する固定資産に限定する必要はない。

つまり、雇用の増大につながる設備投資額の判断の基準は企業の設備投資の実情に合わせて適合させなければ、施策そのものの有効性が失われてしまうことになりかねない。

また、現状でも補助対象となっているソフトウェア部分があることを考えた場合、少なくとも申請者においては公平な取扱いを行うことも留意しなければならない。これらの取扱いについては、規定等において明確化することの検討も必要である。

⑦ 親会社と子会社が一体となって設備投資する事例（意見）

a. 現状

N社の補助対象事業等の概要は以下のとおりである。なお、当社はP社の100%子会社である。

項目	内容
事業所の新設・増設の内容	P社p工場 敷地面積：72,263 m ² 建物面積：9,400 m ²
新規雇用者数	32名（うち3名はP社の従業員であるが、工場増設前からN社へ出向し、既存工場で勤務しており、工場増設に伴い増設工場へ配属替えとなっている。）
設備投資額	4,770,098 千円
補助金交付額	286,205 千円

本件では、親会社であるP社が事業所を設置しているが（敷地もP社が所有）、操業は同社が50%以上出資しているN社であるため、「補助金交付要綱別表※8」により、N社が施設を取得したものとみなされ、補助金もN社へ交付されている。本件の補助金は、投資額が10億円以上であることから、新規雇用者数は30人以上であることが要件とされている。この新規雇用者数について、「施設取得者」（P社）と「操業者」（N社）を合算して検討して良いかが要綱上明らかでないことから、産業立地課では次のように検討した経緯がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付の目的である「産業の振興と雇用の増大」（要綱第1条）の効果が得られること。 ・ 今回のように、親会社・子会社が一体となった事業計画による設備投資案件は珍しくなく、企業にとっては、親会社・子会社間の役割分担の上で、合理的に資本投資や人員配置を行ったものと考えられ、現状交付要綱において、新規雇用者を合算できない旨の規定がないことをもって、合算しないとする積極的な理由がないこと。 ・ 今後も同様の事例が発生すると思われ、合算可とすることで、企業立地の促進がより図られること。 |
|---|

上記の検討結果は、監査人も妥当と判断する。

b. 問題点

本件のように親会社と子会社の新規雇用者を合算して要件の適否を検討する場合、当然に親会社と子会社の新規雇用を確認する必要がある。この点、子会社である N 社の新規雇用者 29 名と親会社である P 社からの配属替え 3 名については、労働者名簿、賃金台帳、雇用保険被保険者証によって確認されている。したがって、合算して 30 人以上の新規雇用者という要件を満たすには、P 社の p 工場における新規雇用者（配属替え含む）が少なくとも 1 名以上であることが必要である。県では補助の対象を確定するための現地調査の際に聞き取り等を行い、その事実を確認したとのことであるが、これについて確認された証跡が認められておらず、合規性の観点で問題がある。

c. 改善案

補助金の交付要件を満たすか否かの確認は、本事業にとって最も重要な手続の一つである。特に本件の場合には新規雇用者数 30 名以上という要件に対して、29 名分の確認しかされないまま補助金が交付されている。親会社と子会社で合算して新規雇用者数を検討する場合は、単体企業の場合と同様に配置転換を除いた新規雇用者数について確認した証跡を残しておく必要がある。

また、前述の検討経緯にあるとおり、「今後も同様の事例が発生すると思われ、合算可とすることで、企業立地の促進がより図られること」から、補助金の交付要綱にも、親会社と子会社の新規雇用者数を合算可とする旨を追加すべきである。

2) BCP緊急対策補助金

① 補助対象経費に係る消費税の取扱い（結果）

a. 現状

発電用施設周辺地域立地企業 BCP 緊急対策補助金の概要は以下のとおりである。

対象企業	・ 県外に本社もしくは親会社がある企業 ・ 県外から県内に本社を移転した企業で当該移転日から 10 年以内に交付対象事業書指定の通知を受けたもの
対象事業	BCP（災害時に事業を継続するために作成する事業継続計画）に記載された内容に基づき事業地域（一部の離島を除く県内全域）に所在する事業において行う、水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な事業所の改修、避難施設の整備、防災無線設備の整備その他の防災対策に係る施設及び設備の整備
対象経費	防災対策関連事業に要する測量設計費、工事費、備品購入費及び附帯工事費
補助金額	補助対象経費の 2 分の 1 以内に相当する額（上限 1 千万円）

また、平成 27 年度における補助金の交付状況は以下のとおりである。

企業	事業内容	補助金交付額（千円）
K 社 A 工場	工場の建屋耐震補強工事	8,145
K 社 B 工場	工場の建屋耐震補強工事	10,000
S 社	工場の風水害対策工事	10,000

b. 問題点

「発電用施設周辺地域立地企業 BCP 緊急対策補助金交付要綱」第 6 条では、「補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。」と定めている。

しかし、平成 27 年度の上記 3 件の補助金交付額算定にあたっては、対象企業が課税事業者でないことを示す根拠がないにもかかわらず、いずれも補助対象経費が消費税込みで算定されていた。消費税抜きの補助対象経費に基づいて補助金交付額を算定すると次のようになる。

(単位：千円)

	補助対象経費 (税抜) ①	あるべき補助金② (①÷2) (上限1千万円)	実際の補助金 交付額③	過大交付額 (③-②)
K 社 A 工場	15,083 [16,290]	7,541 [8,145]	8,145	603
K 社 B 工場	18,890 [20,401]	9,445 [10,000]	10,000	555
S 社	20,600	10,000	10,000	—
合計	54,573 [57,291]	26,986 [28,145]	28,145	1,158

表中[]の数字は、実際の補助金交付申請・交付決定に係る金額

このように、S 社では結果的にあるべき補助金交付額は 10,000 千円で問題なかったが、K 社 A 工場と B 工場については、合計 1,158 千円の補助金が過大に交付されており、合規性の観点で問題がある。

c. 改善案

消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の提出を求め、実際に過大に交付されていた場合は、補助金の返還の手続きを取るべきである。

次に、今後同様の処理誤りが起こらないように、補助対象事業者が消費税の課税事業者であるか否かを確認できる書類を、補助金実績報告書の添付書類として提出を求めるよう改善すべきである。その際には、添付書類の収支報告書の「補助事業に要した経費」欄に、課税事業者の場合は消費税抜きの金額を記載するよう注意書きを付しておくことで、さらに処理誤りを防ぐことができると考えられる。

② 補助対象とすべき修復工事の範囲（意見）

a. 現状

県は、S社に対して、同社の第1工場と第2工場の風水害対策工事について10,000千円の補助金を交付している。補助金交付までの大まかな流れは次のとおりである。

日付	書類等の内容
H27/12/1	交付対象事業所指定申請書を提出。 同申請内容には「台風 豪雨による風水害対策 建屋の補強 建屋補強に伴う、配管、配電工事 25,488千円」と記載されている。 本申請書には県担当者の手書きで、補助金申請は建屋の補強のみ。（建屋補強に伴う、配管、配電工事）は、自己資金で行うと記載されている。
H27/12/7 (決裁日)	上記申請の際に県担当者が作成した概要説明資料には以下の記載がある。 ・古い建屋であり外観からも見て取れる程度に外壁等の損傷がある。 ・災害とまではいえない規模の風雨により、水漏れ等が発生する状況。 ・対策の緊急度や資金面から勘案し、まずは風水害対策工事から先に行う。 ・平成5年第13号台風及び平成5年8月6日豪雨のレベルに耐え得る対策とする。 上記の他、「損壊防止のための外壁張替工事及び漏電対策工事を行う」との記載があり、手書きで「外壁張替工事」について「補助金申請はこちらのみ」と書かれ、「漏電対策工事」については「自己資金にて外壁張替工事が終わり次第行う」との記載がある。
H27/12/7	交付申請書に添付された工事業者からの見積書の工事名は以下のとおり。 (i)風水害腐食に伴う漏電対策復旧工事 16,500千円(税抜) (ii)台風災害に伴う外壁張替工事 7,100千円(税抜) なお、(i)はS社の第1工場、(ii)は第2工場における工事である。
H28/3/15	実績報告書に添付された工事注文請書の工事名と金額は以下のとおり(請負者は上記見積提出業者と同じ)。 ・風水害腐食に伴う漏電対策復旧(第一工場) 14,500千円(税抜) ・風水害腐食に伴う漏電対策復旧(第二工場) 6,100千円(税抜)
H28/3/23	上記実績報告の審査の際に担当者が作成した概要説明資料には、補助金申請は外壁張り替え工事のみ。漏電対策工事は自己資金にて行ったとの記載がある。

上記のような流れを経て、漏電対策工事等に対して10,000千円の補助金が交付されている。

b. 問題点

前述のとおり、交付対象事業所指定申請書の提出段階では、「外壁張替工事」が補助金申請の対象とされ、「漏電対策工事」は自己資金で行うことが想定されていた。また、工事業者も当初は漏電対策復旧工事と外壁張替工事というように第1工場と第2工場で異なる工事名で見積書を作成していたが、最終的な工事注文請書ではいずれも工事名が漏電対策復旧工事とされている。

図面及び工事写真から、最終的な工事内容は次のようである。

工事注文請書の工事名	主な工事内容
風水害腐食に伴う漏電対策復旧（第一工場）	工場外壁の張替（社名の表示も変更）、軽量シャッターの設置、内壁・天井の張替
風水害腐食に伴う漏電対策復旧（第二工場）	工場外壁の張替（庇、土台水切りの解体撤去含む）

工事注文請書の工事名からは、補助対象事業者と工事業者との間では漏電対策復旧工事という認識で工事が行われていたと考えられるが、そうであれば、漏電対策復旧工事は補助の対象とすべきではない。

次に、実際の工事内容から外壁張替工事が中心であったと考えられるとしても、本件の外壁張替工事が本補助金の交付目的に合致しているかという問題がある。本補助金は、要綱によれば BCP に記載された内容に基づき、水害、風害、地震災害その他の災害を防除するための事業所の改修等を対象としている。そこで本件の外壁張替工事も、「平成5年第13号台風及び平成5年8月6日豪雨のレベルに耐え得る」建屋とすることを目的としているが、工事前において「古い建屋であり外観からも見て取れる程度に外壁等の損傷が」あり、「災害とまではいえない規模の風雨により、水漏れ等が発生する状況」であることから、本件工事には、通常の風雨に耐えられる程度の修復工事が含まれていると考えるべきである。このような通常の修復工事部分は、補助対象事業者の BCP が対象とする災害（震度6弱以上の地震、平成5年第13号台風レベル、平成5年8月6日豪雨レベル）を防除するものではなく、有効性の観点から問題がある。

以上を整理すると次のようになる。

	漏電対策復旧工事	外壁張替工事
BCP が対象とする災害レベル	補助の対象とすべき	補助の対象とすべき
通常の風雨に耐えられるレベル	補助の対象とすべきでない	補助の対象とすべきでない

なお、本件の修復工事が、平成 5 年第 13 号台風レベル、平成 5 年 8 月 6 日豪雨レベルに耐えうるものであるかについては、設計図、県の検査調書、企業訪問等報告書等からは明らかとなっていない。

c. 改善案

本件のように、通常の風雨等に耐えられない現況にある工場等が、より大きな被害をもたらす特定の災害を防除するための改修等を行う場合、通常の風雨等に耐えられるための工事と、それを上回る補強工事とを区分し、後者の補強工事のみを補助対象とすることを要綱等で明確化し、運用していくべきである。

4. 内陸・臨海工業用地企業立地促進事業(No.4)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 41 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	内陸工業団地や臨海工業用地への企業立地等を推進し、本県産業の振興と雇用の増大を図る。					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域工業導入促進法等 ・ 万之瀬川導水事業に関する基本協定 					
対応する歳出科目（款・項・目）	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移（千円）				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算（最終）			17,969	20,989	62,753
	決算			17,433	16,826	61,754
平成 27 年度事業費内訳（千円）	財源内訳	国庫支出金	その他特定財源		一般財源	合計
			3,655	55,925	2,172	61,754
	節内訳	負担金補助及び交付金	委託料		その他	合計
			48,440	12,401	912	61,754

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

名称	内容	支出先	支出額（千円）
万之瀬川導水施設維持管理負担金、万之瀬川導水施設改良負担金、および、川辺ダム維持管理負担金	永田川施設の老朽化や安定的な水量確保の観点等から、永田川の取水・浄水施設を廃止して万之瀬川導水施設に移行する	鹿児島県工業用水道事業管理者	48,440
計			48,440

2) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
鹿児島県工業用地案内広告（日経ビジネス）の制作掲載業務	企業立地促進を図るための広告の制作及び掲載	(株)日経 BP アド・パートナーズ	2,592
「平成27年度「しごと」創生～巡る。かごしまの工業団地ツアー事業」業務委託	本県の魅力ある立地環境等を実感してもらうため、県内工業団地等を巡るツアー	鹿児島県旅行業共同組合	3,581
鹿児島臨空団地環境整備業務委託	適正管理を目的とした定期巡回点検及び除草	(株)末広	2,376
鹿児島臨海工業地帯1号用地環境整備業務委託	適正管理を目的とした定期巡回点検及び除草	(株)加治木建設	1,134
国分上野原テクノパーク環境整備業務委託	適正管理を目的とした定期巡回点検及び除草	有限会社西村造園	1,069
その他			1,648
計			12,401

(3) 監査結果及び意見

1) 事業全般

① 工業団地の有効利用（意見）

a. 現状

平成 28 年 12 月末現在の各工業団地の概要は以下のとおりである。なお、国分上野原テクノパークは、地域振興公社の公益財団法人移行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から、鹿児島臨空団地は、土地開発公社の解散に伴い、平成 25 年 9 月 30 日から、それぞれ県が管理している。

団地名	鹿児島臨海工業地帯 1 号用地	国分上野原テクノパーク	鹿児島臨空団地
造成費用	約 686 億円	約 40 億円	約 60 億円（*1）
分譲開始	昭和 52 年	昭和 62 年	平成 16 年
分譲面積	360.3ha	25.5ha	18.8ha
分譲済面積	351.0ha	23.6ha	4.0ha
未分譲面積	9.3ha	1.9ha	14.8ha
分譲率	97.4%	92.4%	21.3%
分譲価格	30,550 円/m ²	7,000 円/m ²	28,168 円/m ² (有効敷地) 9,390 円/m ² (法面)
所有者	県	県	県

（*1）鹿児島臨空団地は当初土地開発公社が開発しており、平成 18 年度から解散するまでの平成 25 年度まで、県は土地開発公社の借入金利息に対して補助を行っていた（累計約 5 億円）

分譲状況実績

団地名	鹿児島臨海工業地帯 1 号用地	国分上野原テクノパーク	鹿児島臨空団地
平成 21 年度	1 件	なし	1 件
平成 22 年度	1 件	なし	2 件
平成 23 年度	なし	なし	なし
平成 24 年度	なし	なし	なし
平成 25 年度	なし	1 件 (4.4ha)	なし
平成 26 年度	なし	1 件 (0.6ha)	なし
平成 27 年度	なし	なし	1 件 (1.0 ha)
平成 28 年度	1 件 (0.7 ha)	なし	なし

分譲価格の推移は以下のとおりである。

団地名	鹿児島臨海工業帯 1号用地	国分上野原 テクノパーク	鹿児島臨空団地
平成 21 年度	36,800 円/m ² (~H21.7.31) 30,550 円/m ² (H21.8.1~)	9,000 円/m ²	36,916 円/m ²
平成 22 年度			
平成 23 年度			
平成 24 年度			
平成 25 年度		7,000 円/m ² (H25.10.1~)	28,168 円/m ² (H25.9.30~)
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			

1号用地はA区の工場用地のもの、臨空団地は有効敷地のもの

b. 問題点

上記のとおり、各団地とも過去5年間で1~2件の分譲しか成立しておらず長期間未分譲地が残っている。特に鹿児島臨空団地は約60億円の造成費及び約5億円の補助金等を使っているにもかかわらず、分譲率が21.3%であり、ほとんどが未分譲地であり、県有地が有効に利用されているとは言えない状況である。

なお、宮崎県と補助金制度・分譲価格を比較すると以下のとおりである。

項目	鹿児島県	宮崎県
補助金制度	企業立地促進補助金（設備投資額と新規雇用者を要件に設備投資額を補助。限度額10億円）	県外立地企業（設備投資額と新規雇用者を要件に設備投資額を補助。限度額5億円）
	生産設備投資促進補助金（設備投資額等を要件に、設備投資額と移転経費を補助。限度額10億円）	県内立地企業（設備投資額と新規雇用者を要件に設備投資額を補助。限度額2.5億円）
	発電用施設周辺地域立地企業BCP緊急対策補助金（防災対策関連事業に要する工事費等を補助。限度額10百万円）	大型案件（設備投資額と新規雇用者を要件に設備投資額を補助。限度額50億円）
工業団地の分譲価格	28,168 円/m ² （臨空団地）	3,500 円/m ² （宮崎フリーウェイ団地）市町村の補助も合わせると2,950 円/m ²

宮崎県のデータは宮崎県ホームページより

宮崎フリーウェイ工業団地は以下のとおり 3,500 円/m²（市町村の補助も合わせると 2,950 円/m²）で募集されており、臨空団地に比べると安価な設定となっている。

補助金限度額は鹿児島県より宮崎県のほうが高く、また、分譲価格は鹿児島県より宮崎県のほうが安い。単純比較はできないものの鹿児島県が宮崎県より企業立地において優位性があるとは言えない状況である。

c. 改善案

現状の分譲価格等の条件について検討し、隣県の宮崎県など立地が近い工業団地に対する優位性を積極的にアピールしていくなどの対策が必要となる。

特に約 2 割の分譲という臨空団地は、これまでの支出額 65 億円の大部分が企業誘致・雇用増大につながっていない結果となっている。しかも、最近の分譲状況から、今後の工業団地として位置づけについても疑問が生じる。臨空団地の有効利用について外部の専門家の提言や広くアイデアを公募するなどの検討が必要である。

2) 「平成27年度「しごと」創生～巡る。かごしまの工業団地ツアー事業」業務委託

① 事業費内容の検証の必要性（意見）

a. 現状

平成 27 年度においては、県外の企業経営者等を対象に本県の魅力ある立地環境等を実感してもらう目的で、県内工業団地等を巡るツアーを 2 回実施している。業務受託は企画段階で 2 者の競争となり、業務受託者選定委員会により決定された後に一者随意契約を締結している。

ツアーの実施概要は以下のとおりである。

	1 回目	2 回目
実施日	平成 27 年 7 月 9 日～7 月 10 日 1 泊 2 日 南薩摩方面	平成 27 年 10 月 15 日～10 月 16 日 1 泊 2 日 大隅半島方面
内容	工業団地の視察および生産者との交流に付随するものとして、以下も企画された。 ・バスガイドによる工業団地周辺の観光地および見どころの紹介 ・鹿児島らしい歴史、食の紹介 ・両地域の有する美しい景観を体感したり施設を利用したりする体験活動	
タイトル	南薩摩 山・野・里・海 味のある地元のおもてなしと、ひと味ちがう魅力体験型工業団地視察ツアー	地域密着&魅力体験型 工業団地視察ツアー
対象者	食品関連企業担当者 定員は各 20 名	
募集方法	・全国旅行業協会各県支部へのチラシの送付 ・Facebook での周知 ・鹿児島県の東京事務所、大阪事務所にチラシを送付し、担当者の募集活動を補助	・県外の新聞への広告掲載 ・Facebook での周知 ・鹿児島県の東京事務所、大阪事務所にチラシを送付し、担当者の募集活動を補助
参加人数	19 名	14 名
訪問先・行程	10:00 鹿児島空港 10:10～10:25 臨空団地見学 12:00～12:30 薫焼き体験 12:30～13:10 昼食 13:15～13:40 鯉節工場見学 13:50～14:30 誘致企業見学 15:00～15:40 茶葉農家青年部と交流 16:15 ホテルチェックイン 16:35～17:35 情報交換会 17:35～18:35 温泉砂蒸し体験 18:40～ 夕食 8:45 チェックアウト 9:10～9:45 指宿オクラ農家見学 10:10～11:00 県水産技術開発センター見学 11:30～12:20 昼食 12:40～13:00 鹿児島臨海工業地帯 1 号用地見学 13:05～13:20 買物 14:20～15:10 地場企業見学 15:15 鹿児島空港	10:00 鹿児島空港 10:05～10:20 臨空団地見学 10:40～11:00 養豚農場見学 11:15～11:45 地場企業見学 11:45～12:25 昼食 13:30～14:20 誘致企業訪問 15:50～16:20 ピーマン農家見学 17:00 ホテルチェックイン 17:00～17:30 地元特産品農産品紹介 17:30 入浴 19:00～ 夕食 8:15 チェックアウト 8:35～8:50 志布志港新若浜地区港湾関連用地見学 8:55～9:05 志布志市臨海工業団地見学 9:40～11:10 大隅加工技術研究センター見学 11:50～12:30 誘致企業訪問 13:00～13:40 昼食 15:30 鹿児島空港

ツアーの予定価格積算時、委託業者の企画提案時、業務終了時におけるそれぞれの事業費内訳は次のとおりである。

単位：千円

予定価格		企画提案時		実績		内容
項目	金額	種別	金額	項目	金額	
航空運賃	2,636	旅行原価	1,944	旅費交通費	1,235	参加者の鹿児島までの往復航空代・宿泊費
宿泊費	440			宿泊費	290	
バス代	299			バス代	540	
昼食代	120			昼食代	111	
懇親会費	200			懇親会費	58	
負担金	△320			負担金	△285	
旅行原価小計	3,375		1,944	小計	1,951	
広告費	105	広告費	723	広告費	507	チラシ等印刷費・募集に係る宣伝等
諸経費	100	通信費	758	通信費	218	通信費（郵送・電信費）
		現地係員旅費	64	現地係員旅費	115	現地係員旅費
		雑費	90	現地視察交通費等	60	現地係員の視察旅費
				企画催行管理費	597	
雑費	130					
小計	100		913		1,122	
計	3,581		3,581		3,581	

参加人数	40名		40名		33名	
------	-----	--	-----	--	-----	--

予定価格は、予算要求単価表等に基づき県が積算している。企画提案時の価格は受託業者が業者選定に先だてて提出したものである。また、実績は業務終了後に受託業者が報告したものである。

上記のように事業費の内訳は、予定価格、提案価格、実績でその内容が大きく異なっている。

b. 問題点

事業費について予定価格、企画提案価格及び実績について以下のように問題点が生じている。

■ 参加者旅費の比較

項目	予定価格	提案価格	実績	問題点
参加者旅費	3,375 千円	1,944 千円	1,951 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格と提案価格の乖離が大きい ・参加人数が減少したにもかかわらず提案価格と実績でほとんど差がない。
参加人数	40 名	40 名	33 名	
1人あたり単価	84 千円	48 千円	59 千円	

参加者旅費は、予定価格と提案価格との乖離が大きい。県は予定価格の積算では、予算要求単価表を使っており、例えば、大阪鹿児島間の往復航空運賃は 56,900 円、東京鹿児島間は 74,900 円となっている。それに対し、委託業者は内訳を明らかにしていないが、予定人数の 40 名で推定すると、宿泊費込みで一人あたり平均が 48,600 円であり、一般に取り扱われている宿泊パックの相場からするとおおむね妥当な金額といえると考えられる。したがって、予定価格が高すぎる可能性があり、無駄な予算が使われるおそれがあり、経済性の観点からも疑問が生じる

また、企画提案時の参加人数概算の 40 名に対し、実際の参加者 33 名だったにもかかわらず、企画提案時の旅費金額と実績に差がない。本来この差 7 名分について実績額は減少すると考えるのが通常であるが、逆に増加している。1 人あたりの単価は 59,121 円と提案価格より約 1 万円上昇している。

■ 広告費の比較

項目	予定価格	提案価格	実績	問題点
広告費	105 千円	723 千円	507 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書では新聞広告等について記載がないにもかかわらず、新聞広告等を実施している。

募集については、業務契約書の仕様書によれば「ツアーへの参加者を募集するため、目的を踏まえた効果的なチラシを作成するとともに、参加者の募集受付や問い合わせ対応などを行う。」とされている。また、「企画提案募集実施要領」によると、「ツアーへの参加者を募集するため、目的を踏まえた効果的なチラシを作成するとともに、参加者の募集受付や問い合わせ対応などを行うこと。また、ツアー参加者の募集に係る業務は県が主体となって行うが、これらの業務の事務等に協力すること。」とされている。その内容からするとチラシを作成することは業務委託契約の範囲内の行為である一方、委託業者が新聞広告等の募集宣伝に関する

業務を主体として行うことは業務委託契約の範囲外の行為と考えられる。県が予定価格として積上げた 100 千円に対し、企画提案時が 723 千円と差異が大きくなっている原因が新聞広告と考えられる。委託契約書並びに業務仕様書に記載されていない委託先による新聞広告の実施は、県が委託した業務の範囲を逸脱しているおそれがある。

■ 諸経費の比較

(単位：千円)

項目		予定価格	提案価格	実績	問題点
諸経費	通信費	100	758	218	・ 提案価格が高い
	現地係員旅費		64	115	—
	現地係員視察旅費		—	60	—
	企画催行管理費		—	597	・ 内容の把握が不十分
	雑費		90	130	—
計		100	723	1,122	

諸経費のうち通信費は、企画提案価格に対する実績の減少幅が大きい。また、企画催行管理費は企画提案時にその項目がなかったにもかかわらず実績のみ発生している。県担当者は実績報告書を受取った際に、事業費明細の内容を把握理解した上で、事業費の妥当性を検討しなければならない。しかしながら、提案価格と実績の差異内容及び支出内容を十分に把握していないため、その事業費が無駄に使われているとの疑念が生じる。

このように事業費については、業務仕様書の範囲外の支出が行われていること、参加人数減が経費に反映していないこと、内容の把握が十分でない支出があることなど、委託先の事業費支出の妥当性について疑義がある。

c. 改善案

提案時・実績報告時にそれぞれ事業費の内容を把握する必要がある。特に、業務契約書及び仕様書に基づく業務に係る支出であるかについての精査を行い、経済性の観点から無駄な経費の有無を検証すべきである。

たとえば、参加者旅費などは参加人数によって変動するため、総額でなく一人当たりの単価を分析する必要があり、広告費、通信費及び諸経費など固定費はその支出目的について詳細な説明を受け内容を把握すべきである。

いずれであっても支出内容に疑問があれば原始証憑の提示を要請すること等も必要である。

② 参加者募集方法ごとの効果検証の必要性（意見）

a. 現状

工業団地ツアー1回目は募集 20 名に対し 19 名、2 回目は募集 20 名に対し 14 名にとどまっている。また、合計人数は 33 名だが、同一の会社から複数メンバーの参加や 2 回ともに参加している会社があるため、会社数で括ると、29 社となっている。

参加者の募集手段としては、旅行業協会各県支部へのチラシ、Facebook、東京事務所及び大阪事務所の県職員を通じての企業訪問時のチラシ案内、新聞広告によっているが、参加者へのアンケート項目に「ツアーをどこで知ったか」など、募集方法の有効性を把握していない。

b. 問題点

上述のとおり、最終的には事業費の中に占める広告費の割合が高いにもかかわらず、各募集方法の広告効果の検証が十分に行われていないと思われる。効果的な方法の把握なしでは、参加予定人数を大きく下回っている状況の改善は困難である。

また、工業団地ツアーの最終的な目標である企業誘致との経済性や有効性の面からの検証ができなければ、無駄な経費ということにつながりかねない。

c. 改善案

県の予算で工業団地ツアーを継続するのであれば、参加予定人数を満たす努力が必要である。そのためには、募集方法の有効性についての検証にはアンケートの項目の中に「このツアーをどこで知ったか」などを入れる必要がある。

また、インターネット等で情報収集が容易である現在、企業誘致に関する情報の積極的発信も必要である。さらには企業立地を検討する各社の置かれている状況が異なることを考えた場合、複数の会社を集めてツアーを行うという方法が企業立地のための方法として適切かを再検討することが求められる。

③ ツアーの有効性・経済性の検証（意見）

a. 現状

ツアー参加者に対して、アンケートを実施している。そのうち鹿児島県の立地の可能性についての結果は次のとおりであった。

	1回目	2回目	計
大いにある	0	1	1
少しは考えられる	7	3	10
あまり考えられない	6	7	13
全くない	6	0	6
無回答	0	3	3
計	20	14	34

*複数回答あり

ツアーの目的は鹿児島県内、特に工業団地への誘致である。上記アンケートで立地の可能性について、「大いにある」「少しは考えられる」と回答した参加者は11名だが会社でまとめると9社となる。その9社には、そのツアー終了後、県職員がアプローチするなど企業誘致のための努力は続けているものの、まだ鹿児島県への立地には至っていない。

立地の可能性が「あまり考えられない」「全くない」と回答した参加者の中にその理由として「会社の方向性の構想にない」「関西圏の外食店舗のため出店等は難しい」「消費地から遠い」との回答もあった。

b. 問題点

ツアーに参加したにもかかわらず、鹿児島県への立地の可能性のない参加者が3分の2を超える状況を見ると、当初より鹿児島県への立地を検討している企業がどの程度、含まれていたのか疑問が生じる。立地可能性の低い参加者に予算を使う意義が低いと考えられる。この事業を実施することによって効果的に企業誘致につながるかという有効性、また使った予算に見合う経済性があるかという点で疑念が生じる。

c. 改善案

前述のように工業団地の分譲率が低い状況では、このようなツアーは企業立地を検討中の企業に直接アピールできる貴重な機会であるため、ツアー参加者を募る時点で鹿児島県への立地に対する意欲等についての情報把握に関する精度を上げる必要がある。

また、立地検討中の企業にとって団体ツアーという形態が鹿児島県の立地を検討する際のニーズに適合するか定期的な検証も必要である。

5. 発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金造成事業(No.5)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 57 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	発電用施設の周辺の地域への企業の導入等のため、当該地域に立地する企業に対し、土地取得費、設備費等に対する資金貸付を行うために基金造成を行う。					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 電源立地地域対策交付金交付規則 県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例 					
対応する歳出科目（款・項・目）	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算（最終）			2,380	2,180	2,830
	決算			2,379	2,179	2,829
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	合計	
		0	2,829	0	2,829	
	節内訳	負担金補助及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	2,829	2,829	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	名称	内容	支出先	支出額 (千円)
積立金	鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金運用益の同基金への積立	定期預金運用による利息収入が歳入（財産収入）に計上されており、同額が基金積立として歳出に計上	公金振替	2,829
	計			2,829

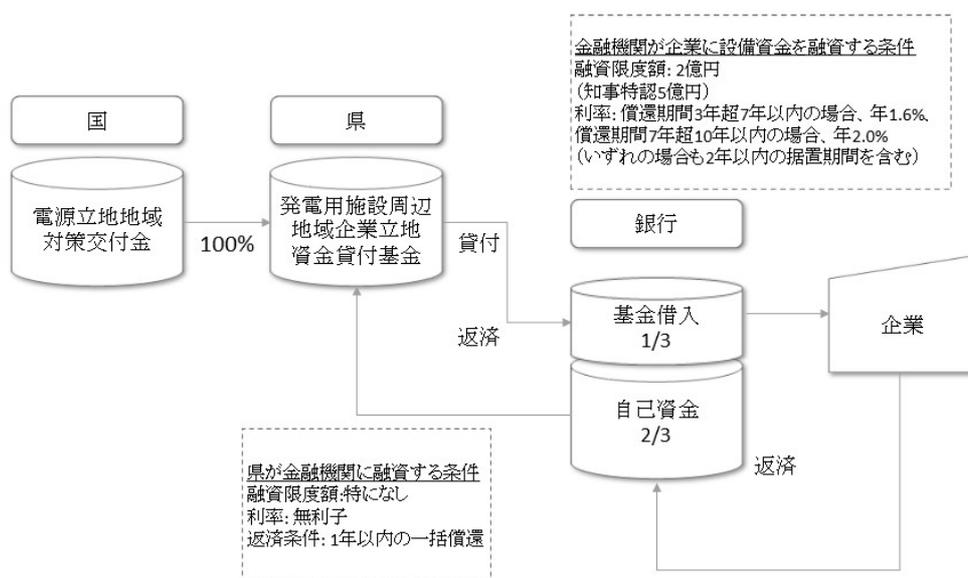
2) 鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の内容

① 鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の目的

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地貸付基金（以下、「貸付基金」）は、発電用施設等の所在市町村及び隣接市町村や近隣住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付を行うため、昭和 57 年 10 月に設置されたものであり、企業立地資金貸付金の財源に充てている。

基金の原資は国からの電源立地地域対策交付金であり、県の基金のひとつとして運用されている。企業への貸付時においては、基金からの実質負担額は 3 分の 1（県から金融機関に貸付）、金融機関から 3 分の 2（基金からの拠出額と合わせて企業に融資）であり、実質的には協調融資としての貸付となるように設計されている。

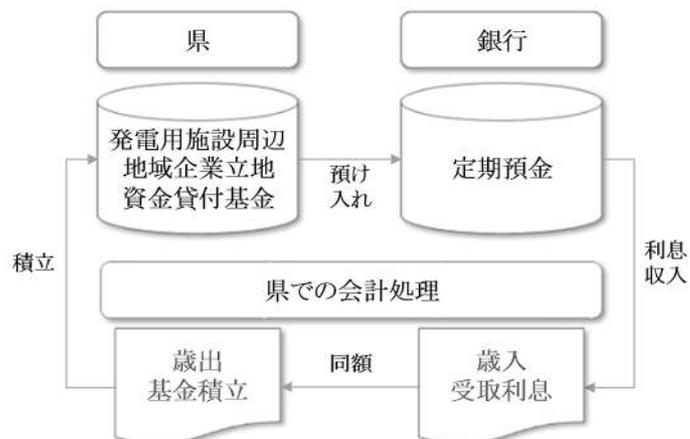
発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の概要



② 事業費計上額と貸付基金との関係

条例により基金の運用方法は最も確実かつ有利な預金や有価証券によるものと定められており、貸付基金においてはその全額が定期預金によって運用されている。その運用益は一般会計歳入に計上され、その同額が一般会計歳出として基金に積み立てる会計処理がなされている。上表における貸付基金の運用益の同基金への積立 2,829 千円は、平成 27 年度における基金運用益を基金に積み立てた際の歳

出計上額である。



なお、貸付基金は国庫補助金により造成された基金であるため、電源立地地域対策交付金の運用について（通達）11.（4）に基づき、平成27年1月23日に経済産業大臣の許可を得て基金の処分を行っている。変更承認の際には、変更後の基金事業が終了し、この事業に係る基金に残余が生じている時は国庫に返還すべき旨が確認されている。

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金条例

第10条

基金は、事業地域への企業の導入及び事業地域内における産業の活性化のため知事が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

電源立地地域対策交付金の運用について（通達）

11.（4）

既に交付金により造成した基金であって次に掲げるものは、社会的経済的事情の変動により、当該基金の計画内容を変更して他の施設又は事業に当該基金を充当する必要が生じた場合には、主務大臣の承認を受け、当該基金の計画内容を変更することができる。

なお、申請については、様式6により行うこととし、当該基金の計画内容の変更後に実施する事業は交付規則第3条第1項各号のいずれかに該当するものに限る。

ア 事業運営基金

イ 施設整備基金

ウ 維持補修基金

エ 維持運営基金

オ 企業立地資金貸付事業に係る基金（旧規則附則第3項の規定による廃止前の電源立地特別交付金交付規則（平成12年科学技術庁・通商産業省告示第10号。以下「旧特別交付金交付規則」という。）第2条第12号に規定する企業立地資金貸付事業に係る基金及び旧特別交付金交付規則附則第2項の規定による廃止前の電力移出県等交付金交付規則（昭和56年科学技術庁・通商産業省告示第2号）第2条第1項に規定する企業立地資金貸付事業に係る基金をいう。）

(3) 監査結果及び意見

1) 貸付基金

① 貸付基金の利用状況の低迷（意見）

a. 現状

平成 19 年度に 66,866 千円の新規の基金貸付があったがその後の利用はない。基金貸付部分の返済が行われた結果、平成 26 年度における貸付残高はゼロとなった。

直近 5 年間の基金の利用状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付基金残高	貸付残高 (内新規貸付高)	基金未利用高
平成 23 年度	1,224,892	21,056 (－)	1,203,836
平成 24 年度	1,227,628	8,411 (－)	1,219,217
平成 25 年度	1,230,008	2,667 (－)	1,227,341
平成 26 年度	1,232,188	－ (－)	1,232,188
平成 27 年度	745,017	－ (－)	745,017

なお、平成 27 年度の貸付基金残高の減少は発電用施設周辺地域企業立地振興基金（以下、「振興基金」）へと基金が移管（4.9 億円）されたことによる減少である。

b. 問題点

■ 政策目的を達成するための貸出期間

貸出期間として 10 年以内を最長として想定しているが基金の貸付対象者として製造の事業の用に供する工場を建設しようとする企業に対する設備資金の融資であることを考えた場合、10 年内という期間は短いと思われる。企業の投下資金の回収期間を考慮する必要がある。

■ 政策目的を達成するための貸出金利

基金借入金の貸出利率は以下のとおりである（平成 25 年度より）。

償還期間 3 年超 7 年以内の場合 年 1.6%

償還期間 7 年超 10 年以内の場合 年 2.0%

一方、市中での平均的な貸出金利は以下のとおである。

日本銀行金融機構局貸出約定平均金利の推移平成 28 年 12 月より（残高ベース）

金融機関種別	金利
都市銀行	0.870%
地方銀行	1.031%
第二地方銀行	1.237%
信用金庫	1.593%

また、日本政策金融公庫の中小企業事業金利の基準金利 10 年内は 1.21% となっている。

つまり一般的な企業の資金調達先の貸出条件と比較した場合、企業誘致活動の推進のために有利といえるような条件ではない。

■ 県の貸出計画の実行可能性

県は、平成 27 年度の繰替運用の実施計画時点において、今後の貸付見込みとして平成 27 年度から平成 29 年度にかけての 3 年間で貸付見込額を 6 億円、基金からの預託金額にして 2 億円としている。

平成 27 年度までの実績を考えた場合この計画の実現は不可能と思われる。

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の運用・
処分計画における今後の処分見込み

(単位: 千円)

年度	貸付見込額(金融機関→企業)	
	金融機関の貸出見込額	うち基金貸出額 (基金→金融機関)
平成 27 年度	200,000	66,666
平成 28 年度	200,000	66,666
平成 29 年度	200,000	66,666
合計	600,000	200,000

c. 改善案

■ 政策目的を達成するための貸出期間

企業にとって、土地取得や整備費などを含めた新工場の建設には多額の設備資金が必要となる。また、設備投資資金の回収期間は通常長期化する。

金融機関もそのことを念頭においた貸出金の返済期限を設定している。

県の貸出基金も金融機関における返済期限と同様の貸出期間を設定することにより設備投資資金としての利用も可能となる。市中における金融機関の大型設備投資資金の貸出期間を調査しそれと適合する貸出期間の設定が必要となる。例えば佐賀県における同基金の貸付期間は 15 年以内を設定している。

■ 政策目的を達成するための貸出金利

企業立地の促進を図るための資金貸付けであるためには少なくとも市中の貸出金利の平均値よりは低率でなければならない。平成 25 年以前は長期プライムレートと連動した融資利率を設定しそれ以降は融資条件の見直しにより、償還期間 3 年超 7 年以内の場合、年 1.6%、償還期間 7 年超 10 年以内の場合、年 2.0%とした。しかしこれは明らかに高率の設定である。長期プライムレートと連動した融資利率の設定を検討する必要がある。

なお、平成 25 年以前の昭和 59 年に施行された鹿児島県企業立地資金融資要綱に

よって当時の長期プライムレートに準じた定めは以下のものであったが現状に適合した形での変更が必要である。

融資利率の設定

長期プライムレート	融資利率
9.0%	7.2%
8.2% ~ 8.9%	6.6%
7.5% ~ 8.1%	6.1%
6.9% ~ 7.4%	5.6%
6.3% ~ 6.8%	5.2%
5.8% ~ 6.2%	4.8%
5.4% ~ 5.7%	4.5%
5.0% ~ 5.3%	4.2%
4.6% ~ 4.9%	3.9%
4.2% ~ 4.5%	3.6%
3.9% ~ 4.1%	3.4%
3.7% ~ 3.8%	3.2%
~ 3.6%	3.1%

■ 県の貸出計画の実行可能性

県の平成 27 年度は 66 百万円の基金貸出を計画していたが、実際の貸出額はゼロであった。策定された計画は実行可能性のある計画でなければならず、貸出計画を実行可能にするには、金利の低減、貸出期間の長期化等、PDCAサイクルを認識した社会の動きに合致する、つまり、目的にかなっているかの有効性、よりよい成果が上がる方法で行っているかどうかの効率性を勘案したさまざまな改善策が必要である。

PDCAサイクルとは事業活動を円滑に進める手法の一つであり、Plan⇒Do⇒Check⇒Action の 4 段階を繰り返すことによって、業務活動を継続的・循環的に改善するものである。つまり、このサイクルを 1 周するごとにより良い業務活動へステップアップしていくということである。

各プロセスの内容は下記のとおりである。

プロセス	内容
Plan (計画)	これまでの実績や将来の予測などをもとにして事業の企画・立案・計画を行うこと
Do (実行)	事業計画に従って業務を実行すること
Check (評価)	業務の実施が計画に沿っているかどうかという観点から実績を把握し、計画とこの実績を比較検討し、評価すること
Action (改善)	計画と実績の比較・検討・評価の結果から導き出された改善の必要な事項を、次の「Plan」に活かすこと

6. 鹿児島臨海環境整備基金造成事業(No.6)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 5 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	鹿児島臨海工業地帯の環境整備を図るため、基金造成を行う。					
根拠法令等	県臨海環境整備基金条例					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			11,437	12,080	12,025
	決算			11,436	12,079	12,024
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	12,024	0	12,024	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	12,024	12,024	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	名称	内容	支出先	支出額 (千円)
積立金	鹿児島県臨海環境整備基金運用益の同基金への積立	定期預金運用による利息収入が歳入（財産収入）に計上されており、同額が基金積立として歳出に計上	公金振替	12,024,274
	計			12,024,274

2) 鹿児島県臨海環境整備基金の内容

鹿児島臨海環境整備基金（以下「臨海環境整備基金」という）は、平成 4 年度末に解散した鹿児島開発事業団の剰余金を活用して、鹿児島臨海工業地帯の環境整備を図るため、鹿児島臨海工業地帯の緑地及び七ツ島サンライフプールの管理等に要する経費の財源確保や、万之瀬川導水事業及び川辺ダム建設事業に係る県負

担金の財源確保を目的として設置されたものである。

平成 27 年度における基金からの処分事業は、条例の規定に基づき、これまで谷山緑地や光山・和田公園の緑地帯の維持管理、七ツ島サンライフプールの管理費や万之瀬川導水事業等に係る県負担金等に充当している。

(3) 監査結果及び意見

1) 臨海環境整備基金

① 臨海環境整備基金の有効活用（意見）

a. 現状

臨海環境整備基金の基金残高の推移は以下のとおりである。

臨海環境整備基金残高の推移

(単位: 千円)

年度	残高
平成 23 年度末	4,910,768
平成 24 年度末	4,870,834
平成 25 年度末	4,831,703
平成 26 年度末	4,796,568
平成 27 年度末	4,720,955

40 億円以上の基金残高を保有している。

平成 27 年度の状況は下表のとおりである。

平成 27 年度臨海環境整備基金の状況

(単位: 千円)

区分	金額	備考
平成 27 年度当初 基金残高	4,796,568	
平成 27 年度 運用額	12,024	大口定期 4,796,568 千円×鹿児島県信用農業協同組合連合会（定期）0.250%
平成 27 年度 基金処分数額	48,441	万之瀬川導水事業（産業立地課）
	1,134	1 号用地環境整備（産業立地課）
	0	サンライフプール改修事業（産業立地課） ※民間事業者売却に伴い終了
	15,181	谷山緑地維持管理（都市計画課）
	22,882	光山・和田公園維持管理（都市計画課）
	87,638	合計
平成 27 年度末 基金残高	4,720,955	当初残高+運用額-基金処分数額

基金処分額が最も大きい充当事業は万之瀬川導水事業の 48 百万円であるが、その整備計画によれば、県単独施設（浄水・配水施設）として鹿児島市平川に浄水・配水施設を整備し、鹿児島市との共同施設（取水・導水施設）については老朽化した監視制御設備やポンプ等の電気・機械設備を更新する予定である。

なお、鹿児島市との共同施設（取水・導水施設）の事業費 16.9 億円のうち、県負担割合の 20/75 に相当する 4.5 億円を負担することとなっている。

当該事業は平成 30 年度までの完了を予定しており、平成 28 年度以降の臨海環境整備基金からの支出は、平成 28 年度から平成 30 年度までの処分予定額（共同施設）の合計で 4.0 億円程度の見込みとなっている。

年度別事業費(平成 28 年度当初予算ベース)

(単位: 千円、税込)

区分	内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
単独施設	浄水・配水施設	30,632	130,779	1,151,600	1,131,933	15,000	2,459,944
共同施設	取水・導水施設	2,643	43,977	101,888	121,046	180,777	450,331
計		33,275	174,756	1,253,488	1,252,979	195,777	2,910,275

単独施設（浄水・配水施設）24.6 億円の事業費は財源が企業債で賄われるため、臨海環境整備基金からの支出の予定はない。

鹿児島市との共同施設の今後の支出額も基金残高に重大な影響を与える額ではない。

つまり、年間 10 百万円以上の運用益もあることから基金残高が大きく減少する要素はないといえ確実に 40 億円以上の基金残高が維持される形となっている。

b. 問題点

■ 基金残高に比して活用実績が僅少

平成 27 年度末基金残高 47.2 億円の規模に対し、基金処分額が複数課の管轄事業を合計しても 87 百万円と極めて少額であり、過年度実績からしても 49 億円台から 47 億円台まで巨額の残高のまま推移してきている。

県はこの巨額な基金残高について鹿児島県信用農業協同組合連合会（定期）0.250%という低金利で運用しているのみであり、実質的な休眠状態といえる点で問題である。

■ 基金残高の今後の活用方法が不明確

臨海環境整備基金の事業費充当による基金取崩予定額は、平成 28 年度以降の万

之瀬川導水事業負担金として見込まれる 4.0 億円が主であり他に主だったものはない。負担金を差し引いても尚、依然として 43 億円という巨額の残高となる見込みである。基金になんらかの活用方法があればよいがこのままでは休眠状態が続く形となる。

c. 改善案

■ 鹿児島臨海工業地帯の環境整備のための基金の活用

鹿児島臨海環境整備基金条例によれば、基金の処分について以下のような規定が定められている。

<p>鹿児島臨海環境整備基金条例</p> <p>第 6 条</p> <p>基金は、次の掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 鹿児島臨海工業地帯の緑地管理等に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 万之瀬川導水事業に関する基本協定書及び万之瀬川総合開発事業川辺ダム建設工事に関する基本協定書に基づく鹿児島臨海工業地帯 1 号用地に係る県負担金の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>第 1 条</p> <p>鹿児島臨海工業地帯の環境整備を図るため、鹿児島臨海環境整備基金を設置する。</p>
--

現状では上記第 6 条の (1) 及び (2) への財源充当を行っている。

さらに第 6 条の (3) で鹿児島臨海工業地帯の環境整備を図るために当該基金を活用することは可能である。

当該基金の活用方法として鹿児島臨海工業地帯を今後どうすべきかの検討を行い、必要とされる環境整備に充当することを検討すべきである。

■ 基金の取崩の検討

基金のうち、利用する予定がない部分は取崩を検討する必要がある。なお、鹿児島臨海環境整備基金条例第4条によれば基金の取崩は可能である。

鹿児島臨海環境整備基金条例
(繰替運用)

第4条

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

今後、鹿児島臨海工業地帯の環境整備の枠組みを見直し必要となる資金を試算し臨海環境整備基金を今以上に活用するとともにその財源として不要と思われる部分は取崩しを検討しなければならない。

かつて鹿児島県は県政刷新大綱（平成17年3月県政刷新推進本部）において歳入確保の取り組みとして「県有基金の活用を図ることを検討する」としていたが臨海環境整備基金は手つかずのまま残った形となっている。

なお、当該大綱は平成16年、鹿児島県が財政再建団体へ転落する危機感からまとめられたものである。その当時と現在の状況は異なるが、巨額の未利用基金を保有することは、基金の利用方法として効率的ではなく、平成16年当時も効率的な基金運用の必要性から検討を行ったはずであり基金に対する要否の判断そのものはその当時と何らかわりはないはずである。

7. 重点業種企業力向上支援事業(No.8)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 20 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ② 重点業種の振興					
事業の目的	県内企業の脆弱な財務体質等に鑑み、企業力の向上に取り組む県内企業に対し、技術力、生産力、販売力並びにこれを支える人材の育成、セミナーの開催等を実施し、重点業種への新規参入、取引拡大を誘発する機会を創出する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			5,251	2,617	2,635
	決算			2,314	2,163	2,079
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
			0	0	2,079	2,079
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
			0	0	2,079	2,079

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報償費	モノづくり企業の 経営改善活動支援 講師謝金	ものづくりセミナー講師 謝金	(株)トヨタ車体研 究所	756
旅費	モノづくりフェア 他旅費	出張旅費ほか	県職員他	851
その他	需用費・役務費・ 使用料及び賃借料			472
	計			2,079

(3) 監査結果及び意見

1) 報償費

① モノづくり企業の経営改善活動支援のセミナーの管理方法（意見）

a. 現状

重点業種企業力向上支援事業の決算額 2,079 千円のうち、756 千円がセミナーの開催に係る費用である。

ここ数年間はトヨタ生産方式に関するセミナーが年 2 回（各々 5 コマ各回午前 9 時～午後 5 時）、開催されている。

受講生のアンケート結果等をみると「役にたった」「参考となった」との意見が多く、事業目的である「企業力の向上に取り組む県内企業に対し、技術力、生産力、販売力並びにこれを支える人材の育成」に大いに役立っているセミナーといえる。平成 27 年度以前の場合、セミナーは 20 名の定員募集に対して 10 名を若干上回る程度の応募状況でここ数年定員割れの状態で推移している。なお、平成 28 年度 10 月実施分より定員を 10 名に削減している。

b. 問題点

■ セミナーの周知方法

参加者の人数が伸びない原因としては、当該セミナーの周知不足が考えられる。現状、県は以下のような周知の方法を採用している。

- | |
|--|
| 1 かがしまモノづくり推進協議会会員へのメール送付
2 かがしま産業支援センター及び工業技術センターのメールマガジンの利用
3 鹿児島県ホームページへの掲載 |
|--|

このうち県が積極的に働きかけを行った周知方法として「1 かがしまモノづくり推進協議会会員へのメール送付」があるが、当該かがしまモノづくり推進協議会からの参加も平成 27 年度は 16 社中 5 社にとどまっている。

なお、かがしまモノづくり推進協議会は自動車・電子関連産業が対象であり重点産業分野のうち、食品がカバーされていない。また、当該事業目的は「重点業種への新規参入、取引拡大を誘発する機会を創出」とあることから重点業種のみを対象者へ特化する必要はないと思われる。

参考

かがしまモノづくり推進協議会

鹿児島県の自動車・電子関連産業の振興を図るため、該当する企業の従業員等の資質の向上、販路開拓、企業間における連携の促進等の取組を行い、企業の開発能力の向上や新たなビジネスチャンスの拡大に努めるために鹿児島県が主体となり設置した会議体（平成 28 年 11 月 22 日現在 74 社が正会員として登録）

公益財団法人かごしま産業支援センター

地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業を行うことにより、本県産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的として昭和 44 年に設立

工業技術センター

鹿児島県内企業の技術の拠りどころとして、技術支援と研究開発を通じて企業活動を支援するために大正 12 年に設けられた鹿児島県の施設

周知方法として採用している鹿児島県ホームページへの掲載は県民に広く知らしめる手段ではあるものの、他の分野も含めて掲載量は膨大であり、ある意味目的意識がある企業（研修の申込書をホームページ上から入手）を除き、研修の存在を広く知らしめることは不可能と予想される。また平成 27 年度の第 2 回案内は平成 27 年 11 月 25 日にホームページ上情報更新され申込期日が平成 27 年 12 月 11 日必着と周知期間が短くなっている（平成 28 年度はホームページ上の情報更新は平成 28 年 9 月 8 日、申込期日が平成 28 年 10 月 11 日必着と周知期間の改善が図られている）。

■ 受講者からの情報収集不足

セミナー終了後の受講者の感想や今後の参考意見は聴取し分析も実施しているが、受講者が当該セミナーの開催を知ることとなったきっかけやセミナーへの要望等の情報が入手されていない。

c. 改善案

事業目的にある「企業力の向上に取り組む県内企業」が対象であることを考慮しセミナーをさらに活性化する必要がある。

そのためには、募集方法を工夫し広くやる気のある県内企業が知りうる状況にするとともに開催場所やテーマについても毎回見直しを行うなど、参加者にとってさらに有益なセミナーとする検討を行う必要がある。

セミナーを今以上に活性化することは県内企業の企業力向上のため有効かつ効率的な手段といえる。

8. 工業技術センター試験研究事業(No.10)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 62 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③ 重点業種の振興					
事業の目的	<p>[1] 研究開発企画調整事業 研究開発推進会議等の開催、研究交流推進事業、特許出願等により、研究部門の総合的な企画調整を行い、当センターの試験研究開発の充実を図る。</p> <p>[2] 工業技術支援事業 地域企業等への技術情報の提供、人材育成、依頼分析、技術指導等を行うことにより、技術開発や新製品開発を支援する。</p> <p>[3] 研究事業 工業基盤技術研究事業（10テーマ実施）、地域資源の高度利用研究事業（3テーマ実施）、生産・加工システム開発研究事業（4テーマ実施）、バイオ・食品開発研究事業（3テーマ実施）、環境・生活・デザイン技術開発研究事業（2テーマ実施）、九州・山口各県工業系公設試連携促進事業（2テーマ実施）</p> <p>[4] 鹿児島・神奈川工業技術交流事業 鹿児島県工業技術センターと神奈川県産業技術センターの業務（技術相談や情報提供などの技術支援や、研究の管理運営）や保有技術・研究課題の調査を行い、人材交流（派遣・招へい）や、連携可能な分野における共同研究の実施を通じて、中小企業支援の高度化を図る。</p> <p>[5] 公募提案型受託研究事業（9テーマ実施） 公簿事業等の外部資金を積極的に導入し、実用化、産業化を目指した産学官共同研究に取り組む。</p> <p>[6] 研究機器整備事業 試験研究機能の強化・充実及び県内企業の技術開発力の向上を図る。</p> <p>[7] かごしまの地域資源シラスを活用した産業支援事業 地域資源であるシラスの全量をコンクリートの材料として活用する技術の特許を取得し、その実用化を図るための実証試験を行うための機器を整備する。</p>					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉦業費	目	工業技術センター費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			97,596	114,462	203,523
	決算			96,306	111,332	202,145
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	合計	
		0	45,192	156,952	202,145	
	節内訳	負担金補助及び交付金	委託料	その他	合計	
		330	8,160	193,654	202,145	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
負担金	平成 27 年度年会費	全国食品関係試験研究所長会	30
	その他 22 件		300
合計			330

2) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
電子線プローブマイクロアナライザ保守点検業務委託 (シラス研究開発室)	機械の正常な運転を維持するために必要な保守点検の実施	(株)オーケー社鹿児島	2,592
F E - S E M装置保守点検業務委託 (シラス研究開発室)	機械の正常な運転を維持するために必要な保守点検の実施	(株)オーケー社鹿児島	1,562
その他			4,005
計			8,160

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
使用料及び賃借料	CAD・CG システムのリース料	CAD・CG システム (ソフトウェアとハード) のリース	三菱 UFJ リース (株)	4,907
	機械系 CAD システムのリース料	設計構造解析システムと塑性変形解析システム (ソフトウェアとハード) のリース	芙蓉総合リース (株)	2,974
	その他			9,818
	小計			17,699
備品購入費	固液分離装置	食品化学部機械設備購入	宝来メディック (株)	1,188
	3 次元造形装置	生産技術部機械設備購入	(株)オーケー社鹿児島	6,156

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
	蒸気吸着測定装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	ヤマト機販(株)	17,258
	側方照射型軟X線装置	生産技術部機械設備購入	コムスキャンテクノ(株)	22,140
	二段式エアテーブル	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	ヤマト機販(株)	26,784
	ローラーミル粉碎装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	(株)オーケー社鹿児島	22,356
	ローラーミル分級装置	地域資源部(シラス研究開発室)機械設備購入	(株)オーケー社鹿児島	26,438
	その他			2,830
	小計			125,151
その他				50,804
計				193,654

(3) 監査結果及び意見

1) FE-SEM装置保守点検業務委託及び電子線プローブアナライザ保守点検業務委託

① 委託業務契約書業務仕様書への記載の必要性（意見）

a. 現状

「FE-SEM装置保守点検業務委託」及び「電子線プローブアナライザ保守点検業務委託」においては、定期点検、簡易点検をそれぞれ年に1回ずつ実施している。

それぞれの委託契約書に添付されている業務仕様書のうち「保守の内容」の記載事項を比較すると次のとおりである。

項目	FE-SEM装置 保守点検業務委託	電子線プローブアナライザ 保守点検業務委託
定期点検	正常な運転を維持するために必要な点検、調整、注油等、装置の整備を原則として年1回実施する。	正常な運転を維持するために必要な点検、調整、注油等、装置の整備を原則として年1回実施する。
簡易点検	正常な運転を維持するために必要な点検、調整を原則として年1回実施する。	記載なし
交換部品	R.Pのオイル、オイルミストトラップ及び絞りの交換を年1回実施する。	記載なし
調整	真空ポンプの真空排気操作の確認及びオイルの交換を年1回実施する。 鏡筒、試料室の真空度、仕切弁の動作確認を年1回実施する。 鏡筒内のノイズキャンセラー、対物レンズ、検出器の動作確認、クリーニングを年1回実施する。 試料ステージ、電子銃、焦点補正及び動作確認を年1回実施する。 制御システム、安全機構の動作確認を年1回実施する。	記載なし
故障修理	故障トラブルの対応について、委託者の要求により契約期間内において随時対応することとし、全て無償とする。ただし、故障において部品交換が必要な場合はエミッタについては1本までは無償とするが、その他の部品については10万円以上は有償とする。	委託者の要求により契約期間内において随時対応することとし、故障修理のトラブル対応について、全て無償とする。但し、故障における交換部品については、部品代が6万円以上及びユニット修理代が20万円以上は有償とする。

点検報告書の内容は以下のとおりである。

項目	F EーS E M装置 保守点検業務委託	電子線プローブアナライザ 保守点検業務委託
簡易点検	平成 28 年 3 月 22 日 本体装置清掃点検及び動作確認 鏡筒、試料室 動作確認 真空排気系 動作確認 基本動作及び基本画面確認	平成 28 年 1 月 21 日 本体装置清掃点検及び動作確認 電子線分光器キャリブレーション 試料室の点検整備 EDS キャリブレーション及び分解能確認 動作確認（標準試料での測定作業）
保守点検	平成 27 年 9 月 10 日～9 月 15 日 1. 本体装置清掃点検及び動作確認 2. 筒鏡及び試料室点検整備 ノイズキャンセラー交換、対物レンズ絞り交換、シンチレータチップ交換、資料交換棒交換 3. 真空排気系及び冷却系点検整備 真空ポンプ点検整備（オイル交換、ゴムホース交換、オイルミストトラップ交換）、チラー点検 4. 電源ユニット及び操作パネル点検整備 バックアップ用バッテリー交換 5. 基本動作及び基本画面確認	平成 27 年 7 月 28 日～7 月 30 日 1. 本体装置清掃点検及び動作確認 電子線分光器キャリブレーション 2. 真空排気系の点検整備、真空排気速度、真空度確認 3. 電子線分光器及び鏡筒の点検整備調整 対物レンズ絞り、OM ガラス、OM パイプ、PCD 部交換及び分光器、ライナーチューブ点検整備 4. 試料室の点検整備 5. 動作確認（標準試料での測定作業）

b. 問題点

上記の同様の保守点検委託においては、仕様書の記載内容に大きな差が生じている。F EーS E M装置保守点検業務委託については、仕様書の「保守の内容」に「定期点検」「簡易点検」「交換部品」「調整」「故障修理」の記載があるものの「電子線プローブアナライザ保守点検業務委託」においては、具体的な保守点検内容の記載がなく簡略的なものとなっている。少なくとも報告書に記載されている点検内容があらかじめ仕様書に記載がされなければ、必要な保守点検を実施したかどうかの検査確認ができない。委託した保守点検業務の有効性を適正に評価できないまま支出するおそれがある。

c. 改善案

工業技術センターで使用する機械設備は産業の振興に寄与する資産であるため、日常の保守点検等の管理が重要である。このような委託業務において有効に実施させるため、委託する保守点検業務を双方合意の上、契約書及び仕様書で明確にしておくべきである。

具体的には仕様書の中に「定期点検」「簡易点検」「交換部品」「調整」等についての具体的な作業内容を仕様書に含めるべきである。

② 検査調書の記載誤り（結果）

a. 現状

鹿児島県契約規則第 36 条第 3 項及び第 47 条によると、契約担当者は、検査を完了したときは、当該検査の結果（契約の内容に適合した給付がなされていないときは、その旨及び状況並びに契約の相手方にとるべき措置とする。）を検査調書により、速やかに契約の相手方に通知するものとする、とされている。検査調書の様式は以下のとおりである。

検査調書			
契約の目的	〇〇委任契約	主務課（事務所）名	〇〇課
契約履行の場所	〇〇市〇〇町		
契約の相手方	鹿児島市〇〇町〇番地		
住所	株式会社〇〇		
氏名	代表取締役〇〇〇〇		
契約年月日	平成〇年〇月〇日		
履行期限	平成〇年〇月〇日		
契約金額	一金〇〇〇〇円也		
監査所見 （手直指示）	契約どおり履行されていることを確認します。 合格		
<p>上記のとおり検査を完了しました。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">検査員職氏名 主査 〇〇〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: right;">立会者職氏名 主査 〇〇〇〇 ㊟</p> <p>鹿児島県知事 〇〇〇〇殿</p>			

平成 27 年度の「F E－S E M装置保守点検業務委託」については、以下のような誤りがあった。

委託契約	項目	現状（誤り）	正しい内容
F E－S E M装置保守点検業務委託	契約の目的	電子線プローブアナライザ保守点検業務委託	F E－S E M装置保守点検業務委託

また、検査調書は支出命令票の添付書類であり、支出命令票には 8 名の職員の印章も押印されている。このように多くの職員に閲覧され、さらに出納員の審査・決裁も受けたにもかかわらず、記載誤りが発見されなかったということは、検査に関する書類及びそれに伴う支出のチェック体制が機能していなかった。

b. 問題点

委託業務における事務手続のフローの中で、検査及びそれに伴う支出の審査は、委託業務の有効性を評価し、その後に支出の妥当性を担保する重要な手続であるにもかかわらず、機能していなかった。このチェック体制が機能しなければ、重大なミスにつながる危険性がある。

c. 改善案

明確化されている権限と職務分掌に則り、それぞれの役割が形骸化しないように、支出根拠に対する確認作業の重要性についての周知徹底が必要である。

2) リース契約

① 入札者指名推薦の選定基準と入札方法（意見）

a. 現状

工業技術センターにおけるリース契約の指名競争入札にあたって、CAD・CGシステムのリース及び機械系 CAD システムの入札者指名推薦の選定基準はそれぞれ次のとおりである。

CAD・CG システム	機械系 CAD システム
1. 県（管理調達課）の競争入札参加者の登録業者	1. 県（管理調達課）の競争入札参加者の登録者であること
2. 鹿児島県内に事業所をおく、コンピュータ関連機器のリース業務を行っている企業	2. OA 機器賃貸業務を行っており、九州管内に事業所があること
3. 過去に契約実績のある企業	3. 過去に契約・指名実績が有り、CAD ソフトウェア等の取扱いがある企業であること

これらの指名推薦を受けた業者及び辞退した業者等は次のとおりである。

	CAD・CG システム	機械系 CAD システム
指名業者数	7 社	10 社
辞退者数	3 社 辞退の理由 ・都合により辞退	7 社 辞退の理由 ・都合により辞退 ・仕様書に対応できない ・期限内納品困難
入札参加者数	4 社	3 社

これらの入札が行われた結果、以下のリース契約が締結されている。いずれも現物を視察した結果、業務に使用されており、遊休状態ではなかった。また、賃貸借契約書によれば、いずれもリース契約満了後に工業技術センターへ所有権が移

転すると定められている。

	CAD・CG システム	機械系 CAD システム
リース料	総額 24,538,500 円 年間 4,907,700 円	総額 11,897,280 円 年間 2,974,320 円
リース会社	三菱 UFJ リース(株)	芙蓉総合リース(株)
契約時期	平成 24 年 7 月 27 日契約 (リース期間：平成 24 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)	平成 26 年 4 月 25 日契約 (リース期間：平成 26 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日)

b. 問題点

■ 入札者指名推薦の選定基準

同種のシステムのリース契約であるのに、入札者指名推薦の選定基準が異なっているという問題がある。入札者指名推薦の選定基準が契約あるいは部局毎に異なれば、入札者が公平に指名されないおそれがあるほか、場合によっては入札者を恣意的に指名できる可能性も出てくるため、公正かつ公平な入札という目的を有効に達成できない恐れがある。

また、入札者の指名推薦の条件に、いずれも鹿児島県との契約実績があることが含まれているが、この条件では新規業者の入札への参加は不可能である。したがって、参加業者が著しく制限され、公正かつ公平な入札が阻害されている。

■ 入札方法

入札業者が多いほど公正な取引及びより低額での契約が締結できる可能性があるが、機械系 CAD システムでは指名された 10 社のうち、7 社が辞退しており、指名方法に何らかの問題があったのではないかと考えられる。

例えば、機械系 CAD システムでは、設計構造解析システム（ソフトウェアとハードウェア一式）と、塑性変形解析システム（ソフトウェアとハードウェア一式）の 2 つを 1 つのリース契約として入札にかけているが、入札の対象となるシステムが多いことで、対応可能な業者が限定された可能性がある。これにより、入札による効率的かつ経済的な調達という目的が阻害されている可能性がある。

c. 改善案

■ 入札者指名推薦の選定基準

入札者指名推薦の選定基準は、公平な指名を行うために、少なくとも契約目的が同じ分類のものは、県として統一すべきである。

また、選定基準から「過去に契約実績のある企業」と「過去に契約・指名実績が

有り、CAD ソフトウェア等の取扱いがある企業であること」という条件は廃止し、より公正かつ公平な入札により適正価格での契約が締結できるようにすべきである。

■ 入札方法

入札にあたっては、リース契約を分割して入札にかけることにより、県内の業者も含めて対応可能な業者が増える可能性がある。機械系 CAD システムの場合は 2 つのシステムから構成されていたため、システム毎に入札を行うことは可能であった。

ただし、工事の分割発注で一般的に言われるように全体の契約金額が増加する場合も考えられる。分割発注のデメリットと、メリット（入札参加者数の増加、県内業者の保護）を比較考量して、リース契約においても分割発注を選択できるように入札事務の見直しを検討する必要がある。

3) 重要物品の管理

① 管理台帳の記載内容の見直し（意見）

a. 現状

工業技術センターは研究開発・技術支援に対応するために必要となる様々な機械設備を保有している。

管理の必要上、工業技術センターは鹿児島県が規定する物品管理の方法に則り、1,000 千円以上の設備機器については重要物品原票を使用している。

さらに平成 26 年度以降の購入重要物品については写真も添付し、現物の利用状況の把握を行うこととしている。

b. 問題点

研究設備という特性を考えた場合以下のような問題点がある。

■ 物的保全のための情報不足

管理台帳では、機械設備等を物的に保全するためのメーカー保証期間、損害保険の加入状況等の情報が不足している。

■ 修繕状況等の情報不足

管理台帳では、修繕状況を入力する箇所はあるものの年度と修繕料のみの記載に限定されており、機械設備の修繕状況に関する詳細な情報（修繕箇所、実施年月日、修繕業者等）が不足している。

■ 定期的に実施している現物確認の情報不足

機械設備は定期的な状態確認（使用できるのか、使用に制約がないか、実在するのか等）が必要となるにもかかわらず、これらの情報が管理台帳上把握されていない。

c. 改善案

問題点で記載した以下の項目は解消するため固定資産管理台帳の様式を検討しなければならない。

- ・ 物的保全のための情報不足
- ・ 修繕状況等の情報不足
- ・ 定期的に実施している現物確認の情報不足

各機械設備の実在性を確認した結果、保守点検のための必要情報を固定資産管理台帳に反映させる必要がある。現状の県の固定資産管理台帳様式では、十分な情報が把握できない。そのため、必要な情報を網羅した様式への変更を検討しなければならない。

一例を挙げると以下のような項目が考えられる

固定資産管理として必要な様式項目	現状の様式	あるべき様式
所属名	工業技術センター	使用している部署の記載が必要
名称	記載あり	記載が必要
取得年月日	記載あり	記載が必要
購入先	記載あり	記載が必要
取得価額	支出負担行為単位で記載 (例：支出単位として機械設備を記載しているため、〇〇設備一式との記載もある)	使用する機能単位毎での記載が必要 (例：モデル型材料試験等品質検証用機器一式11,409千円との記載があるが将来の交換修繕等の単位を想定し切断等材料処置部分と計測測定装置部分等の明細記載が必要)
連絡先	—	機械設備の特性に応じ連絡先（故障時、付属品関連）の記載が必要
保証期間	—	無償保証期間、有償保証期間、保証部位等の記載が必要
付保状況	—	損害保険等の付保の必要性、保険等に入っている場合の期間、保険会社の連絡先等の記載が必要

固定資産管理として必要な様式項目	現状の様式	あるべき様式
写真	平成 26 年からの取得分については作成	使用状況を確認する意味で必要 平成 25 年以前のものについても現状の状態確認が必要 使用状態が変更した場合は状況確認の意味で新規写真が必要
修繕状況	年度と金額を記載する欄あり	機械設備のどの箇所に修正を行い、金額がいくらであったのか、どこに修繕を依頼したのかの情報記載が必要
実査確認日	—	現物確認を行った場合、その日付の記載が必要
貸与の状況	—	長期貸出等について相手先保管場所等を記載が必要
除却・売却	—	除却・売却の事実（年月日）を明らかにし、現有台帳から除却売却済固定資産台帳への移行が必要
その他	—	機械設備の特徴に合わせた記載事項が必要（改良の有無他）

② 機械設備の現物把握（結果）

a. 現状

工業技術センターにおいては出納局会計課より購入額が3百万円以上のものについて、状況調査の指示がなされ、使用状況などの調査を行って現況を報告し、その内容によっては除却等の対応がなされる。

また、機械設備については毎年度、稼働日数状況を集計し使用状況を把握している（以下「機械等の稼働状況調べ表」という）。

b. 問題点

各単年度の「機械等稼働状況調べ表」を複数年度で比較し、使用実績や所有目的等を検討した結果、以下のような問題点が散見された。

■ 使用不可の機械設備（3年以上使用実績なし）

平成25年度から平成27年度において使用実績が全くない機械設備が散見された。

以下は調査依頼時に現存するが使用できないもののリストである。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)	使用実績が ゼロとなった 開始年度
1	企画支援部	CD-ROM 公報編集システム	平成9年3月	2,060	平成22年度
2	企画支援部	MSプリンター	昭和62年12月	1,080	平成25年度
3	食品化学部	微量成分濃縮導入装置	平成6年11月	5,871	平成18年度
4	生産技術部	深絞り試験機	昭和58年12月	8,050	平成23年度
5	生産技術部	ピスコメーター	昭和59年11月	3,361	平成24年度
6	生産技術部	アーク溶射装置	平成3年3月	1,545	平成23年度
7	生産技術部	側方照射型軟X線装置	平成15年3月	1,538	平成22年度
8	生産技術部	3次元プリンター	平成15年9月	10,164	平成24年度
9	地域資源部	高周波加熱機	昭和48年10月	1,650	平成22年度
10	地域資源部	木材乾燥実験装置	昭和63年12月	8,300	平成22年度
11	地域資源部	表面粗さ測定機	昭和64年1月	1,650	平成24年度
12	企画支援部 (大島紬部)	クリーンベンチ	平成元年9月	1,421	平成24年度
13	企画支援部 (大島紬部)	分光反射率計	平成元年10月	7,004	平成24年度
14	企画支援部 (大島紬部)	カラーキッチン	平成3年10月	11,000	平成25年度
15	企画支援部 (大島紬部)	分光光度計	平成4年11月	2,678	平成25年度
16	企画支援部 (大島紬部)	パーソナル・コンピュータ	平成8年3月	1,180	平成24年度
17	企画支援部 (大島紬部)	二次元測色システム	平成14年1月	7,192	平成25年度

■ 使用不可の機械設備（直近 3 年間での使用実績有り）

直近 3 年間で使用実績があるものの使用頻度が平成 27 年度に大きく減少しているものがあつた。その使用頻度減少の理由として「修理不能」をあげている以下の機械設備があつた。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)
1	生産技術部	オシロスコープ	昭和 62 年 11 月	1,352
2	生産技術部	雷サージ許容度試験機	平成 2 年 3 月	2,999
3	生産技術部	画像処理装置	平成 6 年 1 月	8,394
4	生産技術部	高速度カメラシステム	平成 12 年 10 月	3,276
5	生産技術部	熱伝導率測定装置	平成 13 年 2 月	7,455
6	生産技術部	偏加重評価等計測表示用機器一式	平成 15 年 3 月	3,087

■ 直近 3 年間で使用実績はあるものの新製品に代替された機械設備

使用頻度が大きく減少しているものの中には、その理由として「一部の機能が他の機器で簡便に測定可能」つまり新製品に代替された機械設備があつた。

	部署	物品名	取得年月	取得価額 (単位：千円)
1	生産技術部	測色色差計	昭和 57 年 10 月	2,375

■ 同一部署で複数台所有している機械設備

同一部署で複数の同種機械設備を所有することの合理性を検討したところ、使用頻度が極端に低い設備や除却処理が漏れている設備が存在した。

使用頻度が極端に低い設備（食品化学部・・・ガスクロマトグラフ）

	取得価額 (単位：千円)	取得年月	年間稼働日数		
			25 年度	26 年度	27 年度
1	4,150	昭和 54 年 11 月	2	2	2
2	7,980	昭和 61 年 12 月	2	2	2
3	4,171	平成元年 12 月	3	3	2
4	10,867	平成 21 年 11 月	54	55	46

複数台を所有する理由を確認したところ、以下の回答を得た。

- ・平成 21 年購入装置が最も高性能
- ・その他の装置は炭酸ガスなどの特定成分を単純に分析する装置として保有
- ・簡易な分析は旧機器でも対応可能ではあるが新機器では全て分析が可能

除却処理が漏れている設備（生産技術部・・・雷サージ許容度試験機）

	取得価額 (単位：千円)	取得年月	年間稼働日数		
			25年度	26年度	27年度
1	2,999	平成2年3月	10	11	0
2	4,923	平成8年3月	35	40	13

平成2年取得機器は廃棄処分対象とのことであった。

c. 改善案

■ 機械設備の除却処理

問題点で記載した以下の項目を改善するため、機械設備の除却処理を検討しなければならない。

- ・使用不可の機械設備（3年以上使用実績なし）
- ・使用不可の機械設備（直近3年間での使用実績有り）
- ・同一部署で複数台所有している機械設備のうち廃棄処分対象

工業技術センターは年に一度、現物確認を含めて稼働率等の調査を行っている。機械設備の状態を把握した結果として、「使用不可」とされた機械設備は除却処理を実施しなくてはならない。

また、「使用不可」といった結論に至る過程は様々である（経年劣化による修理不能、機械設備の操作方法の誤りなどによる補修不能な致命的な故障の発生、保証期間の終了による補修不能、補修額の発生額と新機械設備購入との比較結果など）。その発生がどこにあるのかなぜ「使用不可」という結論に達することが合理的であるのかの原因分析もなければならない。

そのためにも研究設備として必要となる管理台帳の作成が必要といえる。

■ 不要な機械設備の抽出と処分の可否の決定

問題点で記載した以下の項目を改善するため、処分の可否を決定しなければならない。

- ・直近3年間での使用実績はあるものの新製品に代替された機械設備
- ・同一部署で複数台所有している機械設備のうち使用頻度が極端に低い設備

「使用不可」である機械設備以外でも機械設備を保有することに合理性があるか処分を行った方が合理的ではないかを検討しなければならない場合もありうる。今回、抽出した機械設備にも新しい機械設備の購入や同種機械設備の複数台以上の所有により使用頻度が乏しいと思われる物件があった。

工業技術センター内の限られたスペースを有効利用するためにも年間で数日の使用しかなくしかも複数台所有する機械設備等について継続して保有することが合

理的であるのかを検討しなければならない。

③ 使用不可の機械設備の財務諸表への今後の対応（意見）

a. 現状

■ 鹿児島県の公表する財務諸表

鹿児島県は平成 20 年度決算より総務省が平成 19 年 10 月に報告した「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に従って、「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」の財務諸表 4 表を作成している。

鹿児島県が作成する財務諸表（普通会計ベース）の内容を整理すると以下のとおりである。

財務諸表	内容	固定資産との関係
貸借対照表	3月31日現在で整備された資産と将来返済しなければならない負債を開示	住民サービスに供されている有形固定資産を計上
行政コスト計算書	4月1日から3月31日の1年間における人的サービスや給付サービスなどの鹿児島県の経常的な活動に伴うコストを使用料・手数料や分担金・負担金などの受益者からの負担でどれだけ賄えているかを開示	住民サービスに供されている有形固定資産を基礎として減価償却費を計上
純資産等変動計算書	4月1日から3月31日の1年間の純資産（資産から負債を控除した残余）の変動の状態を開示	行政コストと関連性のない固定資産の除却損や評価替え等を計上
資金収支計算書	4月1日から3月31日の1年間の現金の流れを開示	収支を性質に応じて経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などに区分して計上

■ 貸借対照表で計上される資産の内容

このうち、貸借対照表は、公共資産として、以下のように分類されている。

- ・公的資金によって形成され住民サービスに供される有形固定資産
 - ①生活インフラ・国土保全、②教育、③福祉、④環境衛生、⑤産業振興、⑥警察、⑦総務
- ・公用もしくは公共用に供されていないすべての売却可能資産

有形固定資産のうち土地以外については、目的別の区分ごとに総務省方式改訂モデルに定められた耐用年数により定額法で減価償却が行われ、行政コスト計算書上の「物にかかるコスト」を形成することになる。

b. 問題点

工業技術センターの所有する機械設備は、住民サービスに供されていないにもかかわらず使用不可のものについても有形固定資産（⑤産業振興）として計上されている。

機械設備としての「使用不可」の状態でも補修もできず動かないものは資産としての価値が既になく、貸借対照表に計上すべきでない。

総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領では以下のように定めている。

総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領（平成 22 年 3 月）「総務省」より抜粋

取得原価を基礎として算定する方法としては、昭和 44 年度から当年度までの普通建設事業費の累計額によることができます。ただし、その際には、以下の点に留意が必要です。

中略

- ・重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除します。

現状これらの機械設備は重要物品原票に記載されたままとなり鹿児島県の貸借対照表において有形固定資産を構成し、これらの資産の減価償却費は「行政コスト計算書」に反映されている。

しかし、実態のない資産を基礎として計上される減価償却費は「行政コスト計算書」の物的コストではない。

c. 改善案

実態のない資産は取得価額から既減価償却費計上済額を控除した額を純資産等変動計算書で「臨時損失」として計上しなければならない。

そのためにも貸借対照表作成の基礎ともなりうる重要物品原票には事実関係を正確に反映させなければならない。

これに基づく財務諸表の作成が制度化された場合に備え、重要物品管理原票の整理を行っていく必要がある。

9. トライアル発注・販路開拓支援事業(No.12)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 17 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	県内中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。					
根拠法令等	県トライアル発注・販路開拓支援制度実施要綱					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			5,878	5,711	5,961
	決算			5,473	5,259	5,213
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	5,213	5,213	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		227	0	4,986	5,213	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
負担金補助 及び交付金	平成 27 年度鹿児島 県トライアル発注 製品販路開拓支援 事業費補助金	東京での展示会出展経費 の一部を助成するもの	R 社	227
	計			227

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
備品購入費	トライアル発注制度に係る備品購入	県内各機関が発注した トライアル発注制度で 選定された商品	(株)岡野エレクトロニクス他	3,807
	小計			3,807
需用費	トライアル発注制度に係る消耗品費	県内各機関が発注した トライアル発注制度で 選定された商品	豊和直(株)他	985
	その他			33
	小計			1,018
その他				160
	計			4,986

(3) 監査結果及び意見

1) トライアル発注制度

① トライアル発注制度の普及（意見）

a. 現状

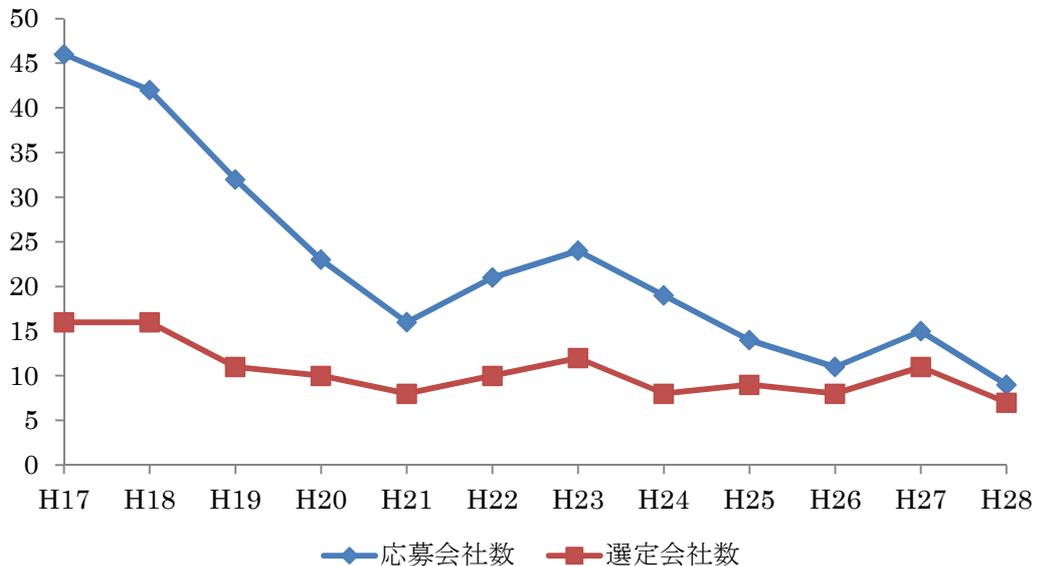
トライアル発注制度とは、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する制度である。対象となる製品等は次のとおりである。

- ① 県内に本社・本店を有する中小企業等が開発したものであって次のいずれかに該当するものであること。
 - ・新商品（ただし、食品、飲料及び医薬品は除く。）
 - ・上記新商品を利用した役務の提供（ただし、当該新商品を開発した中小企業等による役務の提供に限る。）
 - ・新役務の提供（ただし、当該役務を開発した中小企業等による役務の提供に限る。新役務とは、新たに開発された役務をいう。）
 - ・公共工事における工法
- ② 優れた技術・製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ・当該製品等の技術等について、新規性や独創性が認められること。
 - ・優れた特性を有し、環境対応、省エネルギー、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められること。
- ③ 県の機関が調達している品目又は使途が見込まれる品目であること。

トライアル発注制度についてのこれまでの応募会社数、選定会社数の推移は次の

とおりである（重複があるため、件数と会社数は一致しない）。

トライアル発注制度の応募会社数と選定会社数の推移



上記のように、年度によって若干の増減はあるものの、応募数は減少傾向にある。平成 27 年度に選定された 11 社のうち、過去に選定されたことのある企業は 7 社であり、中には製品の改良の都度、選定され、平成 26 年度以前に 3～4 回選定されたことのある企業も複数ある。

b. 問題点

応募数が減少傾向にあることから、選定される企業や製品が固定化されつつある。したがって、「県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を図る」という要綱の目的が、県内の一部の中小企業等にしか享受されていないという、有効性の観点での問題がある。

応募数が減少傾向にある理由としては、県内の中小企業等に本制度が広く認知されていないことや、本制度を知っていても、応募から発注、県による評価までの期間が約 1 年以上あり、使い勝手が必ずしも良くないためと考えられる。

平成 27 年度のおおよそのスケジュール

募集受付期間	H27/2/3～H27/4/14
発注製品等の決定	H27/7
製品の発注・使用	H27/7～
県による製品の評価	H28/4 以降随時公表

このスケジュールによれば、夏場に使用が限定される製品などは、県で実質的に使用されるのが翌年度となる可能性があり、県による評価の公表も遅れることとなるため、タイムリーに販路拡大を図りたい中小企業のニーズに応えているとはいえない。

c. 改善案

県が試験的に発注し、その製品の評価を公表することは、意欲的な中小企業等の販路拡大に資するものである。したがって、トライアル発注制度をより広く県内の中小企業等に知ってもらうための施策が必要である。

そのためには、ホームページだけではなく、県のテレビ番組で製品を紹介することも有用である。

次に、製品の募集から評価までの期間を短縮化し、販路拡大を図りたい中小企業等のニーズに迅速に応える必要がある。そのためには、発注製品等の決定と、県による製品の評価の公表を迅速に行う必要がある。

製品の募集から評価までの期間が短縮化されれば、佐賀県が行っているように、応募受付を年2回に増やすことを検討すべきである。これにより、季節性の高い製品などがタイムリーに評価され、中小企業のさらなる販路拡大につながる。また、応募の機会が増えれば、現在よりも多くの中小企業等がトライアル発注制度に関心を持ち、県内産業の活性化につながると考えられる。

10. 「知的財産推進戦略」推進事業(No.15)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 19 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 知的財産の創造・保護・活用の推進					
事業の目的	「鹿児島県知的財産推進戦略」（平成 24 年 3 月改訂）に基づき、知的財産に関する普及・啓発を図るとともに、戦略の着実な推進を図る。					
根拠法令等	改訂鹿児島県知的財産推進戦略					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			3,759	3,777	3,883
	決算			3,507	3,488	3,331
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	2,778	552	3,331	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	3,331	3,331	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報酬	知的財産活用推進員報酬	報酬	知的財産活用推進員	2,646
	小計			2,646
その他				684
	計			3,331

(3) 監査結果及び意見

1) 知的財産活用推進員

① 知的財産活用推進員の活動状況（意見）

a. 現状

県では、平成 24 年 3 月に改訂された「鹿児島県知的財産推進戦略」での特許等の知的財産の活用推進策を次のように掲げている。

産業立地課に「知的財産活用推進員」を配置し、中小企業等の技術シーズ、ニーズの把握やマッチング等を行うことにより特許等の活用を推進する。県が保有する特許の実施許諾や開放特許(*)等についても積極的に情報提供等に努め活用を促進する。休眠化している特許については実施許諾する対象企業や条件等について検討し、活用を促進する。

(*)開放特許：他者に開放する意思のある特許のこと

これを踏まえて産業立地課では、1 名の知的財産活用推進員を設置しており、平成 23 年度から平成 27 年度までは同一人物が委嘱されている。

「知的財産活用推進員の設置等に関する要綱」によれば、業務の内容は次のとおりである。

(業務の内容)

第 4 条 推進員は、所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 知的財産の相談業務に関すること。
- (2) 知的財産の普及・啓発業務に関すること。
- (3) 知的財産の情報発信業務に関すること。
- (4) 特許流通業務に関すること。
- (5) その他、戦略の普及や知的財産の活用・保護の業務に関して特に命じられた事項に関すること。

知的財産活用推進員が毎月作成する「鹿児島県知的財産活用推進員業務報告書」などによれば、知的財産活用推進員のこれまでの活動状況は以下のとおりである。

	訪問 社数	来訪者数 (相談)	電話相談	セミナー 出席回数	セミナー 開催数	訪問外 出日数
平成 23 年度	108	60	85	12	10	83
平成 24 年度	177	18	62	13	2	77
平成 25 年度	192	11	17	18	4	94
平成 26 年度	206	8	21	22	3	100
平成 27 年度	178	3	17	16	2	91

「鹿児島県知的財産活用推進員業務報告書」では、主な業務内容を前述の要綱に定められた「業務の内容」に対応させて毎月整理している。これを基に平成 27 年度の実際の業務内容をまとめると次のようになる。

要綱に定められた業務の内容	実際の業務内容（平成 27 年度）
1 知的財産の相談業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、来訪による知的財産に関する相談 ・企業訪問による、知財総合支援窓口、知財料金、特許情報プラットフォームの概要説明など。
2 知的財産の普及・啓発業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等訪問（1社当たり約1時間）により知的財産の有無などをヒアリング。 ・高校で知財教育の授業
3 知的財産の情報発信業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員チラシ、知財総合支援窓口パンフレット、知財料金一覧表などの配布
4 特許流通業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・開放特許情報データベースから特許情報を紹介
5 その他、戦略の普及や知的財産の活用・保護の業務に関して特に命じられた事項に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・産業立地課関連の報告（出張報告書等）・資料作成業務 ・研修会等出席

報酬額は「非常勤職員の報酬額の改定について（通知）」（平成 26 年 12 月 4 日付け）に基づき、知的財産活用推進員の日額が 11,290 円以内とされていることから、日額 11,290 円で計算されている。また、勤務時間は 1 週間当たり 32 時間 30 分とされている。

なお、平成 23 年度から 27 年度までの間に相談を受けて実際に出願まで行われたのは、商標登録の 1 件のみであった。

b. 問題点

■ 知的財産活用推進員による普及啓発活動

まず、「鹿児島県知的財産推進戦略」における基本方策の取組方針では、「知的財産の活用」策の一つとして知的財産活用推進員が位置づけられていたが、要綱及び実際の活動では普及・啓発業務が主となっているという問題がある。

■ 知的財産活用推進員の企業訪問活動

次に、知的財産活用推進員が企業等へ訪問した際の主な活動は、知的財産の有無の確認、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が公益社団法人鹿児島県工業倶楽部に設置している知財総合支援窓口などの紹介、特許情報プラットフォームの利用方法の紹介、知的財産関係の資料の提供等となっており、主に県の保有特許等についての情報提供を行っているに過ぎないという問題がある。

■ 知的財産活用推進員による相談業務

また、相談業務については、知財総合支援窓口と業務が重複している上、弁理士や弁護士による相談が可能な知財総合支援窓口に対して、専門性で見劣りすると言わざるを得ない。特に平成 27 年 4 月 1 日に、常駐の知財総合支援窓口が工業技術センター（霧島市）から公益社団法人鹿児島県工業倶楽部（鹿児島市）へ移転後は、支援窓口としてのアクセスの優位性も失われている。

このように本事業は、その目的にかなっていないかという有効性の観点で問題がある。

c. 改善案

知的財産活用推進員には、県の保有する特許について、その紹介や活用可能な分野の開拓など、県の事業としての独自性を発揮させるような業務を行わせるべきである。その際には、県の保有特許等が、さらに活用されるよう工業技術センターとも連携しながら、普及を行っていく必要がある。県の保有する特許が民間に広く利用されれば、県の産業発展につながるだけでなく、公設試験研究機関に所属する研究員の発明に対する意識の高揚と知的財産の創造を図るという発明奨励事業の拡大にもつながる。また、他企業等の公開特許についても、その有効性を見極めながら、普及を図っていくことが県内中小企業の発展にもつながる。

11. 発明奨励事業(No.16)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 56 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5(1)新産業戦略の展開 ② 知的財産の創造・保護・活用の推進					
事業の目的	公設試験研究機関に所属する研究員の発明（特許等）に対する意識の高揚と知的財産の創造を図る。					
根拠法令等	鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			1,460	1,560	1,560
	決算			1,276	1,402	1,485
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	1,485	0	1,485	
	節内訳	負担金補助 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	1,485	1,485	

(2) 事業費の概要

1) その他

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
報償費	職員の勤務発明に対する実施補償金	19 件 19 名	1,348
	職員の勤務発明に対する登録補償金	4 件 (20,000 × 4 = 80,000)	80
その他			57
計			1,485

(3) 監査結果及び意見

1) 事業費に関連する項目

① 特許使用料申請書記載事項の確認（意見）

a. 現状

職員の勤務発明に対する実施補償金の財源は、県が所有する特許権（以下「県有特許」という）の使用に係る実施料である。その納入手続については、県有特許を使用した者が特許実施契約書に基づいて算定根拠資料を提出し、県はこれに基づいて支払を求めることになる。

県有特許実施契約書第 5 条（生産数量等の報告）及び第 6 条で下記規程が定められている。（共有特許実施契約書では第 4 条と第 5 条）

第 5 条

乙（特許使用者）は本発明の実施による本契約製品の製造数量、販売数量、販売単価、販売金額その他甲（鹿児島県）の指定する事項に関して正確に記載した帳簿を常備するものとする。

2. 乙は本契約製品の製造数量、販売数量、販売単価、販売金額その他甲の指定する事項に関する報告書を作成し、当該決算期終了後 30 日以内に甲に報告するものとする。

3. 甲は前項の規定にかかわらず、乙から本発明の実施状況その他実施に関する事項について報告を求め、また乙の事業所に甲の職員、又は甲の指定する代理人を派遣して合理的な業務時間内に実施に関する帳簿書類その他の物件を調査できる。この際、乙は正当な理由なく報告や調査を拒むことはできない。

第 6 条

乙（特許使用者）は甲（鹿児島県）に対し、本発明の実施料として次の基準で計算した額を支払うものとする。この場合において、販売数量とは、第三者に製品の納入引き渡しの完了した数量のことをいう。また、販売単価とは、消費税を含まないものとする。

販売数量×販売単価×料率（特許内容によって異なる）

平成 27 年度の報告書は以下のとおりである。

鹿児島県有特許実施契約に基づく実施料算定

		生産数量報告書				
相手先	商品名	製造数量	販売数量	販売単価	販売金額	結果
S 社	商品 A	25,226	20,576	175	3,600,800	製造数量<販売数量
			188	183	34,404	製造量の記載なし
			3,520	210	739,200	製造量の記載なし
			14,307	230	3,290,610	製造量の記載なし
計				7,665,014		
S 社	商品 A	27,431	9,913	165	1,635,645	製造数量>販売数量
			15,941	175	2,789,675	製造量の記載なし
			3,987	230	917,010	製造量の記載なし
計				5,342,330		
N 社	商品 B	6	3	30,000	90,000	製造数量>販売数量
N 社	商品 B	1	1	55,000	55,000	製造数量=販売数量
					145,000	
Y 社	商品 C	32,823	14,427	1,087	15,682,149	製造数量>販売数量
	商品 D		9,520	435	4,141,200	
計					19,823,349	
O 社	商品 E	-	20,833	778	16,208,074	製造量の記載なし
	商品 F	-	8,885	435	3,864,975	製造量の記載なし
	商品 G	-	777	535	415,695	製造量の記載なし
計					20,488,744	
00 社	商品 H	-	341	1,422	484,902	製造量の記載なし
	商品 I	-	5,815	1,424	8,280,560	製造量の記載なし
	商品 J	-	5,114	756	3,866,184	製造量の記載なし
	商品 K	-	1,980	645	1,277,100	製造量の記載なし
	商品 L	-	360	1,106	398,160	製造量の記載なし
計					14,306,906	
I 社	商品 M	35,000	32,130	2,800	89,964,000	製造数量>販売数量
	商品 N	50	40	2,000	80,000	製造数量>販売数量
	商品 O	8,960	8,640	2,000	17,280,000	製造数量>販売数量
	商品 P	15	10	500	5,000	製造数量>販売数量
計					107,329,000	
S 社	商品 Q	-	1,200	1,050	1,260,000	製造量の記載なし
SS 社	商品 R	0	510	280	142,800	製造数量<販売数量
	商品 S	29,741	33,006	410	13,532,460	製造数量<販売数量
	商品 T	15,835	30,408	300	9,122,400	製造数量<販売数量
計					22,797,660	
Y 社	商品 U	1	1	22,000,000	22000000	製造数量=販売数量
NN 社	商品 V	128.91	128.91	9000	1,160,190	製造数量=販売数量

b. 問題点

特許使用者の支払う特許使用料は「販売数量×単価」で計算されるため、正確、適正な販売数量及び販売単価の把握が前提となる。

■ 製造数量と販売数量の記載方法の不統一

特許使用者からの製造数量と販売数量に関する報告書を閲覧したところ以下のようになどさまざまな内容の記載が見受けられ、統一されていなかった。

- ・「製造数量＝販売数量」
- ・「製造数量＞販売数量」
- ・「製造数量＜販売数量」
- ・「製造数量の記載なし」

■ 鹿児島県の作成する報告書様式

鹿児島県作成の様式1「生産数量報告書」での記載事項は以下のとおりである。

商品名	製造数量	販売数量	販売単価	販売金額	実施料	備考

前述のように「製造数量＝販売数量」、「製造数量＞販売数量」、「製造数量＜販売数量」のようなさまざまな記載がなされており、「製造数量＜販売数量」の場合は前期からの繰越数量があった事が、また、「製造数量＞販売数量」の場合は、次期への繰越数量が生じている事が判断できる。

しかし、生産数量報告書には製造数量と販売数量の記載欄は設けてあるが、前期からの繰越数量欄及び次期への繰越数量欄が設けられていない。繰越数量欄がないために、製造数量以上の販売数量や製造数量以下の販売数量という報告書、製造数量が記載されていない報告書等が見受けられた。

■ 報告書記載の製造数量・販売数量の確認

特許使用者の申請書に記載されている製造・販売数量について、県有特許実施契約書第5条3項に規定されている実地調査はこれまでおこなったことがなく、数量等については未確認のため、全面的に特許使用者からの報告書に依拠している。そのため、特許使用料について正確・適正な歳入額であるかの確証が得られていない。

結果としてこれらは鹿児島県の歳入の適正性・正確性に疑問が生じることになる。

c. 改善案

問題点で記載した事項等についての県の回答は以下のとおりである。結局これが改善案につながることになる。

■ 製造数量と販売数量の記載方法の不統一

製造数量報告書に製造数量が記載されていない報告書について、少なくとも現状の県の様式であっても記載は必要のため今後は必要事項の記載を徹底する。

■ 鹿児島県の作成する報告書様式

以下のように前期繰越数量欄と次期繰越数量欄を設けられないかを検討すべきである。

商品名	前期繰越数量	製造数量	販売数量	次期繰越数量	販売単価	販売金額	実施料	備考

この様式に変えることによって報告書上は記載された製造数量を販売数量の矛盾はなくなることになる。

■ 報告書記載の製造数量・販売数量の確認

現時点では数量の把握はおこなっていないが今後、適正な数量把握に努めたい。前述の「県有特許実施契約書第 5 条（生産数量等の報告）」等では鹿児島県は使用者の事業所に鹿児島県の職員、又は鹿児島県の指定する代理人を派遣して合実施に関する帳簿書類その他の物件を調査できる、旨が規定されているため、この調査に関しても検討したい。

すべてについて検討したいとのことであるが、特許料使用者からの報告書の適正性を担保するには少なくとも以下のことを実施する必要がある。

- ① 毎年の調査ではなく、3年に1回程度の実地調査を行う
- ② 契約書に規定されている「正確に記載した帳簿」の提出を必ず求める。

これらの方策を採用することによって、正確・適正な鹿児島県の歳入の確保が図られることになる。

12. 高齢者就業機会確保事業(No.20)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成 9 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ① 多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	高齢者の就業を促進することにより、高齢者自らの生きがいの充実や活力ある地域社会づくりに寄与する。					
根拠法令等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			9,154	9,219	9,166
	決算			9,096	9,207	9,118
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	9,118	9,118	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		8,950	0	168	9,118	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
補助金	高齢者就業機会 確保事業費等補助金	公益社団法人 鹿児島県シルバー人材センター連合会	8,900
負担金	賛助会員会費	公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会	50
計			8,950

2) 高齢者就業機会確保事業費等補助金の概要

高齢者就業機会確保事業費等補助金とは、シルバー人材センター連合会等の健全な発展を図るとともに、高齢退職者の就業の促進を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 44 条第 1 項の指定を受けた公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会

に対して交付するものである。

具体的内容としては、シルバー人材センター事業に関する市町村への定着促進等の普及・援助に係る事務やシルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに対する事業運営上の指導に係る事務等に係る費用を補助するものである。

この補助金交付の流れはまず、県から公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会に「高年齢者就業機会確保事業費等補助金の内示について（通知）」を送り、その後、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会から鹿児島県知事宛に補助金交付申請書の提出、県の交付決定通知書の発行、支出負担行為を経たの交付ということになる。

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの交付申請書には 2 号様式「平成 27 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター連合会事業）事業計画」「同予算書」「収支予算書」「事業計画」「定款」等が添付されている。

また、年央において概算払が行われるが、これは公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会から提出される「概算払申請書」に基づいて行われる。

(3) 監査結果及び意見

1) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金

① 決算書等の適正性の検証の必要性（意見）

a. 現状

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの交付申請書には 2 号様式の「平成 27 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金事業計画」「同予算書」「収支予算書」「事業計画」「定款」等が添付されている。

また、県の作成した交付確定通知書には検査調書が添付されており、この検査調書の「検査所見」には以下のように記載されている。

関係書類と照合した結果、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱の規定どおり適正に執行されていると認められる。合格。

具体的な手続を質問したところ、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第 8 条に基づき提出された実績報告書により、内容を確認し、補助金額を確定したとの回答であった。

b. 問題点

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会からの申請書には予算書、決

算書等が添付されている。提出された収支計算書等は補助金交付先（シルバー人材センター連合会）事務局作成の申請書であると思われるが、この添付された書類のうち、特に決算書についての適正性を保証する監事等の監査報告書は添付されていない。

決算書の適正性を保証する書類がないにもかかわらず、鹿児島県補助金等交付規則による決裁のみでの補助金交付確定の意思決定がなされたということでは的確かつ適切な判断過程を経たとは考えにくい。

検査調書の記載においても交付先事務局作成の書類のみで判断するのではなく的確かつ適正な検査を行うべきである。

鹿児島県補助金等交付規則では以下のように規定されている。

第 14 条（補助金等の額の確定等）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

c. 改善案

補助金の交付は申請主義に基づいており、その申請書類には決算書の適正性を保証する監事の監査報告書等は提出必要書類とはなっていない。また、シルバー人材センター連合会における監事の監査報告書提出は決算期から 3 ヶ月以内となっている。鹿児島県としては、計算書類等の入手は 2 ヶ月以内となっているため、県が希望する入手時期での監査報告書入手は困難とのことである。しかし、この補助金が継続する限り、あるいは、次年度補助金の審査のためにも 2 ヶ月経過後であろうとも計算書類の適正性確認のためには入手しておくべきである。

このことによって提出された書類の適正性が担保されることになり、適正・的確・公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性が図られ、結果としてこの補助金の目的でもある雇用の増加にも資することになる。

② 計算書類における全体と補助金部分の不整合ほか（意見）

a. 現状

■ 全体の計算書類と補助金部分の計算書類との不整合

シルバー人材センター連合会全体の状況を示す「収支計算書」では収益と費用は不一致であり、この状況が通常であると思われるが、補助金部分についての収支は予算から決算までのどの段階でも常に一致している。

つまり、全体では一致しないが、補助金部分は常に一致しているという計算書類（予算）になっている。県の担当者に質問したところ、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第2条に規定する経費として、法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、当該補助金に対応した収支を確認することは困難であるとのことであった。

従って、事業全体に対する補助事業の割合や補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等が不明確であり、金額の適正性についての検証は行われていないことになる。

全体としての計算書類は以下のとおりであり、上述のとおり経常収益（412,873千円）と経常費用（415,812千円）は一致していない。

しかし、最終の決算書類（高年齢者就業機会確保事業等補助金（シルバー人材センター連合会事業）収支精算書でも補助金に関する収入と支出（人件費、管理費、事業費）の金額は一致しており、しかもそれぞれの費用の金額の千円未満が「000」というラウンドな数値となっている。

補助金部分の予算書は常に収支一致している状況にあるため、補助金部分の書類を含め添付書類の適正性が確保されている状況とは判断しにくい。

要約版（主要科目のみを記載した要約版であるため内訳科目を集計しても全体の合計とはならない。）

平成 27 年度収支計算書(単位:千円)

H27.4.1～H28.3.31

科目	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部					
(1) 経常収益					
労働者派遣事業収益					
労働者派遣収益	354,738	178,562	533,300	531,958	1,342
受取補助金等					
受取国庫補助金	8,900		8,900	8,900	
受取県補助金	8,900		8,900	8,900	
受託事業収益					
高齢者活躍人材育成受託収益		23,248	23,248	23,248	
シニアワークプログラム受託収益	28,897	-2,682	26,215	26,215	
生涯現役社会実現環境整備受託収益	6,426	-520	5,906	5,906	
経常収益計	412,873	198,459	611,332	609,659	1,673
(2) 経常費用					
事業費	413,628	193,850	607,478	605,369	2,109
支払会員賃金	288,000	140,800	428,800	428,756	44
管理費	2,184	7	2,191	1,944	247
経常費用計	415,812	193,857	609,669	607,312	2,357
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
当期経常増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
当期一般正味財産増減額	-2,939	4,602	1,663	2,347	-684
一般正味財産期首残高	16,984	1,025	18,009	18,009	
一般正味財産期末残高	14,045	5,627	19,672	20,356	-684
II 正味財産期末残高	14,045	5,627	19,672	20,356	-684

しかし、補助金の予算額についての収支は常に一致している。補助事業の割合や補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等が明確でなく、結果として収支を合致させたと判断せざるを得ない。

県の回答である鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第2条に規定する経費として、法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、当該補助金に対応した収支を確認することは困難だとした場合、そのような書類の提出に意義が見いだせない。

■ 補助金部分の計算書類間での不整合

1. 申請時・中間時・決算時における収支額（17,800千円）が常に一致
補助金に関する計算書類は次の3段階で提出されているが、そのすべてにおいて補助金に関する収入と支出の合計額は17,800千円で常に一致している。

・1段階：交付申請時に提出される予算書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金収支予算書（3号様式）」

・2段階：中間時に提出される実施状況報告書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金実施状況報告書（第11号様式）」

・3段階：最終段階で提出される実績報告書

「平成27年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金収支精算書（15号様式）」

2. 記載されている科目等の不統一

交付申請時に提出される3号様式での収支予算書の支出項目は人件費、管理費、事業費の3項目のみであり、中間時に提出される11号様式と最終段階で提出される15号様式の支出項目の科目名も一致していない。

特に、3号様式では収支を一致させているための予算書作成をしたと判断されても致し方ないような粗い計算書類となっている。

補助金の財源が国民・県民の税金ということを考えた場合、詳細な検討を加えた予算書等の提出が求められるべきである。

c. 改善案

■ 全体の計算書類と補助金部分の計算書類との不整合

常識的に判断した場合、全体の収支は一致していないにもかかわらず、補助金部分に関する収支は常に一致しているということについては、その理由について理解困難である。

当該補助金は法人運営の基礎的経費の一部に充てられており、補助金に対応した収支を確認することは困難であったとしても事業全体に対する補助事業の割合や

補助金収入額に対応する費用の按分基準、方法等を検証し、明確に説明可能な計算書類の提出を求める必要がある。提出された数値に根拠がない資料であれば補助金の適正性判断に必要な他の資料の提出も考慮すべきである。

■ 補助金部分の計算書類間での不整合

補助金部分の予算時、中間時、決算時の計算書類においても科目等に大きな変更があるとは考えにくい。もし、変更があったのなら、その旨を注記する等して理由を明確にすることが求められなければならない。その結果として、補助金の返還や減額の要否も判断することになると思われる。

補助金部分の収支を一致させていると考えられるような粗い予算書での判断では適正な補助金行政は行えないはずである。

適正な書類の提出が行われることにより、適正・的確・公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性の向上が図られることになる。

また、補助金の目的である雇用の創出、働く場の提供等を考慮した働き方改革に結びつかせるためには補助金申請時の提出書類の再検討や交付時の更なる明確な判断基準を持つべきであろうと考える。

③ 概算払の必要性（意見）

a. 現状

鹿児島県補助金等交付規則第 16 条 2 項には以下のように規定されている。

知事は、特に必要があると認めるときは、補助金額の交付決定額の範囲内において補助金等を概算払又は前払金により交付することがある

また、鹿児島県高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱〈抜粋〉の第 10 条 2 にも「この補助金は概算払により交付することができる」と規定されている。

概算払という制度は「できる」という規定であり、必ず行うものではない。行う場合は相応の理由が必要である。提出された資金繰表や計算書類からは中間での概算払がなくても運営可能と思われ、概算払の必要性は低いと判断できる。現状は申請主義に基づき、申請されるがままに概算払されていると思われる。

この概算払は鹿児島県シルバー人材センター連合会から提出された「平成 27 年度年間執行計画」の資金繰計画表（下表）に基づいている。

平成27年度年間執行計画

(単位:千円)

収入金額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国庫補助金					4,450		2,225			2,225			8,900
県補助金							8,900						8,900
流用額(※1)	2,980												2,980
計	2,980				4,450		11,125			2,225			20,780

※1:流用額:銀行借入2,000千円、会費980千円

補助金関係支出

支出科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給与手当	470	430	840	470	430	430	470	430	1,048	470	470	470	6,428
臨時雇賃金	86	69	80	80	80	73	86	73	73	73	77	80	930
諸謝金	144	143	143	144	143	143	144	143	143	144	143	143	1,720
法定福利費	121	121	199	121	121	121	121	121	199	121	121	121	1,608
退職給付費用	26	26	26	26	26	26	26	26	12				220
福利厚生費							8		8		5		20
旅費交通費		10	25	70	35	25	25	50	25	45	10	10	330
印刷製本費		60		500		300	250		450		300		1,860
消耗品費	10	100	30	100	30	30	100	30	25	25	10	10	500
光熱水料費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
賃借料	175	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	1,880
委託費	13	240	15	15	15	15	15	15	1,718	15	15	15	2,106
通信運搬費	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	78
支払手数料	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
計	1,062	1,371	1,530	1,698	1,052	1,335	1,416	1,060	3,872	1,065	1,323	1,021	17,800

単月収支差額	1,919	-1,371	-1,530	-1,698	3,399	-1,335	9,709	-1,060	-3,872	1,161	-1,323	-1,021	2,980
繰越収支差額	1,919	548	-982	-2,679	720	-615	9,094	8,035	4,163	5,323	4,001	2,980	

b. 問題点

- 補助金のための資金繰表であり、これでは全体の運営の可否は判断できない。

上表は補助金のための資金繰表である。シルバー人材センター連合会全体の資金繰表ではないために、連合会全体の実際の資金繰が把握できない。つまり、補助金の概算払は提出された補助金のための「平成27年度年間執行計画」で判定されており、シルバー人材センター連合会全体としての財源についての検討が行なわれていないことになる。

- 流用額があっても6月で資金不足となる。

この平成27年度年間執行計画の資金繰表では4月に銀行借入200万円と会費98万円の他収入からの合計298万円の流用額が記載されている。しかし、上表にあるようにこの流用額があっても補助金部分の資金繰では6月で資金不足となる。

- 前年度繰越金が記載されていない。

この平成27年度年間執行計画の資金繰表には前年度繰越金が算入されていない。繰越金を考慮しない資金計画ではこの事業自体の資金状況は判別しにくい。つま

り、この資金繰計画表では概算払の要否については判断困難であり、概算払の根拠とは考えにくいということになる。

補助金に関する資金繰りが明確な資金繰表の作成が必要となるが、補助金部分以外の資金も含めて運営していると考えられるところから、そもそも補助金部分のみの資金繰表では全体との齟齬が生じることになり、その作成に困難が伴うことになる。補助金部分の資金繰表作成のためにはシルバー人材センター連合会において補助金部分の資金繰り計画表作成のための詳細な基準等を規定し、それに基づいての作成が前提となる。

■ 概算払の申請理由の不合理性

概算払申請書には概算払の理由として「シルバー人材センター連合会の運営費の財源は補助金が主であり、事業運営の円滑化を図るために、補助金の概算払が必要であるため」と記載されているが、シルバー人材センター連合会の平成 27 年度収支計算書の決算額をみると、経常収益は合計で 609 百万円（うち、派遣事業収益 531 百万円）が計上されており、これに対して補助金額は国・県合わせても 17 百万円である。

交付申請時の全体の「平成 27 年度収支予算書」の当期経常増減額は△2,939 千円であるが、一般正味財産期首残高が 16,983 千円であるため、この金額で不足額 2,939 千円は賄えることになる。このように考えると国、県の補助金合計 17,800 千円全額が不要ということも考えられ、必要であったとしても当期経常増減額のマイナス分（不足分）2,939 千円の補填のみで運営可能である。

従って、補助金なし、もしくは補助金の軽減があっても運営できるということになる。

この資金繰表と同時に提出された概算払申請書に基づいて、県では概算払の決裁書を作成しているが、事業体全体としては運営可能な収益が計上されている現状からは概算払の必要性の要否について疑問が生じる。

■ 補助金の概算払の必要性の判断

条文にある「特に必要と認める場合」とはいつ、誰が、どのように判断するのかの根拠が明確でない。

連合会の運営はまず、補助金を除く収入で運営し、不足分を補助すると考えるべきである。

補助金のもともとの財源が国民・県民の税金ということと考えた場合、補助金の額、概算払の要否等については慎重に判断すべきところ、補助金の必要性と適正性についての検証が充分に行われていないという印象が否めない。

c. 改善案

改善案としては「適正な資金繰計画表の作成」と「概算払の必要性」の2点に絞られる。

■ 適正な資金繰計画表の作成

現状、問題点で記載したとおり、シルバー人材センター連合会全体の作成する資金繰表には前述のとおり、以下の問題点が存在する。

- ・ 補助金のみの資金繰表であり、これでは全体の運営の可否は判断できない。
- ・ 流用額があっても6月で資金不足となる。
- ・ 前年度繰越金が記載されていない。

これらに共通する改善案としては、適正・正確な資金繰計画表の作成につぎる。補助金部分への按分基準等を明確にし、全体の資金繰を把握した上で補助金の必要性を判断すべきである。

■ 概算払の必要性

概算払の必要性についても前述のとおり、以下の問題点が存在する。

- ・ 概算払の申請理由の不合理性
- ・ 補助金の概算払の必要性の判断

概算払は規定上可能であるが、「できる」という規程であり、必ず行うものではない。概算払を行う場合は相応の理由が必要である。申請されるがままに概算払するのではなく、資金繰表や計算書類を検証し、その適正性と補助金の必要性を判断すべきである。

連合会の運営はまず、補助金を除く収入で運営し、不足分を補助するのが補助金のあるべき姿である。

連合会の受取手数料である5%の金額は約26百万程度になることになり、まずはこの手数料を含めた全体としての資金繰表を作成した上での概算払の要否の検討が必要である。

補助金の財源は国民・県民の税金ということを考慮した場合、必要な額の補助金交付でなければならない。そのことにより適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性が図られるはずである。

このことは県のみならず、国においても同様なことが言える。このことによって雇用の創出、働く場所の提供という補助金の目的が達成されることになる。

④ 補助金の必要性（意見）

a. 現状

実績報告時の「平成 27 年度収支計算書」の当期決算額の当期経常増減額では＋（プラス）2,346 千円となっている。つまり、補助金なしでも運営可能であったと判断できる。

このような場合、補助金の返還はないのであろうかとの質問を行ったが、「当該補助金は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条に基づき地方公共団体が高年齢者の就業機会の確保のために必要な措置を講ずることとなっていることから、当該団体の基礎的な運営費として支出しているものであり、補助金の返還の要否については考えていない」との回答であった。

b. 問題点

シルバー人材センターは高齢者の就業を援助するために人材派遣業を運営しており、人材派遣収益手数料の 10%は地域のシルバー人材センターが受領し、5%を連合会が受領している。事業活動報告書（損益計算書）を見ると平成 27 年度は約 531 百万円の労働者派遣収益が計上されており、連合会の受け取る手数料だけで約 26 百万円となる。このような状況に鑑みる時、国、県からの合計 17,800 千円の補助金収入はないとしても運営可能な状況にあったと思われる。

c. 改善案

補助金部分の計算書類のみではなく、全体の計算書類を検証した上で、補助金がこの事業体の運営に与える影響を検討し、補助金の必要性について判断すべきである。

つまり、高年齢者の就業機会の確保のための基礎的な運営費としての支出であったとしても、この補助金の有無による運営の可否についての判断は必要となるはずである。

このことによって適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、補助金制度の有効性、効率性、経済性の向上が図られることになる。

その結果としてこの補助金の目的でもある雇用の増加、働く場所の提供にもつながるし、最終的には少子高齢化社会における働き方改革にも結びつくことになる。

13. 認定職業訓練振興事業(No.21)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 44 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ② 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	認定職業訓練校の運営費の補助を行うことにより、認定職業訓練の振興を図る。					
根拠法令等	職業能力開発促進法、雇用保険法等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業訓練総務費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			27,809	26,016	29,174
	決算			27,432	25,690	25,995
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		12,957	0	13,038	25,995	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		25,914	0	81	25,995	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

補助金交付額	概算払金額			(単位:千円)
	第1回	第2回	第3回	合計
交付対象職業訓練法人				
①鹿児島観光技能訓練協会	0	0	13,100	13,100
②鹿児島市職業訓練協会	2,450	1,710	1,040	5,200
③出水地区職業訓練協会	1,670	550	556	2,776
④川内能力開発協会	0	0	288	288
⑤鹿児島理・美容訓練協会 (鹿児島ビューティーカレッジ)	900	820	430	2,150
⑥鹿児島理・美容訓練協会 (薩摩ビューティーカレッジ)	960	960	480	2,400
計	5,980	4,040	15,894	25,914

2) 補助金及び職業訓練法人の概要

職業訓練法人とは、職業能力開発促進法に定められた認定職業訓練を行うことを目的とする法人である。根拠規定は職業能力開発促進法第4章であり、その第31条において社団と財団の2種類が認められている。設立には都道府県知事の認可を必要とする（職業能力開発促進法第35条）。

(1)補助金とは、特定の事業や研究を行う者に対し、その事業や研究の遂行を育成助長するために公益上必要があると認めた場合に交付するもの、あるいは、一定の事業行為等の保護、奨励のため交付する経費である。

(2)補助金には、国庫及び県支出金を伴うもの、県単独で奨励的に支出するものがある。

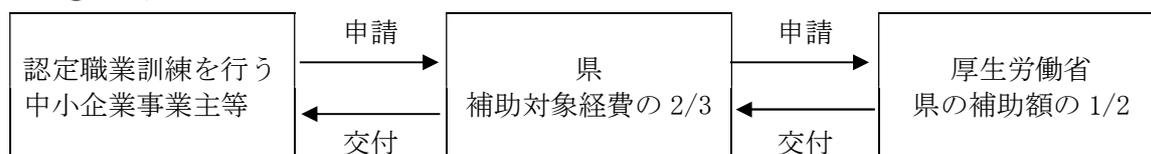
補助金は一般的に見返りを求めることなしに交付する給付であるため鹿児島県が補助金を支出するにあたっては、県民の生活にとって有用であるとの客観的な判断が必要となる。

3) 認定訓練助成事業費補助金とその流れ

① 認定訓練助成事業費補助金

	助成対象者	助成の要件等	助成者及び負担割合 (上限)
運営費	中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が単独又は共同して行う認定職業訓練の運営に要する経費	国 1/3
			県 1/3
施設・設備費	都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費	都道府県が設置する場合は国 1/3
			市町村、職業訓練法人等国 1/3 が設置する場合は県 1/3

② 補助金の流れ



(3) 監査結果及び意見

1) 認定訓練助成事業費補助金

① 鹿児島観光技能訓練協会に対する補助金の必要性（意見）

a. 現状

■ 鹿児島観光技能訓練協会の平成 27 年度収支決算書の概要

鹿児島観光技能訓練協会の平成 27 年度収支決算書（予算、決算比較の要約版）は下表のとおりである。

要約版（1,000 千円以下の数値は省略するために、それぞれの合計は一致しない）

職業訓練法人 鹿児島観光技能訓練協会
平成 27 年度収支決算書
H27. 4. 1～H28. 3. 31

(単位：千円)

収入の部	予算額	決算額	決算－予算
繰越金	40,911	40,911	
入学金	4,420	4,420	
訓練生負担金	39,000	39,000	
補助金	16,242	13,100	-3,142
収入計	101,423	98,172	-3,251
支出の部			
補助対象経費			
1号経費			
専任講師給料	17,500	17,484	-16
教務職員給料	1,400	1,380	-20
講師手当	3,600	2,818	-782
計	22,500	21,682	-818
2号経費			
賃借料	8,400	8,400	
計	9,400	9,302	-98
3号経費			
計	160	140	-20
4号経費			
計	1,130	502	-628
6号経費			
計	670	544	-126
補助対象経費合計	33,860	32,170	-1,690
補助対象外経費			
人件費	6,100	6,064	-36
旅費交通費	1,490	950	-540
厚生費	3,700	3,453	-247
修繕費	4,630	4,472	-158
広報費	5,270	4,903	-367
賃借料	1,710	1,662	-48
予備費	39,048		-39,048
補助対象外経費合計	67,563	26,112	-41,452
支出計	101,423	58,282	-43,142

鹿児島観光技能訓練協会の運営する職業訓練校は鹿児島のホテルで働く者を対象にホテル業務のスキルアップを図るための訓練校である。当初の補助金 16,242 千円から 13,100 千円に減額されている。

■ 概算払を必要としない届出書の提出

鹿児島観光技能訓練協会からは平成 27 年 12 月 8 日に「平成 27 年度認定訓練助成事業費補助金の第 2 回概算払については概算払を必要としない届出」が提出されている。

概算払を必要としない理由については以下のように記載されている。

平成 26 年度繰越金並びに、平成 27 年度訓練生の学費等の年間分すべての収入が、順調に入金されたことにより、年度途中での資金繰りに支障をきたすおそれがないと予測されるため。

b. 問題点

■ 予備費計上額の疑問

前掲した平成 27 年度収支決算書（予算、決算比較）における予算の段階で総支出 101,423 千円のうち、予備費計上額が 39,048 千円となっており総支出に占める割合が 38%にもなっている。通常の前掲で予備費がこのような割合を占めることはない。しかも予備費以外の千円未満は「000」というラウンドな数値となっており、予算策定上、明らかに予備費で収支を一致させているものと判断せざるを得ない。

■ 補助金の要否と必要額の算定

平成 26 年 4 月 1 日付けの厚生労働省職業能力開発局の通知、「平成 26 年職業能力開発校設備整備等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準等に係る留意事項について」第 1-2-（二）において、以下の記述がある。

・収益事業の取扱いについて

「未就職卒業者等を受け入れて訓練を実施した結果、収益が得られることも想定されるところ、多額の収益が得られた事業まで補助対象とするものでは無いこと（未就職速業者等本人の費用負担について、総費用や他訓練受講生の受講料の例えば 3 分の 1 以下にする等、各都道府県において独自の補助基準を定めることが考えられる）」

この場合の収益とは「収入（収益）－支出（費用）＝利益」、いわゆる純額としての利益額を指す。前掲の収支決算書の概略は以下のとおりである。

科目	金額（千円）
繰越金	40,911

入学金	4,420
訓練生負担金	39,000
補助金	13,100
その他収入	741
収入計	98,172
補助対象経費	32,170
補助対象外経費	26,112
支出計	58,282
次期繰越	39,890

収支決算書において前期からの繰越金が 40,911 千円、次期への繰越金が 39,890 千円となっている。

繰越金の残額について鹿児島観光技能訓練協会の回答は「建物が古くなり、補修や建替え等に資金が必要であり、蓄えている」とのことであるが、この補助金は運営補助金であり、施設整備（修繕費）は補助対象外経費として計上されているとはいえ、当年度収入額、支出額に比較して翌年度への繰越金が多額であると言わざるを得ず、訓練生の負担金や補助金のあり方を検討すべきである。

同じ補助金対象となっている他の訓練校と比較した場合、内部留保が突出して多額であり、13,100 千円の補助金がなくても十分に運営可能な内部留保額である。更には、現状で述べたように、平成 27 年 12 月 8 日に「平成 27 年度認定訓練助成事業費補助金の第 2 回概算払については概算払を必要としない届出」が出されており、資金的に困窮しているという状況にはないと判断できる。

補助金の目的である「特定の事業を行う者に対し、その事業の遂行を育成助長するために公益上必要があると認めた場合に交付するもの、あるいは、一定の事業行為等の奨励のため交付するため」ということに鑑みる時、多額の繰越金が残っている事業に関しては相応の補助金であるべきであり、更なる減額や返還の措置も考慮すべきである。

平成 26 年の会計検査院の検査でも同様の指摘がなされたということであるが、厚生労働省の定めた補助金であり、鹿児島県としては補助金算定基準に準拠して交付しているため事務手続上の問題は生じないという考えもあろうと思われる。しかし、補助金の源泉が国民・県民の貴重な税金ということや効率的な補助金交付、補助金と効果の最大なる有効性等を勘案した場合、無駄のない適正な補助金を交付すべきでなかろうかという疑問が生じる。

c. 改善案

■ 補助金の返還

前述の厚生労働省の通知の「収益事業の取扱い」は以下のように定めている。

「未就職卒業者等を受け入れて訓練を実施した結果、収益が得られることも想定される場所、多額の収益が得られた事業まで補助対象とするものではないこと（未就職卒業者等本人の費用負担について、総費用や他訓練受講生の受講料の例えば3分の1以下にする等、各都道府県において独自の補助基準を定めることが考えられる）」

この通知に照らして検討した場合、16,242千円から13,100千円に減額されたとはいえ、多額の収益が得られていないか、当年度収入額、支出額に比較して適正な繰越額といえるかといった検討を行った上で、補助金の返還を含めた訓練生の負担金や補助金のあり方を検討すべきである。

そのことによって適正、的確、公平で透明性の高い補助金の交付が行われることになり、より有効的、効率的、経済的な補助金制度の活用が図られるはずである。

■ 生徒の授業料の減額

補助金の交付が、厚生労働省の制度運用上「適正」と判断されているのであれば特に生徒からの授業料（年間60万円、入学金13万円）を減額し、生徒の負担を減らすべきである。

このことによって鹿児島のホテル業界で働くものが少ない負担でスキルアップしていくということが可能となる。そのことによって雇用が確保され、新規高卒者等の県外流出がくい止められ、地域がより活性化していくことにつながるようになる。

V. 外部監査人の所感

今回の監査は、「かごしま将来ビジョン」の「新時代に対応した戦略的な産業おこし」のうち「新産業戦略の展開」と「誰もが働ける環境づくり」のうち「ふるさとでいきいきと働ける環境づくり」という基本目標を達成するための産業・雇用施策に関する事業を対象とした。本項では全般的な観点から所感をまとめた。

1. 鹿児島県の産業・雇用に関する課題

「Ⅱ.鹿児島県の産業・雇用の状況」で掲げたとおり、鹿児島県の産業・雇用を取り巻く状況は以下のとおりである。

- ・ 県全体の人口減と少子高齢化が進行していること
- ・ 一人あたりの県民所得が平成 25 年度では全国で 45 位と低迷していること
- ・ 有効求人倍率が 1.0 を超えたものの依然として全国平均より低いこと
- ・ 新規高卒者の県外就職率が高いなど若年層の働き手が減少していること

鹿児島県の労働者全般にとって県外に比べ所得水準が低く、就職先の選択肢も狭いことから、雇用環境が整っているとは言えない。特に県外流出する若年層に対しては県内での就職に魅力を感じるような職場、高齢化社会の中で増加する高齢者に対してはいきいきと働ける職場を創り出すことが課題である。

2. 産業・雇用に関する事業への提言

「Ⅰ.5 (1) 監査の目的」で記載したとおり、包括外部監査は合规性のみならず合理性、すなわち有効性（目的にかなっているか）、効率性（よりよい成果が上がる方法で行っているかどうか）、経済性（無駄な経費を使っていないかどうか）の観点からも、県の事業を検討してきた。いわゆる 3E の観点から提言したい。

(1) 事業の見直しを含めた検証の必要性

県は産業振興と雇用環境の改善のために様々な事業を行っているが、昨今、県の産業雇用を取り巻く環境は変化しており、事業開始時と同一の状況にはない。そのため継続事業については内容が目的に適っているかの検証が常に必要となってくる。PDCAサイクルの観点から、事業の見直しを継続して行う必要がある。その上で事業目的にそった成果が得られない、費用対効果が得られない、あるいは事業そのものの必要性がなくなった事業については、廃止を含めた検討を実施

しなければならない。

このことは今回の監査対象としなかった事業についても、同様である。

そのためにも事業ごとにその成果を明らかにし、常に検証・評価していく姿勢が求められる。例えば、県が公表している「主要政策の成果に関する調書」では、企業立地協定件数など事業の成果も記載されているが、特定の事業と企業立地という成果の関連は明らかにされていない。個々の事業と企業立地の関連性を明らかにし、その有効性を検証していくことで、施策の実現につながるものとする。

(2) 事業範囲の拡大を含めた見直しの必要性

県の事業には特定の業種・企業のみが対象となるものがある。たとえば、企業立地促進補助金事業は補助対象が設備投資額に限られているため、製造業の工場の新設・増設がその対象になることが多い。

県が実施する事業はその事業目的から重点業種や特定の範囲に絞ることも認められるが、産業振興・雇用創出に資するためには、範囲はできる限り拡大すべきである。たとえば、熊本県では設備投資額に限らず、事業所賃借料や専用通信回線使用料等の経費が企業立地促進補助金の対象となっている。鹿児島県でも企業立地補助金の対象範囲の拡大を含む見直しを実施し、雇用の拡大・維持につなげるべきである。

県が実施する事業は、同様の観点から範囲を見直すことで、事業目的をさらに効率的に達成できると考える。

(3) 県の保有する財産の有効活用の必要性

県の保有する財産は県の施策・事業目的にそって活用されるべきものである。しかし、個別意見で記載したとおり、約 60 億円の造成費で開発し平成 16 年度から分譲を開始した鹿児島臨空団地は約 8 割が未分譲のままである。また、平成 4 年度末に解散した鹿児島開発事業団の剰余金を活用した臨海環境整備基金残高は、約 47 億円のうち約 43 億円は利用方法が決まっていない。このような重要な財産を長年に亘って有効活用できなかったことは、経済性の観点から県民の厳しい批判を受けざるを得ないと考えられる。事業目的の範囲内で有効活用できないのであれば、条例・要綱の見直しも視野に入れ、産業振興・雇用創出を実現できる事業目的に変更すべきである。

他にもこのように有効活用されていない土地、基金等の財産の有無を早急に点検し、今後の活用方法について迅速な意思決定をはかるべきである。

3. 最後に

産業雇用施策に関する事務の執行について当監査報告書で記載した事項を迅速に実行し、PDC Aサイクルの観点から事業の見直しを継続して行うことで、さらなる産業振興、雇用創出及び雇用環境の改善を期待する。

以上

VI. 巻末資料～その他の監査対象事業の概要

監査対象とした事業のうち、特に問題点のない事業についての概要は以下のとおりである。

1. 発電用施設周辺地域振興基金造成事業(No.7)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 56 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 重点業種（自動車・電子・食品・新成長分野関連産業）に対する企業誘致活動の推進					
事業の目的	電源地域への企業の導入及び産業の活性化のための措置に要する費用の財源に充てるため、基金造成を行う。					
根拠法令等	県発電用施設周辺地域振興基金条例					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	工鉱業費	目	工業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			0	0	491, 196
	決算			0	0	491, 195
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	合計	
		0	491, 195	0	491, 195	
	節内訳	負担金補助金及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	491, 195	491, 195	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
積立金	発電用施設周辺地域振興基金への積立（貸付基金から）	発電用施設周辺地域貸付基金の事業計画変更に伴う繰替運用	公金振替	490,000
	鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金運用益の同基金への積立	定期預金運用による利息収入が歳入（財産収入）に計上されており、同額が基金積立として歳出に計上	公金振替	1,195
	計			491,195

2. 重点業種広域連携事業(No.9)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 14 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③ 重点業種の振興					
事業の目的	本県の重点産業分野である自動車・電子・食品について、九州内における広域的連携組織に参画することを通じて、本県企業の振興を図る。					
根拠法令等	-					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			1,707	1,734	1,733
	決算			1,566	1,501	1,671
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,671	1,671	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		722	0	949	1,671	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
広域的連携組織の負担金	広域的連携組織の協議会負担金	九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会他	722
計			722

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
旅費	出張旅費他	広域的連携組織体会議の出張旅費他	県職員 7 名	946
その他	需用費			3
	計			949

3. 下請企業振興事業(No.11)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 52 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ④ 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	下請中小企業の下請取引の円滑化を推進することにより、下請中小企業の振興を図る。					
根拠法令等	下請中小企業振興法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			34,550	34,908	33,987
	決算			34,050	34,003	32,675
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	32,675	32,675	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		32,675	0	0	32,675	

(2) 事業費の内訳

1) 負担金補助及び負担金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
下請企業振興事業補助金	下請企業の安定と振興を図るための事業に対する補助金	公益財団法人かごしま産業支援センター	32,675
計			32,675

4. 県内中小企業人材育成支援事業(No.13)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 25 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ③地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	県内製造業における若手社員及びその指導者を対象に、ものづくり意識の醸成やコミュニケーションスキル、コーチングスキル等を高めるための人材育成セミナーを開催し、県内中小製造業の体質強化と若年労働者の職場定着等を図る。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			2,000	1,712	1,712
	決算			1,480	1,670	1,680
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,680	1,680	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	1,598	82	1,680	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
「県内中小企業人材育成支援事業」業務委託	県内中小製造事業所の若手社員及び指導的立場にある者を対象とした人材育成セミナーを開催	公益財団法人 日本生産性本部	1,598
計			1,598

5. 鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業(No.14)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 25 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	5 (1) 新産業戦略の展開 ① 地域特性を生かした新たな産業の創出					
事業の目的	神奈川県と鹿児島県の交流事業の一環として、神奈川県の工業見本市に鹿児島県ブースを設置し、県内製造業者の参加を支援する。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	商工費	項	商業費	目	中小企業振興費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			0	2,477	1,682
	決算			0	2,166	1,563
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	1,563	1,563	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		0	1,283	280	1,563	

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
鹿児島・神奈川ビジネスマッチング支援事業	神奈川県主催の工業見本市であるテクニカルショウヨコハマに本県企業ブースを出展	公益財団法人かごしま産業支援センター	1,283
計			1,283

6. 若年者就業促進対策事業(No.17)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 49 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	<p>6 (1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり</p> <p>②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保</p>					
事業の目的	<p>県内企業と高校等就職指導担当者との情報交換会の開催や高校生及び高校就職指導担当者による県内企業見学会、鹿児島魅力企業に会える！合同企業説明会を実施することにより、県内就職の促進を図るとともに、企業説明会“鹿児島で働こう！”の開催により県外へ進学等した若者のUターン就職を促進し、県内企業の人材確保を図る。また、若年者の厳しい雇用環境の改善を図るため、きめ細やかな就職支援サービスを一元的に提供し、県の若年者に対する雇用対策の拠点テライト」を管理運営する。施設として設置した「若者就職サポートセンター」及び「若者就職サポートセンター鹿屋サテライト」において若年者の雇用環境の改善を図る。</p>					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			13,568	14,232	12,730
	決算			12,988	13,181	12,150
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	12,150	12,150	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		722	1,367	10,061	12,150	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
若年者就職サポートセンターの冷暖房負担金	冷暖房負担金(平成27年4月～平成28年3月分)月額45,355円	鹿児島商工会議所	544
鹿屋市産業支援センター施設維持管理費負担金(27年度分)	鹿屋市産業支援センター(若年者就職サポートセンター-鹿屋サテライト)の施設維持管理の負担金	鹿屋市役所	177
計			722

2) 委託料

名称	内容	支出先	支出額 (千円)
「鹿児島県若年者就職サポートセンター」管理運営業務委託	鹿児島県若年者就職サポートセンター及び鹿屋サテライトの平成27年度管理運営の委託	鹿児島商工会議所	755
「鹿児島県若年者就職サポートセンター」清掃管理業務委託	鹿児島県若年者就職サポートセンターの平成27年の清掃管理業務の委託	星光ビル管理(株)	324
その他			288
計			1,367

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
使用料及び賃借料	「若者就職サポートセンター」賃借料(共益費を含む)	若年者就職サポートセンターの賃借料(月額404,457円)	鹿児島商工会議所	4,853
	鹿児島魅力企業に会える! 合同企業説明会会場使用料	合同企業説明会の会場費	城山観光(株)	803
	県内企業と高校等就職指導担当者との情報交換会(7/6)に伴う会場使用料	情報交換会の会場費	城山観光(株)	324
	鹿児島県若者就職サポートセンター業務用パソコン賃借料	PCの使用料(月額11,880円)	(株)エム・エム・シー	142
	その他	高等学校の県内企業見学会などがある		1,935
	小計			8,059
その他	需用費、役務費等			2,003
	計			10,061

7. ふるさと人材確保事業(No.18)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成 18 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	U I ターン希望者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保や県内産業の振興を図る。					
根拠法令等	—					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			6,865	7,528	6,042
	決算			6,172	6,835	5,659
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	3,000	2,659	5,659	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	5,659	5,659	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
報酬	非常勤職員報酬	2名分の報酬	非常勤職員	3,156
旅費	打ち合わせ会議旅費他		県職員他	716
その他	使用料及び賃借料など			1,786
	計			5,659

8. 障害者雇用促進事業(No.19)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	平成 19 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6 (1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ②多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保					
事業の目的	県民一般、特に事業主に対し、障害者の雇用についての理解を深めるための啓発等を行い、障害者の雇用の促進を図る。					
根拠法令等	障害者雇用促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	労政費	目	就職促進費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			8,940	12,287	12,436
	決算			8,132	11,172	11,683
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		0	0	11,683	11,683	
	節内訳	負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	合計	
		27	4,223	7,432	11,683	

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助金及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
南日本新聞広告協賛金	9月障害者雇用支援月間に関する南日本新聞の一面広告に対する広告協賛金		27
計			27

2) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額(千円)
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	あまみ障害者就業・生活支援センター管区にて障害者雇用経験のない事業主に、障害者の短期雇用を体験してもらう事業。	社会福祉法人三環舎	100
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をくまげ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人暁星会	223
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をなんさつ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人敬和会	418
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をおおすみ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人天上会	984
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をあいらいさ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人真奉会	646
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をかごしま障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	1,502
「企業による障害者雇用体験事業」業務委託	同上の内容をほくさつ障害者就業・生活支援センター管区にて実施。	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	346
計			4,223

3) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額(千円)
報酬	障害者就業開拓推進員	障害者就業開拓推進員による求人情報開拓に対する報酬。	障害者就業開拓推進員3名	4,749
	小計			4,749
その他				2,682
	計			7,432

9. 技能向上促進事業(No.22)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 34 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1)ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ⑤ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	鹿児島県職業能力開発協会が行う各種講習会及び技能検定試験実施等に要する経費の補助を行うとともに、熟練技能者が技を競い合う「かごしま技能競技大会」を開催し、労働者の技能の向上を図る。					
根拠法令等	雇用保険法施行規則、職業能力開発促進法等					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業訓練総務費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			27,436	26,543	33,398
	決算			27,311	26,439	33,306
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
			15,802	0	17,504	33,306
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
			33,004	100	202	33,306

(2) 事業費の概要

1) 負担金補助及び交付金

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
補助金	技能向上促進事業補助金	鹿児島県職業能力開発協会	31,604
負担金	かごしま技能競技大会負担金	鹿児島県職業能力開発協会内 かごしま技能協議大会実行委員会	500
		鹿児島県職業能力開発協会内 鹿児島県技能祭実行委員会	900
合計			33,004

2) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
平成 27 年度技能者講習会 委託契約			100

10. 職業能力開発校施設整備事業(No.23)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 21 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6 (1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ③ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	県立高等技術専門校において、必要な実習場の整備及び維持補修を行う。					
根拠法令等	職業能力開発促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目	職業能力開発校費
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			12,779	19,289	20,793
	決算			11,424	11,080	18,655
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
					1,725	7,335
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
					0	286

(2) 事業費の概要

1) 委託料

摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
宮之城高等技術専門校寄宿舍屋根 防水補修工事実施設計 (食事棟)	屋根防水補修工事実施設計		286

2) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
工事請負費	吹上高等技術専門校 渡り廊下補修工事	渡り廊下補修工事	(株)つばめ 機動建設	7,335
	宮之城高等技術専門 校寄宿舍屋根防水補 修工事 (食堂他)	寄宿舍屋根防水補修工 事	(株)南防	3,450
	小計			10,786

その他				7,582
	計			18,369

11. 職業能力開発校設備整備事業(No.24)

(1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	雇用労政課	開始年度	昭和 43 年度	
かごしま将来ビジョンとの関連	6(1) ふるさとでいきいきと働ける環境づくり ③ 多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実					
事業の目的	県立高等技術専門校において、職業訓練に必要な機械器具の整備を行う。					
根拠法令等	職業能力開発促進法					
対応する歳出科目 (款・項・目)	款	労働費	項	職業訓練費	目 職業能力開発校費	
事業費推移 (千円)				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	予算 (最終)			49,662	8,933	9,662
	決算			49,121	8,861	9,598
平成 27 年度 事業費内訳 (千円)	財源内訳	国庫支出金	その他特定 財源	一般財源	合計	
		4,560	0	5,037	9,598	
	節内訳	負担金補助及 び交付金	委託料	その他	合計	
		0	0	9,598	9,598	

(2) 事業費の概要

1) その他

節	摘要	内容	支出先	支出額 (千円)
備品購入費	パーソナルコンピュータ（サーバほか）	宮之城高等技術専門校のサーバ	(株)エム・エム・シー	2,376
	角のみ盤	宮之城高等技術専門校で授業に使用する角のみ盤	前田機工(株)	1,706
	その他			1,239
	小計			5,322
使用料	メカトロニクス科 数値制御旋盤システム一式リース料	始良高等技術専門校で使用している数値制御旋盤システム一式リース料	三菱電機クレジット(株)	2,608
	メカトロニクス科 マシニングセンターシステム一式リース料	始良高等技術専門校で使用しているマシニングセンターシステム一式リース料	東京センチュリーリース	1,323
	CAD システムリース料	宮之城高等技術専門校で使用している CAD システムリース料	南日本マイクロコンピュータ(株)	344
	小計			4,276
	計			9,598